

整備主任者(検査員) 研 修 資 料

法 令 研 修

令 和 4 年 度

【九州共通教材】

目 次

I 整備事業関係

1. 令和3年度 自動車特定整備業実態調査結果の概要について…………… 1
2. 「不正改造車を排除する運動」の強化月間における
街頭検査等の実施結果について（プレスリリース）…………… 6
3. 新たな自動車整備士資格制度の概要…………… 7

II 指定整備事業関係

1. 指定自動車整備事業者の処分状況…………… 11
2. 指定自動車整備事業者による厳正かつ公正な事業運営の徹底について…………… 15
3. 「指定自動車整備事業における不正行為の防止について」の取扱について …… 17

III 検査業務関係

1. 審査事務規程の第39次改正概要 …… 21
・審査事務規程4-7-3 （審査継続）
2. 審査事務規程の第40次改正概要 …… 23
・審査事務規程7-23 （燃料装置）
・審査事務規程7-25 （高圧ガス燃料装置）
3. 審査事務規程の第42次改正概要 …… 43
・審査事務規程7-108、8-108 （後退時車両直後確認装置）
・審査事務規程7-13、8-13 （かじ取装置）
4. OBD 検査の導入に向けた事前準備について …… 51

IV Q&A

1. 指定関係…………… 56
2. 研修関係…………… 62
3. 整備関係…………… 63
4. 検査申請（窓口）手続き関係…………… 65
5. 検査関係…………… 66

V 参考資料

1. 自動車検査の法定手数料変更のお知らせ…………… 70
2. 自動車検査証の有効期間及び定期点検時期早見表…………… 73
3. 定期点検項目数・走行距離項目数一覧…………… 74
4. 保安基準適合証の余白に記載する保険会社名の略称表…………… 75
5. ディーゼル自動車の排出ガス測定について…………… 76
6. 指定整備記録簿の「目視等による検査」欄と保安基準の対照表…………… 80
7. 保安基準適合証の交付の可否等について…………… 82
8. 【整備工場コード】お知らせ …… 83
9. 重量税額照会システムのお知らせ…………… 84
10. 自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて …… 86
11. 受検者の皆様へ（事故注意喚起）…………… 88

I 整備事業関係

1. 令和3年度 自動車特定整備業実態調査結果の概要について

この度、令和3年度の自動車特定整備業実態調査の結果がまとまりましたので、概要をお知らせします。

1. 目的

本調査は、自動車整備業の現状及び経営状況等の実態を把握し、同事業の健全な発達に資する方策の基礎資料として活用することを目的として実施するものです。

2. 調査時点

令和3年6月末現在。整備売上高については、令和2年7月1日から令和3年6月末までに決算が終了した事業実績であり、会計年度では「令和2年度」実績となります。

3. 調査結果の概要（別紙参照）

道路運送車両法に規定する自動車整備事業者(令和3年6月末時点 91,454 事業場)のうち約2割を対象として調査を行いました。(有効回答数は全事業場の約1割)

令和3年度調査における総整備売上高は5兆5,510億円となり、前年度と比較すると1,051億円(1.9%)減と5年ぶりの減少となりました。

なお、詳細の分析は3月発刊予定の「令和3年度版自動車整備白書」に掲載する予定です。

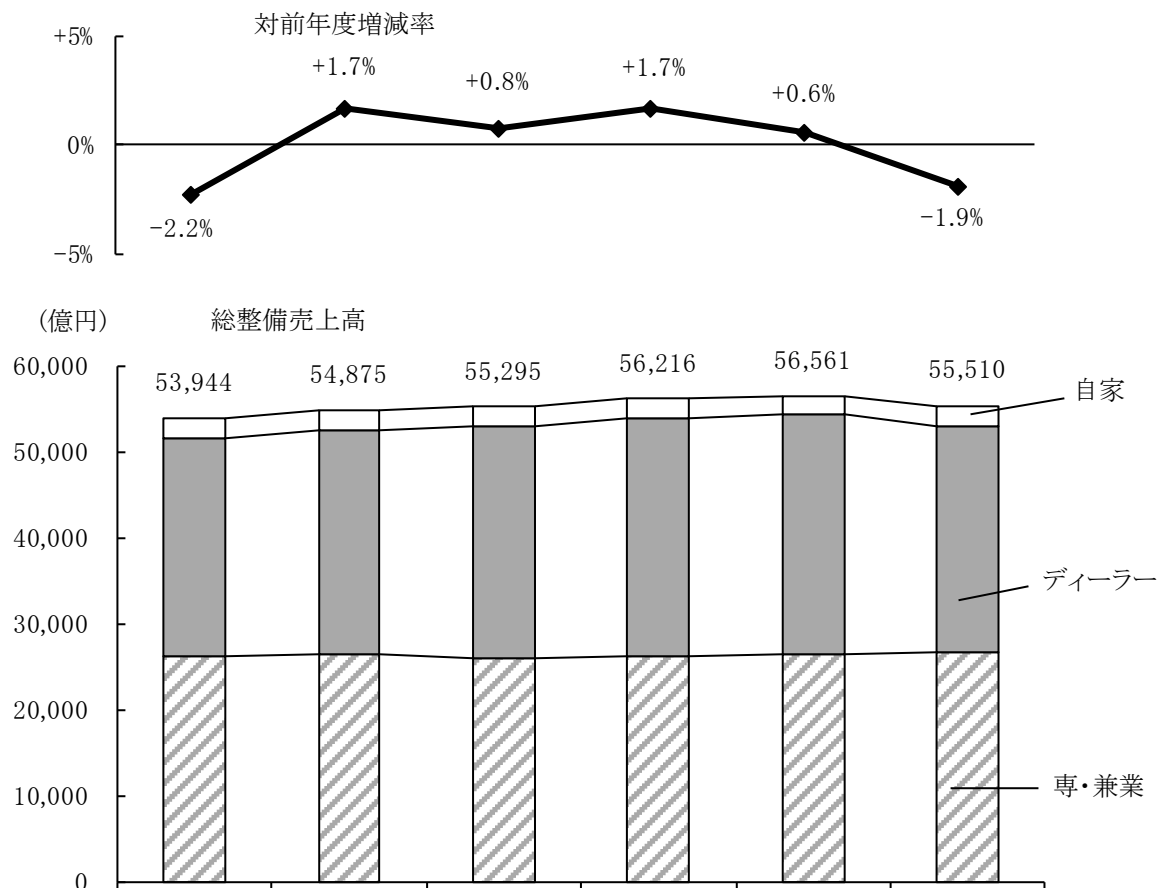
- 注) 1. 専 業：自動車整備業の売上高が総売上高の50%をこえる事業場
2. 兼 業：兼業部門（自動車販売、部品用品販売、保険、石油販売等）の売上高が総売上高の50%以上を占める事業場（ディーラーを除く）
3. ディーラー：自動車製造会社又は国内一手卸売販売会社と特約販売店契約を結んでいる企業の事業場
4. 自 家：主として自企業が保有する車両の整備を行っている事業場

(1) 総整備売上高

直近6年間の総整備売上高の推移をみると、近年増加が続いていましたが、令和3年度は5年ぶりに減少しました。

業態別に前年度と比較すると、専・兼業が107億円(0.4%)増、ディーラーが1,330億円(4.8%)減、自家が172億円(8.0%)増となり、ディーラーのみ減少しました。

作業内容別では、「車検整備」が2.6%増、「定期点検整備」が2.3%増、「事故整備」が7.7%減、「その他整備」が4.7%減と、「事故整備」及び「その他整備」が減少しました。



調査年度 業態	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	R3-R2
専・兼業	26,285	26,558	26,077	26,274	26,650	26,757	+107
	-4.1%	+1.0%	-1.8%	+0.8%	+1.4%	+0.4%	
	19,751	19,947	19,364	19,444	19,854	20,144	+290
	-2.3%	+1.0%	-2.9%	+0.4%	+2.1%	+1.5%	
兼業	6,534	6,611	6,713	6,830	6,796	6,613	-183
	-9.0%	+1.2%	+1.5%	+1.7%	-0.5%	-2.7%	
ディーラー	25,355	26,147	26,927	27,672	27,749	26,419	-1,330
	-0.04%	+3.1%	+3.0%	+2.8%	+0.3%	-4.8%	
自家	2,304	2,170	2,291	2,270	2,162	2,334	+172
	-2.7%	-5.8%	+5.6%	-0.9%	-4.8%	+8.0%	
合計	53,944	54,875	55,295	56,216	56,561	55,510	-1,051
	-2.2%	+1.7%	+0.8%	+1.7%	+0.6%	-1.9%	

(単位・億円)

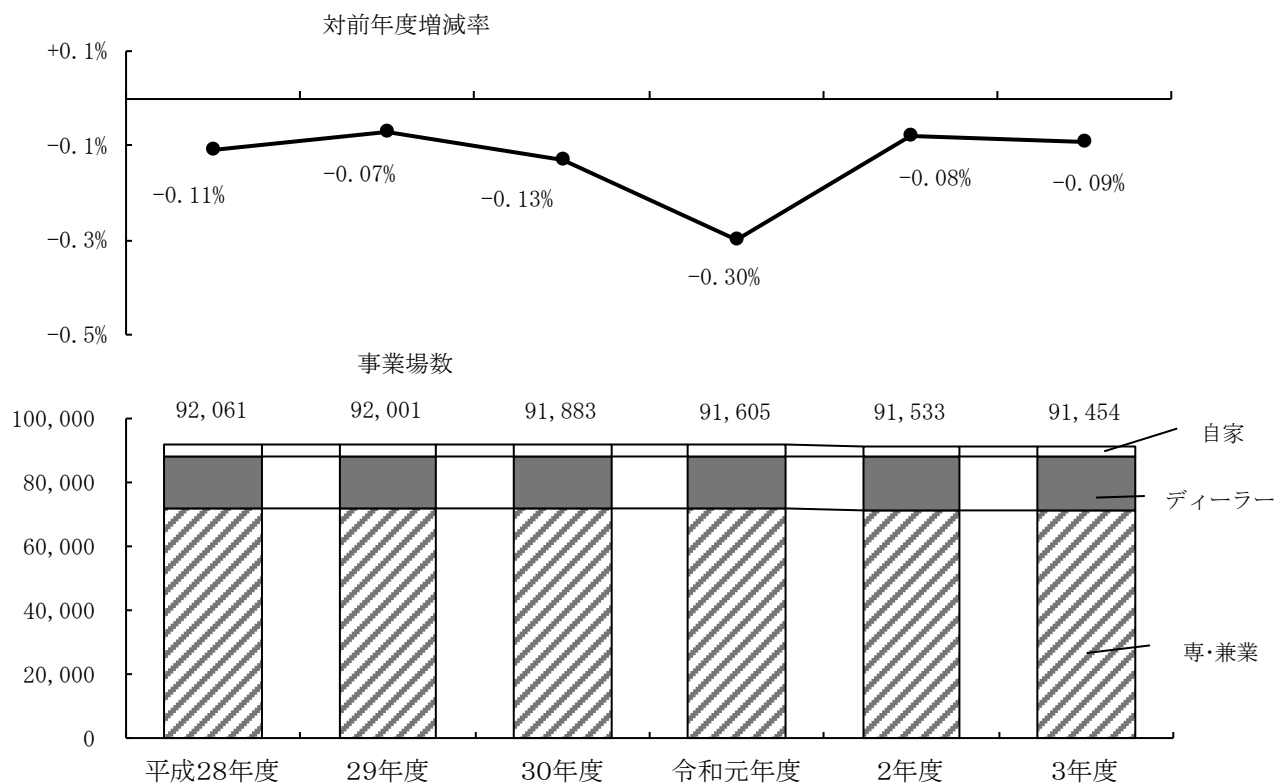
業態		作業内容	車 検 整 備			定 期 点 検 整 備				事故整備	その他整備	合 計
			2 年	1 年	小 計	1 年	6 か 月	3 か 月	小 計			
専・兼業	専・兼業	売上高	8,289	4,247	12,536	576	141	423	1,140	4,951	8,130	26,757
		増減額	+92	+81	+173	+49	-12	+77	+114	-10	-170	+107
		増減比	+1.1%	+1.9%	+1.4%	+9.3%	-7.8%	+22.3%	+11.1%	-0.2%	-2.0%	+0.4%
	専 業	売上高	5,842	3,586	9,428	403	101	383	887	3,827	6,002	20,144
		増減額	+64	+72	+136	+46	-18	+85	+113	+35	+6	+290
		増減比	+1.1%	+2.0%	+1.5%	+12.9%	-15.1%	+28.5%	+14.6%	+0.9%	+0.1%	+1.5%
	兼 業	売上高	2,447	661	3,108	173	40	40	253	1,124	2,128	6,613
		増減額	+28	+9	+37	+3	+6	-8	+1	-45	-176	-183
		増減比	+1.2%	+1.4%	+1.2%	+1.8%	+17.6%	-16.7%	+0.4%	-3.8%	-7.6%	-2.7%
ディーラー	ディーラー	売上高	7,556	1,770	9,326	2,272	370	238	2,880	4,253	9,960	26,419
		増減額	+397	-6	+391	-31	+37	-39	-33	-881	-807	-1,330
		増減比	+5.5%	-0.3%	+4.4%	-1.3%	+11.1%	-14.1%	-1.1%	-17.2%	-7.5%	-4.8%
自家	自家	売上高	642	367	1,009	39	44	61	144	455	726	2,334
		増減額	+537	+50	+587	+3	+46	+43	+92	-805	-925	-1,051
		増減比	+3.4%	+0.8%	+2.6%	+0.1%	+9.0%	+6.3%	+2.3%	-7.7%	-4.7%	-1.9%
合計	合計	売上高	16,487	6,384	22,871	2,887	555	722	4,164	9,659	18,816	55,510
		増減額	+537	+50	+587	+3	+46	+43	+92	-805	-925	-1,051
		増減比	+3.4%	+0.8%	+2.6%	+0.1%	+9.0%	+6.3%	+2.3%	-7.7%	-4.7%	-1.9%

(単位・億円)

(2) 事業場数

調査時点における事業場数は 91,454 事業場で、前年度と比較すると 79 事業場(0.09%)減と 6 年連続の減少となりました。

指定工場数は 30,083 事業場で、前年度と比較すると 2 事業場(0.01%)減となりました。



(3) 整備関係従業員数

整備関係従業員数は 544,670 人で、前年度と比較すると 5,584 人(1.0%)増となっています。

(4) 整備要員数及び整備士数

整備要員数は 398,952 人で、前年度と比較すると 266 人(0.07%)減となっています。

整備士数は 334,319 人で、前年度と比較すると 5,274 人(1.6%)減となり、整備要員数に対する整備士数の割合(整備士保有率)は 83.8%で 1.3 ポイント減少しています。

＊参考：内数として、女性整備要員数は 18,605 人(467 人減)、女性整備士数は 10,930 人(198 人減)、整備要員数に占める女性整備要員数の割合は 4.7%、総整備士数に占める女性整備士数の割合は 3.3%

(5) 整備要員 1 人当り年間整備売上高

整備要員 1 人当り売上高(自家除く)は 13,981 千円で、前年度と比較すると 2.1%減となっています。なお、業態別では、専・兼業は 10,190 千円(0.7%増)、ディーラーは 22,440 千円(5.1%減)となりました。

(6) 整備要員平均年齢

整備要員平均年齢(自家を除く)は 46.4 歳で、前年度と比較すると 0.7 歳上昇しました。

(7) 整備要員年間平均給与

整備要員の年間平均給与(自家を除く)は 3,987 千円となり、前年度と比較すると 24 千円(0.6%)増加しています。

自動車整備業の概要

項目	調査年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	R3/R2
1. 総整備売上高 ※ (億円)		53,944	54,875	55,295	56,216	56,561	55,510	98.1 %
	専・兼業 (比率、%)	26,285 (48.7)	26,558 (48.4)	26,077 (47.2)	26,274 (46.7)	26,650 (47.1)	26,757 (48.2)	100.4 %
	専業 (比率、%)	19,751 (36.6)	19,947 (36.3)	19,364 (35.0)	19,444 (34.6)	19,854 (35.1)	20,144 (36.3)	101.5 %
	兼業 (比率、%)	6,534 (12.1)	6,611 (12.0)	6,713 (12.1)	6,830 (12.1)	6,796 (12.0)	6,613 (11.9)	97.3 %
	ディーラー (比率、%)	25,355 (47.0)	26,147 (47.6)	26,927 (48.7)	27,672 (49.2)	27,749 (49.1)	26,419 (47.6)	95.2 %
	自家 (比率、%)	2,304 (4.3)	2,170 (4.0)	2,291 (4.1)	2,270 (4.0)	2,162 (3.8)	2,334 (4.2)	108.0 %
2. 企業数		73,371	73,083	73,018	72,845	72,523	72,214	99.6 %
3. 事業場(工場)数		92,061	92,001	91,883	91,605	91,533	91,454	99.9 %
	専・兼業	72,211	72,200	71,993	71,734	71,654	71,585	99.9 %
	専業	56,735	56,868	56,270	56,032	56,156	56,075	99.9 %
	兼業	15,476	15,332	15,723	15,702	15,498	15,510	100.1 %
	ディーラー	16,213	16,180	16,252	16,349	16,315	16,305	99.9 %
	自家	3,637	3,621	3,638	3,522	3,564	3,564	100.0 %
4. 指定工場数		29,855	29,983	30,075	30,087	30,085	30,083	100.0 %
5. 整備関係従業員数 (人)		537,880	534,279	535,418	536,493	539,086	544,670	101.0 %
6. 整備要員(工員)数 (人)		400,713	399,717	399,374	399,135	399,218	398,952	99.9 %
	うち整備士数 (人)	334,655	336,360	338,438	336,897	339,593	334,319	98.4 %
	整備士保有率 (%)	83.5	84.1	84.8	84.4	85.1	83.8	—
7. 1事業場当り整備要員数 (人)		4.4	4.3	4.3	4.4	4.4	4.4	±0.0 人
8. 保有車両数 (3月末、千台)		80,901	81,260	81,563	81,789	81,850	82,078	100.3 %
9. 技術料(工賃)の値上率 (%)		+ 0.8	+ 0.7	+ 1.0	+ 1.5	+ 2.0	+ 2.0	—
10. 整備要員 1人当り 年間整備 売上高 ※ (千円)	専・兼業	9,900	10,021	9,866	9,963	10,115	10,190	100.7 %
	専業	9,654	9,751	9,581	9,647	9,817	10,007	101.9 %
	兼業	10,731	10,929	10,794	10,982	11,097	10,790	97.2 %
	ディーラー	21,867	22,639	23,212	23,635	23,646	22,440	94.9 %
	平均(自家を除く)	13,539	13,850	13,936	14,166	14,284	13,981	97.9 %
11. 整備要員 平均年齢 (歳)	専・兼業	48.4	49.3	49.7	49.9	50.2	50.8	+0.6 歳
	専業	49.4	50.3	50.8	50.9	51.2	51.8	+0.6 歳
	兼業	45.1	46.1	46.3	46.8	47.0	47.7	+0.7 歳
	ディーラー	34.8	35.0	35.3	35.5	35.7	36.4	+0.7 歳
	平均(自家を除く)	44.3	45.0	45.3	45.5	45.7	46.4	+0.7 歳
12. 整備要員 年間平均 給与 (千円)	専・兼業	3,542	3,573	3,582	3,622	3,653	3,674	100.6 %
	専業	3,501	3,523	3,539	3,571	3,604	3,624	100.6 %
	兼業	3,679	3,742	3,722	3,786	3,814	3,840	100.7 %
	ディーラー	4,495	4,569	4,661	4,606	4,660	4,685	100.5 %
	平均(自家を除く)	3,831	3,875	3,911	3,924	3,963	3,987	100.6 %

(注) 各項目の数値は、各年6月現在のものである。ただし、※印の数値は、各事業場の6月に最も近い決算期の数値によるものである。
 なお、平成28年度は全事業場を対象に調査を実施し、その年度以外は2割の抽出調査である。(R4.2.1構成比率を訂正)

2. 不正改造車を排除する運動の強化期間における街頭検査等の実施結果について

プレスリリース

News Release



国土交通省九州運輸局

令和4年7月12日

「不正改造車を排除する運動」の強化月間における街頭検査等の実施結果

～不正改造車6台に整備命令書を交付～

九州運輸局では、「不正改造車を排除する運動」の強化月間（6月）において、警察、独立行政法人自動車技術総合機構九州検査部、その他関係団体等の協力を得て、街頭検査を実施し、九州運輸局管内の各運輸支局構内での構内検査等も合わせ、計442台の車両について検査を行いました。

その結果、街頭検査での不正改造を行っていた車両はありませんでしたが、警察から検査要請があった車両及び、構内検査での車両に不正改造箇所があり、保安基準に不適合であったため整備命令書を交付しました。

九州運輸局では、強化月間終了後においても、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を勘案しつつ関係機関と協力し、街頭検査を実施することとし、不正改造車の排除に努めるとともに自動車の使用者に対し指導等を行ってまいります。



【検査結果】

- ・ 街頭検査台数 293 台
- ・ 警察要請検査台数 2 台
- ・ 構内検査台数 147 台
- ・ 整備命令書交付台数 6 台（二輪1台）

運輸と観光で九州の元気を創ります

<お問い合わせ先>

- ・ 不正改造車排除運動に関すること

九州運輸局自動車技術安全部整備課 担当：福田・鈴木

TEL：092-472-2537

- ・ 街頭検査の実施に関すること

九州運輸局自動車技術安全部技術課 担当：田代

TEL：092-472-2539



3. 新たな自動車整備士資格制度の概要

1. 自動車整備士資格制度の考え方

(1) 自動車整備士の区分・種類

自動車整備士の資格制度は、自動車全体を対象とする「一級から三級」の自動車整備士資格と自動車の装置の種類を対象とする「特殊」の自動車整備士資格に大別する現在の体系で効率的な資格取得が行われており、特に課題等が確認されないことから、この体系を維持する。

一級から三級の自動車整備士の種類については、車種や燃料の種類により分かれているが、近年、EV やFCV など新たな動力源を搭載した様々な自動車が普及していることを踏まえるとともに、各級の自動車整備士の種類における役割に差がないことや三級から一級まで体系立ててステップアップすることを見据えて、これまで細分していた種類を統合し、二輪自動車を含めた自動車全般に係る知識や技能を総合的に有する資格とし、自動車整備士（総合）とする。ただし、二輪自動車は、四輪自動車と比較して構造が簡易であり、必要な知識や技能が異なるため、別に資格を設定し、自動車整備士（二輪）とする。

なお、一級大型自動車整備士の有資格者がいないことから当該種類が統合されることによる影響はないものと考えられる。

また、「シャシ」について、原動機を除く事業場の整備主任者の役割を担える二級自動車シャシ整備士の需要は少ない状況であり、原動機を除く事業場は、認証工場全体の約6%となっている。また、後述する自動車車体・電子制御装置整備士が一定の講習（現行の二級自動車シャシ整備士の二種養成施設のカリキュラムを受講及び修了試験を想定。以下「一定の講習」という。）を修了した場合には、原動機を除く事業場の整備主任者の役割を担えるよう措置することにより、当該種類が統合されることによる影響は少ないものと考えられる。

特殊の自動車整備士は、自動車の装置における一般知識を有する必要があることから、タイヤ、電気装置及び車わく・車体を整備する資格の3種類とし、そのうち、電気装置の整備を行う自動車電気装置整備士及び車わく・車体の整備を行う自動車車体整備士は、電子制御装置の整備について深く関係することから、各資格において、電子制御装置の整備に係る知識・技能を有することを求めるものとし、自動車タイヤ整備士、自動車電気・電子制御装置整備士、自動車車体・電子制御装置整備士とする。

新たな自動車整備士の種類と現行資格との比較について、次表のとおり整理する。

表 新たな自動車整備士の種類と現行資格との比較

区分	現行の種類	新たな種類	現行との比較
一級	①一級大型自動車整備士	一級自動車整備士（総合）	①＋②＋③
	②一級小型自動車整備士		
	③一級二輪自動車整備士	一級自動車整備士（二輪）	③
二級	④二級ガソリン自動車整備士	二級自動車整備士（総合）	④＋⑤＋⑥＋⑦ ＋電子制御装置整備
	⑤二級ジーゼル自動車整備士		
	⑥二級自動車シャシ整備士		
	⑦二級二輪自動車整備士	二級自動車整備士（二輪）	⑦
三級	⑧三級自動車シャシ整備士	三級自動車整備士（総合）	⑧＋⑨＋⑩＋⑪
	⑨三級自動車ガソリン・エンジン整備士		
	⑩三級自動車ジーゼル・エンジン整備士		
	⑪三級二輪自動車整備士	三級自動車整備士（二輪）	⑪
特殊	⑫自動車タイヤ整備士	自動車タイヤ整備士	⑫（見直しせず）
	⑬自動車電気装置整備士	自動車電気・電子制御装置整備士	⑬＋電子制御装置整備
	⑭自動車車体整備士	自動車車体・電子制御装置整備士	⑭＋電子制御装置整備

（２）自動車整備士に求められる知識・技能の水準

現行においては、一級の自動車整備士（一級二輪自動車整備士を除く。）にのみ電子制御装置に係る知識・技能を求めていたが、今後の自動車整備事業において、電子制御装置に係る整備の重要性はさらに高まると考えられるため、一級自動車整備士（総合）に加え、自動車整備事業の中核を担う二級自動車整備士（総合）においても、電子制御装置の整備に係る知識・技能を求めるものとする。

三級自動車整備士（総合）は、一級又は二級の自動車整備士の指示に従って整備を行える水準であることから、また、タイヤの整備を行う自動車タイヤ整備士については、電子制御装置に関する整備が伴わないことから、電子制御装置に係る知識・技能は求めないこととする。

新たな自動車整備士の区分ごとに求められる知識・技能の水準については、次表のとおり整理する。

表 新たな自動車整備士の各区分の資格に関する考え方

区分	求められる知識・技能の水準
一級	✓ 自動車の点検・整備・検査に係る専門的な知識及び技能（自動車整備士（総合）は、電子制御装置に係る内容を含む）を有する者 ✓ 各種の整備用診断機器を用いて応用的な故障探求ができる水準
二級	✓ 自動車の点検・整備・検査に係る一般的な知識及び技能（自動車整備士（総合）は、電子制御装置に係る内容を含む）を有する者 ✓ 単独で特定整備作業が行える水準
三級	✓ 自動車の点検・整備に係る基礎的な知識及び技能を有する者 ✓ 上位の自動車整備士の指示に従って、1人で整備が行える水準
特殊	✓ 自動車の各々の分野に係る一般的な知識及び技能（自動車電気・電子制御装置整備士及び自動車車体・電子制御装置整備士は、電子制御装置に係る内容を含む）を有する者

2. 新たな自動車整備士の役割

(1) 自動車整備士の種類に応じた役割

① 一級の自動車整備士

一級自動車整備士（総合）は、自動車整備士の最高位として、EV、PHV、HV、FCVなど多様化する自動車に対応するため、現行の一級大型自動車整備士、一級小型自動車整備士及び一級二輪自動車整備士の内容を含み、整備主任者や自動車検査員の役割を担えることとする。

一級自動車整備士（二輪）は、現行の一級二輪自動車整備士と同様の知識・技能を有するものとするが、二輪自動車のみを対象とする事業場において整備主任者や自動車検査員の役割を担えることとし、役割の明確化を図ることとする。

② 二級の自動車整備士

二級自動車整備士（総合）は、1. で述べたとおり、高度化する自動車整備事業の中核を担うことから電子制御装置の内容を含み、整備主任者や自動車検査員の役割を担えることとする。

二級自動車整備士（二輪）は、現行の二級二輪自動車整備士と同様の知識・技能を有するものとするが、二輪自動車のみを対象とする事業場において整備主任者や自動車検査員の役割を担えることとし、役割の明確化を図ることとする。

③ 三級の自動車整備士

自動車整備士の入門として、現行の三級自動車整備士の役割と同様に、自動車整備事業の認証に必要な自動車整備士数に含めることとし、一級又は二級自動車整備士の補佐としての役割を担うこととする。

④ 特殊の自動車整備士

電子制御装置整備に特化した特殊自動車整備士などの新設を検討したが、電気装置や車体の整備を行う際には、衝突被害軽減ブレーキなど先進安全装置の各種センサの調整等も伴うことから、自動車電気装置整備士及び自動車車体整備士については、それぞれ自動車電気・電子制御装置整備士及び自動車車体・電子制御装置整備士として、電子制御装置整備に対応できるようにすることとし、電子制御装置整備のみを対象とする事業場において整備主任者の役割を担えることとする。

なお、自動車タイヤ整備士は、現行どおりとする。

また、現行の二級自動車シャシ整備士の役割を引き継ぐ対応として、自動車車体・電子制御装置整備士は、一定の講習を修了した場合に原動機を除く事業場に限り整備主任者の役割を担えることとする。

表 自動車整備士の種類に応じた役割

役割		自動車 検査員		整備主任者				整備 管理 者	整備士数			
事業内容		指定整備		特定整備					特定整備			
		全車	二輪 限定	①分解整備		②電子制御 装置整備	③分解整備 ＋電子制御 装置整備		①分解整備		②電子制 御装置整 備	③分解整備 ＋電子制御 装置整備
				全車	二輪 限定				全車	二輪 限定		
一級	自動車整備士（総合）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	自動車整備士（二輪）	×	○	×	○	×	×	○	×	○	×	×
二級	自動車整備士（総合）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	自動車整備士（二輪）	×	○	×	○	×	×	○	×	○	×	×
三級	自動車整備士（総合）	×		×		×	×	○	○	○	○	○
	自動車整備士（二輪）	×		×		×	×	○	×	○	×	×
特殊	自動車タイヤ整備士	×		×		×	×	×	×		×	×
	自動車電気 ・電子制御装置整備士	×		×		○	×	×	×		○	×
	自動車車体 ・電子制御装置整備士	×		○*		○	○*	×	○*		○	○*

*原動機を除く事業場であって、一定の講習を修了した場合に、担うことが可能

（２）優良認定整備事業における役割

基本的に一級から三級の資格が必要となるが、自動車車体・電子制御装置整備士については、一定の講習を修了した場合に整備士数に含めることを可能とする。

表 自動車整備士の種類に応じた優良認定整備事業における役割

事業内容		優良認定整備事業 （一種・二種整備工場）		優良認定整備事業（特殊整備工場）			
				車体整備作業 一種・二種	原動機 整備作業	電気装置 整備作業	タイヤ 整備作業
自動車整備士数		・一種 4人以上 ・二種 2人以上	保有割合 1/3以上	2人以上	1人以上	2人以上	2人以上
一級	自動車整備士（総合）	○	○	×	○	×	×
	自動車整備士（二輪）	○	○	×	○	×	×
二級	自動車整備士（総合）	○	○	×	○	×	×
	自動車整備士（二輪）	○	○	×	○	×	×
三級	自動車整備士（総合）	○	○	×	○	×	×
	自動車整備士（二輪）	○	○	×	○	×	×
特殊	自動車タイヤ整備士	×	○	×	×	×	○
	自動車電気 ・電子制御装置整備士	×	○	×	×	○	×
	自動車車体 ・電子制御装置整備士	○*	○	○	×	×	×

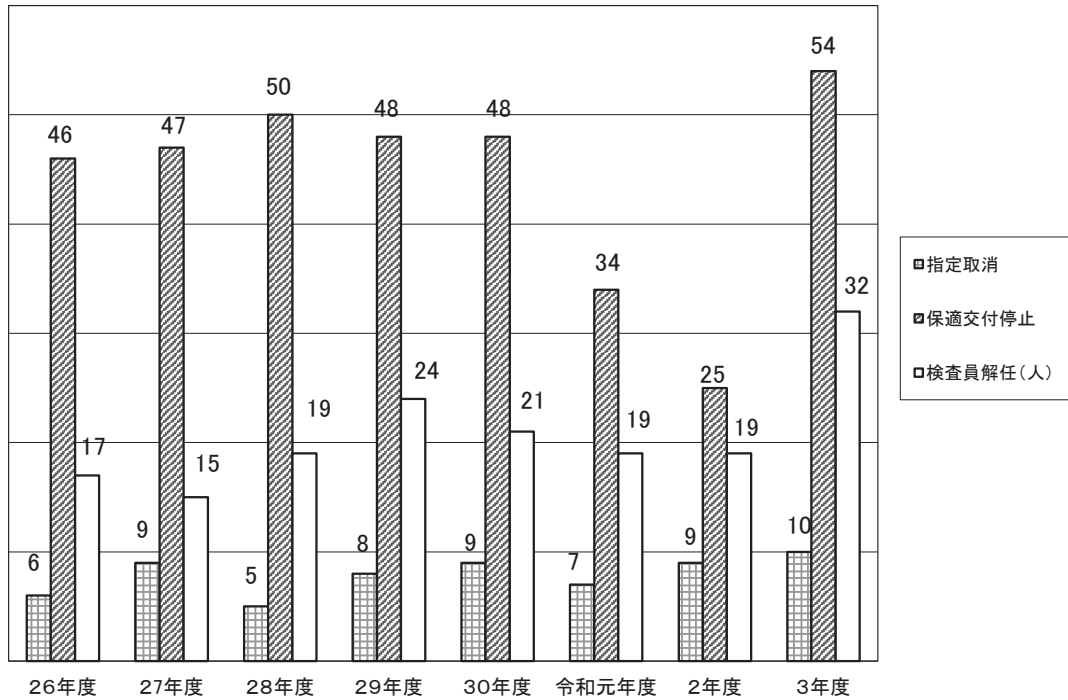
*一定の講習を修了した場合に、担うことが可能

Ⅱ 指定整備事業関係

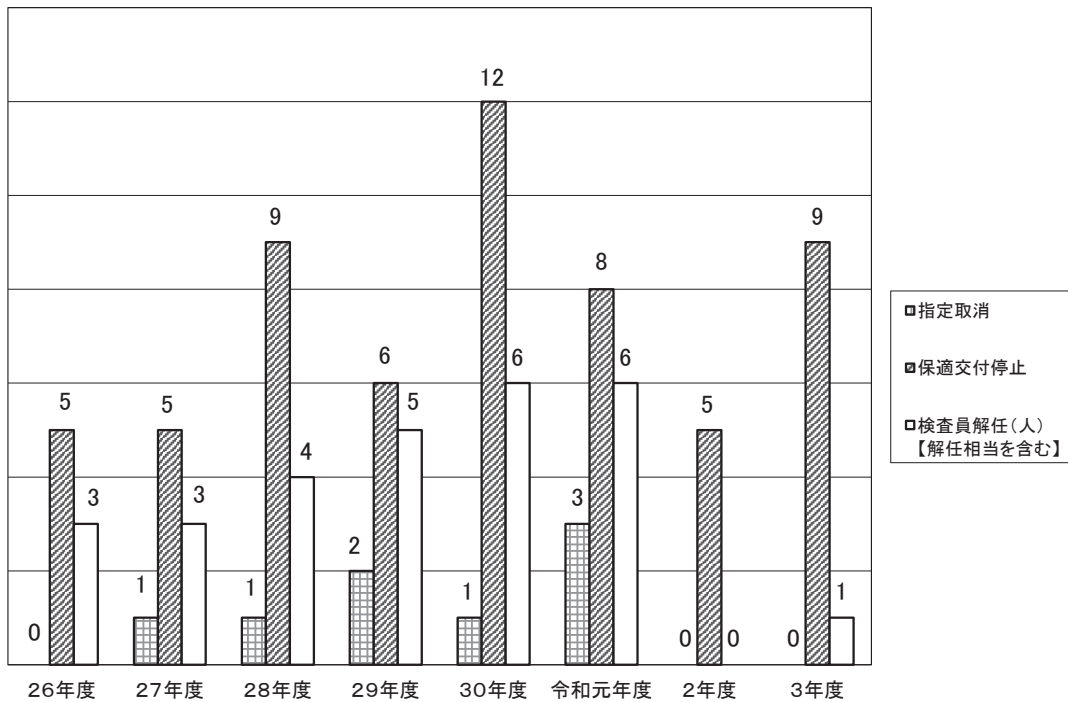
1. 指定自動車整備事業者の処分状況

1. 全国及び九州の処分状況

全 国



九 州



2. 管内の処分における違反内容

26年度		(1事業者で複数違反項目計上)						
・指定整備記録簿の虚偽記載	2件	・点検整備上の瑕疵	0件					
・指定整備記録簿の一部記載漏れ・記載誤り	0件	・法令の規定を遵守する体制でない。	1件					
・適合証の不正交付	0件	・分解整備記録簿の記載誤り	0件					
・保安基準不適合	1件	・分解整備作業に重大な瑕疵	1件					
・同一性相違	2件	・適合証の虚偽記載	0件					
・点検・整備・検査を全て実施せず	0件	・不正改造状態で手続き	2件					
・不正改造状態	2件	・工員不足	0件					
・不正改造実施	1件	・適合証の記載誤り	1件					
管内計	支局別	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
5	指定処分件数	2		1			1	1
3	認証処分件数			1	1	1		

27年度		(1事業者で複数違反項目計上)						
・虚偽の指定申請		1件	・分解整備記録簿の未交付		1件			
・指定整備記録簿の虚偽記載		3件	・分解整備記録簿の虚偽記載		2件			
・指定整備記録簿の一部記載漏れ・記載誤り		1件	・分解整備記録簿の記載誤り・記載誤り		1件			
・点検・整備・検査を全て実施せず		1件	・分解整備作業に重大な瑕疵		2件			
・点検・整備を全て実施せず		3件	・料金表を掲示していない		1件			
・検査を全て実施せず		1件	・整備主任者の虚偽の届		1件			
・点検整備上の瑕疵		1件	・整備主任者の未選任		1件			
・検査員の虚偽の届		1件	・整備主任者の変更未届		1件			
・自賠責不足で適合証交付		2件	・不正改造状態で手続き		2件			
・不正改造状態で適合証交付		1件	・ペーパー車検の依頼		1件			
・不正改造実施		2件	・ペーパー車検で手続き		1件			
・法令の規定を遵守する体制でない。		1件	・工員不足		1件			
・概算見積書の未交付		2件						
管内計	支局別	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
7	指定処分件数	3			1	1		2
5	認証処分件数	1			2			2

28年度		(1事業者で複数違反項目計上)						
・検査機器の校正を一部実施せず	1件	・不正改造状態で適合証交付	2件					
・対象車種以外に適合証交付	2件	・法令の規定を遵守する体制でない。	2件					
・指定整備記録簿の虚偽記載	2件	・概算見積書の未交付	2件					
・同一性相違	4件	・分解整備記録簿の虚偽記載	1件					
・点検・整備・検査を全て実施せず	1件	・分解整備作業に重大な瑕疵	1件					
・点検・整備を全て実施せず	1件	・料金の過剰請求	1件					
・点検・整備を一部実施せず	1件	・設備の要件を満たしていなかった。	1件					
・検査を一部実施せず(故意)	1件	・整備主任者の未届	1件					
・点検整備上又は検査上の瑕疵	2件	・整備主任者の統括管理不足	1件					
・自賠責不足で適合証交付(一部)	1件	・不正に車検証の交付を受けた	1件					
・自賠責不足で適合証交付(大部分)	1件	・工員不足	1件					
管内計	支局別	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
10	指定処分件数	2		2	2		3	1
3	認証処分件数	1					1	1

29年度		(1事業者で複数違反項目計上)						
・指定整備記録簿の虚偽記載	1件	・不正改造状態で適合証交付	1件					
・同一性相違	3件	・不適合状態で適合証交付	2件					
・点検・整備・検査を全て実施せず	2件	・検査と整備が分業化されていない	1件					
・適合証の交付年月日の記載誤り	1件	・概算見積書の未交付	1件					
・検査を一部実施せず	2件	・ペーパー車検で手続き	2件					
・自賠責の未提示で適合証を交付	1件	・違反行為の依頼	1件					
・自賠責不足で適合証交付(一部)	1件	・廃止届未提出	5件					
・法令の規定を遵守する体制でない。	2件	・不正に車検証の交付を受けた	1件					
管内計	支局別	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
8	指定処分件数			4		1	1	2
10	認証処分件数	6		1		1		2

30年度		(1事業者で複数違反項目計上)						
・指定整備記録簿の虚偽記載	4件	・不正改造状態で適合証交付	3件					
・指定整備記録簿の一部記載漏れ・記載誤り	1件	・不適合状態で適合証交付	4件					
・同一性相違	2件	・分解整備記録簿の虚偽記載	3件					
・点検・整備・検査を全て実施せず	1件	・分解整備記録簿の未交付	1件					
・点検・整備を全て実施せず	3件	・概算見積書の未交付	1件					
・検査を全て実施せず	1件	・料金表を掲示していない	1件					
・検査を一部実施せず	4件	・工員不足	1件					
・適合証の検査年月日の虚偽記載	2件	・整備主任者の統括管理不足	3件					
・自賠責不足で適合証交付(一部)	2件	・認証外の作業場で分解整備実施	2件					
・自賠責不足で適合証交付(大部分)	1件	・ペーパー車検で手続き	1件					
・法令の規定を遵守する体制でない。	3件	・ペーパー車検の依頼	1件					
管内計	支局別	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
13	指定処分件数	5	1	3	2	1	1	
7	認証処分件数	2		1	1			3

令和元年度		(1事業者で複数違反項目計上)						
・指定整備記録簿の虚偽記載	1件	・不正改造状態で適合証交付	1件					
・指定整備記録簿の一部記載漏れ・記載誤り	3件	・不正改造を実施した	1件					
・指定整備記録簿を保存せず	1件	・不適合状態で適合証交付	2件					
・同一性相違	3件	・分解整備記録簿を保存せず	1件					
・点検・整備・検査を全て実施せず	2件	・分解整備作業に重大な瑕疵があった	1件					
・点検・整備を一部実施せず	1件	・概算見積書の未交付	3件					
・検査を全て実施せず	3件	・ペーパー車検で手続き	2件					
・検査を一部実施せず	3件	・ペーパー車検の依頼	1件					
・点検整備上又は検査上の瑕疵があった	1件	・料金表を掲示していない	1件					
・法令の規定を遵守する体制でない。	2件							
管内計	支局別	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
11	指定処分件数	5	1	1	2		1	1
7	認証処分件数	2	2	1	1		1	

令和2年度		(1事業者で複数違反項目計上)						
・指定整備記録簿の一部記載漏れ・記載誤り	2件	・適合証未交付	1件					
・特定(分解)整備記録簿の写し未交付	1件	・同一性相違	1件					
・特定(分解)整備記録簿の一部記載漏れ	1件	・点検・整備を一部実施せず	1件					
・特定(分解)整備作業に重大な瑕疵があった	1件	・検査を一部実施せず	1件					
・整備内容等を説明していない	1件	・点検整備上又は検査上の瑕疵があった	1件					
・自賠責不足で適合証交付(大部分)	1件	・廃止届未提出	1件					
管内計	支局別	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
5	指定処分件数	2				2		1
3	認証処分件数			1		1		1

令和3年度		(1事業者で複数違反項目計上)						
・法令の規定を遵守する体制でない。	3件	・点検整備上又は検査上の瑕疵があった	2件					
・自賠責不足で適合証交付(一部分)	1件	・指定整備記録簿の虚偽記載	4件					
・同一性の相違での適合証交付	1件	・指定整備記録簿の記載漏れ	2件					
・不正改造状態で適合証交付	1件	・特定整備記録簿の虚偽記載	5件					
・不適合状態で適合証交付(故意)	1件	・特定整備記録簿の記録なし	1件					
・不適合となるおそれがある状態で適合証交付	1件	・特定整備記録簿の未交付	1件					
・検査を一部実施せず(故意)	1件	・特定整備作業に重大な瑕疵があった	1件					
・検査を一部実施せず	1件	・整備主任者の統括管理不足	3件					
・点検・整備を一部実施せず	2件	・廃止届未提出	2件					
・点検に付随する整備作業が実施出来る体制にない	1件							
管内計	支局別	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
9	指定処分件数	6			1		1	1
8	認証処分件数	4		1				3

処 分 一 覧 表 （ 令 和 3 年 度 ・ 指 定 ）

番号	支局	事業 形態	違反事項	処分 基準	処分日	処分内容
1	福岡	ディーラー	・適合証交付自動車に点検整備上又は検査上の瑕疵があった	2年	5月31日	交付停止15日
2	宮崎	専業	・同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証を交付した	2年	6月9日	交付停止15日
3	鹿児島	ディーラー	・法令の規定を遵守する体制でない ・点検整備の一部を実施せず保安基準適合証を交付した ・指定整備記録簿の虚偽記載があった	2年	7月16日	交付停止25日
4	福岡	専業	・自賠責の一部未加入状態で適合証を交付した。(一部分) ・不正改造状態で適合証交付 ・指定整備記録簿の一部記載漏れ。	2年	8月26日	交付停止30日
5	福岡	ディーラー	・適合証交付自動車に点検整備上又は検査上の瑕疵があった	2年	9月13日	交付停止15日
6	福岡	協業	・指定整備記録簿の虚偽記載	2年	10月11日	交付停止30日
7	福岡	専業	・法令の規定を遵守する体制でない ・故意により保安基準不適合状態で適合証を交付した ・故意により検査の一部を実施せず適合証を交付した ・点検整備の一部を実施せず保安基準適合証を交付した ・故意以外により検査の一部を実施せず適合証を交付した ・指定整備記録簿の虚偽記載があった ・指定整備記録簿の記載漏れ	2年	1月20日	交付停止50日 解任命令相当 1名
8	熊本	ディーラー	・点検に付随して行われる整備作業が実施出来る体制にない ・保安基準不適合状態となるおそれがある状態で適合証を交付した	2年	3月25日	交付停止80日
9	福岡	ディーラー	・法令の規定を遵守する体制でない ・指定整備記録簿の虚偽記載があった	2年	3月25日	交付停止20日

2. 指定自動車整備事業者による厳正かつ公正な事業運営の徹底について

国自整第 169 号の 2
令和 3 年 10 月 12 日

九州運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局整備課長

指定自動車整備事業者による厳正かつ公正な事業運営の徹底について

指定自動車整備事業における事業運営の適正化については、自動車検査の一翼を担うことの重要性に鑑み、これまでも監査、研修等を通じて法令に基づく業務の適正な実施の徹底を図ってきたところである。

しかしながら、依然として指定自動車整備事業者による悪質な不正事案が確認されており、これら不正行為は、指定自動車整備事業制度の根幹を揺るがし、指定自動車整備事業の社会的信頼を著しく失墜させるおそれがあることから、指定自動車整備事業者の不正行為を根絶させる必要がある。

については、下記により関係者に対する指導の一層の強化を図られたい。

なお、別紙のとおり一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長に対し通知したので了知されたい。

自動車製作者及び各輸入車販売代理店に対し別添のとおり連絡していることを申し添える。

記

1. 研修等の機会を捉え、指定自動車整備事業者及び従業員（整備従業員以外の者も含む）並びに自動車検査員に対し、自動車の安全・環境基準への適合を確保する車検制度の根幹である国の検査を代行する指定自動車整備事業者の社会的責務の重さと法令遵守の重要性を再認識させるよう指導を徹底すること。
2. 指定自動車整備事業者から事業改善に対する相談等があった際には適切な指導を行うこと。

事 務 連 絡
令和3年9月29日

各自動車製作者 御中
各輸入車販売代理店 御中

国土交通省自動車局
整 備 課

自動車製作者等の系列販売会社における法令遵守の徹底について

本日、関東運輸局は、トヨタモビリティ東京株式会社のレクサス高輪について、指定自動車整備事業の指定の取消処分を行いました。

また、トヨタ自動車株式会社から、全国の系列販売会社の店舗（指定自動車整備事業場）に対する総点検の結果、レクサス高輪を含む12店舗における法令違反が発覚したとの報告がありました。

指定自動車整備事業者の不正行為等については、系列販売会社やその店舗において発生の防止等に取り組むべきものですが、貴社においても、指定整備事業に関し、以下の留意点を参考に関連の店舗の法令遵守状況を点検する等、必要な取組を実施して頂くようお願いいたします。

【留意点】

1. 現場業務の負担について

サービス部門の処理能力を超える業務量であったり、車検の作業時間が固定され無理な作業を強いられているなど、車検を行うエンジニアが負担とを感じる業務量となっていないか。

2. 安全に対する意識と車検制度に対するコンプライアンスについて

販売会社の経営層、店舗の管理職や従業員が、「国の業務を代行している」という民間車検制度（指定自動車整備事業制度）の役割の重要性を認識しているか。

3. 経営層・管理者と現場との意思疎通について

販売会社の経営層、店舗の管理者がサービス部門の現場の実態を十分把握しているか。また、サービス部門のエンジニアが、抱えている問題や改善提案を上層部へ伝えやすい環境となっているか

4. 社内監査について

社内監査を実施しているか。また、社内監査が実質的に機能し、車検に関するコンプライアンスの確実な執行状況を把握できているか。

5. 顧客への説明について

車検時間が一律であるとの誤解を招くような広告となっていないか。また、顧客に対し、車両の状況により予定時間内に作業が完了しない場合があることなどの説明が十分に行われているか。

3.「指定自動車整備事業における不正行為の防止について」の取扱いについて

事 務 連 絡
平成29年8月25日

「指定自動車整備事業における不正行為の防止について」の取扱いについて

指定自動車整備事業者に対しては、業務の重要性を鑑み、これまでも監査、研修会等を通じて法令遵守の徹底を図ってきたところです。

しかしながら、依然として法令に違反する事例が発生しており、最近においては、不正行為が組織的に行われるなど、巧妙化、悪質化し、保安基準適合証等を不正に交付する行為が発生しています。

これらの行為は、指定自動車整備制度の根幹を揺るがし、国民の信頼を損なう重大かつ悪質な行為である。その再発防止が厳に求められることから、平成29年8月25日付け（九運技整第396号）をもって自動車技術安全部長から管内運輸支局長あて「指定自動車整備事業における不正行為の防止について」により通知しているところです。

つきましては、指定自動車整備事業者が、国に代わり業務を遂行する任にある事を踏まえ、下記について関係者に対する指導の強化を図られたい。

記

1. 指定自動車整備事業者や自動車検査員に対し指定自動車整備事業の社会的責務の重要性を再認識させるように監査、研修会等あらゆる機会を捉え指導すること。
2. 指定自動車整備事業者に対して、別添の点検表を用いて点検を行うよう促すこと。また、監査等の機会を捉え点検表の実施内容を確認すること。
3. 指定自動車整備事業者に対して、事業場にて点検、整備、及び検査を行った車両であることを明確にし保存すること。

指定自動車整備事業 点検表

※実施者は役員又は役員に準ずる者（部門長&事業場管理責任者等）

指定番号	点検日				令和 年 月 日				実施者							
事業場名																
対象自動車	普通(大)	普通(中)	普通(小)	普通(乗)	小四	小三	小二	軽	大特							
工員数(B)	名	内 訳	1級整備士※		名	整備士保有率(A)／(B)				自動車検査員			軸重	車面重量・車面総重量	kg以下	その他条件
			2級整備士※		名											
			3級整備士※		名											
			小計(A)		名	%										
			1～3級整備士以外の工員		名	※(A)／(B)の値≧1／3以上必須										

※ 2種類以上の整備士資格を保有している場合は、数字の小さい級で集計する。

確認項目										適	・	否	備考
I 認 証 関 係	1	整備主任者に変更があった時に適切な処理が行われているか								適	・	否	
	2	整備主任者に選任している者に対して研修を受けさせているか								適	・	否	
	3	特定整備記録簿は適切に交付され、また過去2年分保存されているか								適	・	否	電子制御装置整備の全部を他の自動車特定整備事業者に外注(構内外注を除く)した場合を除く。
	4	認証工具等認証基準に適合するように設備の維持及び管理を行っているか								適	・	否	
	5	外注作業について適切に運用されているか								適	・	否	外注している場合に限る。 (電子制御装置整備を外注した場合は、作業を行った特定整備事業者が適切に特定整備記録簿を作成、交付しているか。(指定整備の場合は、できれば確認が必要))
	6	電子制御装置整備に必要な整備技術情報を入手できる体制にあるか								適	・	否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
	7	整備技術情報に基づく必要な電子制御装置整備が確実に実施されているか								適	・	否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
	8	エーミング作業が適切に実施されているか								適	・	否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
	9	電子制御装置点検整備作業場でエーミング作業を行うことができる条件の違反はないか								適	・	否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
	10	離れた電子制御装置点検整備作業場を有している場合、当該作業場への移動時における安全対策が確実に実施され、その保守管理が適切に行われているか								適	・	否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
	11	電子制御装置点検整備作業場の共用設備を有している場合、その管理体制は適切か								適	・	否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
	12	完成検査場で窓ガラス、バンパ・グリルの取外し作業等が実施されていないか								適	・	否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。

	確認項目	適	否	備考
Ⅱ 事業場全般	1 指定基準(工員数(4名以上)ただし、対象自動車に車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の車両を含む場合は5名以上)、整備士保有率(1/3)は適合しているか	適	否	
	2 屋内現車作業場、完成検査場等に変更はないか	適	否	
	3 検査用機器に変更はないか	適	否	
	4 整備・点検作業場として届け出ている作業場以外(通路・完成検査場・路上等)で特定整備作業を行っているか	適	否	電子制御装置整備の一定条件のもと作業場以外で行うものを除く。
	5 事業場の体制が常に事業場組織図により明確化されているか	適	否	
	6 管理規程が実態に即応し、適切な管理下のもと業務が行われているか	適	否	
	7 事業場管理責任者、主任技術者の変更時の引継ぎ処理は適切か	適	否	
	8 事業場管理責任者等が講習会等へ出席し知識習得に努めているか	適	否	
	9 認証・指定標識を見易いように掲示してあるか	適	否	
	10 指定整備に関する資料等が保管・管理されているか	適	否	
	11 認証、指定の対象自動車(電子制御装置整備の対象車両を含む)以外の自動車が入庫していないか	適	否	
	12 事業場内(社用車、従業員のマイカー等)に不正改造車はないか	適	否	
	13 会社の休日及び営業時間外に、従業員が許可無く工場を使用していないか	適	否	
	14 主任技術者は整備技術についての責任者として指導を行っているか	適	否	
	15 指定整備において、自事業場以外の工員が作業していないか	適	否	自動車特定整備事業者等における事業者間の業務支援について(令和2年11月11日付け国自整第197号)に基づく業務支援を除く。
Ⅲ 保安基準適合証	1 事業場管理責任者自らが交付し、また代務交付の処理は適切か	適	否	
	2 指定整備の対象自動車以外の車両に交付していないか	適	否	
	3 書損等及び交付しない保安基準適合標章は未抹し、編綴されているか	適	否	
	4 保安基準適合証(紙保適)及び保安基準適合標章(電子保適)の出納管理(授受出納帳、交付台帳の記載等)は適切に行われているか	適	否	
	5 保安基準適合証綴(紙保適)及び保安基準適合標章綴(電子保適)の保管は適切に行われているか	適	否	
	6 事業者印の管理体制は適切に行われているか	適	否	
	7 保安基準適合証の交付権限が明確に事業場管理責任者及び代務者へ委任されているか	適	否	
	8 検査員が休みの日に適合証の証明がされていないか	適	否	
	9 適合証が一度交付された車両に対し再度証明されていないか	適	否	
	10 保安基準適合証を交付した車両は、自賠償保険に適切に加入しているか	適	否	
	11 電子保安基準適合証システムのログインに必要なID及びパスワードが適正に管理されているか	適	否	
Ⅳ 指定整備の内容	1 受入点検の結果が記載されているか	適	否	
	2 保安基準に適合していない車両(不正改造を含む)が入庫した際に適切に対応しているか	適	否	
	3 作業指示は適正に行われ、確実に作業が実施されているか	適	否	
	4 完成検査が関係法令等に基づき確実に行われ、その記録が確実に指定整備記録簿に行われているか	適	否	
	5 完成検査は自工場で選任された自動車検査員が自ら行っているか	適	否	

	確認項目	適	否	備考
V 自動車検査員	1 自動車検査員に変更があった時に適切な処理がなされているか	適	否	
	2 毎年、自動車検査員研修を受けさせているか	適	否	
	3 保安基準適合証に押印する印鑑の管理が確実に行われているか	適	否	
	4 職務権限が与えられ、全従業員にその内容が周知されているか	適	否	
	5 自工場以外で点検整備（一部も含む）をした車両の検査を行っていないか	適	否	
	6 自動車検査証と同一性の確認を行っているか、また、同一性が相違している車両に証明していないか	適	否	
	7 検査又は整備が完了していない車両に証明していないか	適	否	
	8 検査作業の実務の全過程を自ら行っているか	適	否	
	9 検査を行った自動車検査員自らが証明行為を行っているか	適	否	
	10 保安基準に適合していない車両（不正改造等）に証明していないか	適	否	
VI 指定整備記録簿	11 検査の年月日を操作して証明していないか	適	否	
	12 検査用機器が故障等しているのに検査が行われていないか	適	否	
	13 検査用機器の能力を超えた車両を検査し、証明していないか	適	否	
	1 指定整備記録簿の様式は適切に選択されているか	適	否	
	2 保安基準適合証及び自動車検査証の記載事項との整合性はとれているか	適	否	
	3 点検、整備の概要及び検査の結果等が確実に記載されているか	適	否	
	4 電子制御装置整備の一部外注を行った場合、一部外注に関する必要事項が確実に記載されているか	適	否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
	5 過去2年分の指定整備記録簿（電子制御装置整備の一部外注を行った場合は、外注作業実施書を含む）は適切に保管・管理されているか	適	否	
	1 1日1回の始業点検は確実に行われているか	適	否	
	2 社内規程に基づき検査用機械器具の定期点検が確実に行われているか	適	否	
VII 検査用機械器具	3 保守管理の記録は適切に行われているか	適	否	
	4 検査用機械器具の校正（検定）の有効期間は切れていないか	適	否	
	5 検査用機械器具の校正結果成績表は、適切に保存されているか	適	否	
	6 検査用機械器具の管理責任者が明確に任命されているか	適	否	
	1 苦情記録表、会議・教育記録表を備え付け、記載されているか	適	否	
	2 社内教育・研修を定期的に行っているか	適	否	
VIII その他	3 整備主任者、自動車検査員等の従業員は自身が実施すべき業務、実施できない業務を把握しているか	適	否	
	4 検査作業と整備作業は分業化されているか	適	否	
	5 電子保安基準適合証を交付（保適情報登録情報処理機関へ提供）することへの承諾書が2年間保存されているか	適	否	

Ⅲ 検査業務関係

1. 審査事務規程の第39次改正概要

令和3年8月31日

独立行政法人自動車技術総合機構

審査事務規程の一部改正について（第39次改正）

1. 改正概要

（1）自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正
 - 乗用車等の座席の衝突等により衝撃を受けた場合における、乗車人員の保護性能に係る基準について、ダミーを搭載した動的試験の導入及び静的試験の要件を強化します。
[7-42]
 - 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車等を除く）の、感電防止装置に係る基準について、冠水走行等の水に対する絶縁保護要件等を追加、前面及び側面衝突試験時の要件を強化します。[7-26]
- ② 審査継続となる場合の明確化について
 - 審査継続となる場合の取扱いの範囲について明確化します。[4-7-3]
- ③ OBD 検査について
 - OBD 検査に係る対象車等である旨の通知方法について規定します。[5-3-15]
- ④ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

（2）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

2. 関係する省令等

- ・ 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和3年6月9日国土交通省令第40号）
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和3年6月9日国土交通省告示第521号）

3. 施行日

令和3年8月31日

- ② 制動能力の著しい不足（例：ブレーキ系統の失陥）
- ③ 燃料装置からの著しい燃料漏れ（例：燃料ホース・燃料パイプの切損、燃料タンクの亀裂）
- (3) 審査中断
 - ① 審査途中において、4-1 (3) 又は 4-1 (6) の措置を講じた場合並びに 4-7-1 (5)、4-8-2 (5)、4-9 (2)、4-12-2 (6) ③、4-12-2 (8) ①、4-13-1 (3)、4-13-2 (7)、4-14 (5)、4-15 (5)、4-21-4 又は 4-22 (1) の規定に基づき受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を通告した場合には、「審査中断」と判定するものとする。
 - ② 受検者による審査中断事由の補正が行われ、運輸支局等から再び審査依頼があった場合には、審査を再開するものとする。

なお、審査を中断する前に審査済みの装置等については、審査を省略することができる。

4-7-3 審査継続

- (1) 次に掲げるいずれかの事由により審査当日中に 4-7-2 に掲げる総合判定を行うことができない場合には、4-6-3 の規定にかかわらず、審査当日から 15 日（証明書等について真正性の照会を行っている期間は除く。）までを限度として審査を継続することができる。
 - ① 自動車の種別、用途、車体の形状、乗車定員、最大積載量、車両重量、車両総重量、長さ、幅又は高さが自動車検査証の記載事項と同一と判断できないもの
 - ② 自動車の申請された用途又は車体の形状が用途区分通達で定められた要件を満足しないもの
 - ③ 4-12 に規定する書面の提出又は提示がないもの
 - ④ ①から③までに掲げるもののほか、審査内容に疑義等が生じたもの
- (2) (1) の処理をする場合には、受検者に対しその旨を通告するとともに、自動車検査票の備考欄に、審査を継続する旨及びその理由を明確に記入するものとする。
- (3) 証明書等について真正なものであるか疑義がある場合には、本部に照会のうえ判断するものとする。

なお、受検者に対し「証明書等の真正性確認を行う必要があり、その確認が完了するまでに生じた期間については審査期間の対象外となる」旨を連絡しておくものとする。
- (4) 自動車の審査を行った事務所等の検査担当者は、(1) に掲げる事由のうち自動車機構に起因するものにあつては、可及的速やかに総合判定を行うことができるよう努めるものとする。

なお、いずれの事由であるかにかかわらず、総合判定を行うことができた際には、自動車検査票の備考欄に記入した理由を抹消することなく、当該箇所に検査官印の押印を行うものとする。
- (5) 受検者に対し求めた書面の提出若しくは提示又は自動車の提示が審査当日から 15 日を超えても行われない場合には、総合判定を「審査中断」とするものとする。

4-8 審査状況等の電磁的な記録

4-8-1 審査状況の記録

- (1) この章の規定に基づく受検車両の審査状況については、別途理事長が定める方法により自動車審査高度化施設を用いて審査の経過と同時に記録するものとする。
- (2) 障害により自動車審査高度化施設を使用できない場合は、自動車検査票 1 及び自動車検査票 2 に記録を行い、障害の復旧後速やかに自動車審査高度化施設への入力を行うものとする。

4-8-2 画像の取得及び保存

- (1) 新規検査、予備検査又は構造等変更検査（完成検査終了証の発行後 9 月を経過した型式指定自動車、法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査であつて、当該自動車に係る構造、装置又は性能について変更がないものを除く。以下 4-8-2 において「新規検査等」という。）の受検車両にあつては、3 次元測定・画像取得装置を用いて画像の取得及び自動車審査高度化施設への保存を行うこと。

ただし、自動車検査上屋に入場できない自動車に係る新規検査等の場合又は 3 次元測定・画像取得装置に障害が発生した場合にあつては、自動車審査高度化携帯端末又はデジタルカメラにより当該自動車の外観を撮影し、取得した画像を自動車審査高度化施設へ保存すればよい。

この場合において、自動車審査高度化施設への画像の保存は、画像の取得後速やかに行うこと。
- (2) 次回審査時に活用するための記録として、審査した次に掲げる部位を自動車審査高度化携帯端末又はデジタルカメラを用いて撮影し、取得した画像を自動車審査高度化施設に保存すること。
 - ① 座席の変更にかかる書面審査（座席、座席ベルト、座席ベルト取付装置、内装材料）を実施した自動

2. 審査事務規程の第40次改正概要

令和3年9月30日

独立行政法人自動車技術総合機構

審査事務規程の一部改正について（第40次改正）

I. 改正概要

1. 自動車の検査等関係

- (1) 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。）等の一部改正に伴う改正

○ 燃料タンクの注入口等から排気管開口部までの距離の基準を削除します。[7-23、7-25]

2. 自動車の型式の指定等関係

- (1) 細目告示等の一部改正に伴う改正

○ 試験規程（TRIAS）の新規追加及び一部改正を行います。[別添1]

① 細目告示に新たに採択された協定規則に対応したTRIASの新規追加（1項目）

ア TRIAS 46(2)-R160-01 事故情報計測・記録装置試験（協定規則第160号）

② 細目告示に既に採用されている協定規則の改訂に伴う一部改正（9項目）

ア TRIAS 09-R141-02 タイヤ空気圧監視装置試験（協定規則第141号）

イ TRIAS 09-R142-02 自動車に取り付けられる空気入ゴムタイヤ試験（協定規則第142号）

ウ TRIAS 11-R079-03 かじ取装置試験（協定規則第79号）

エ TRIAS 12-R152-02 乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置試験（協定規則第152号）

オ TRIAS 17(2)R100(1)-02 高電圧からの乗員保護試験（協定規則第100号）（車両）

カ TRIAS 17(2)R100(2)-02 高電圧からの乗員保護試験（協定規則第100号）（単品）

キ TRIAS 22(3)-R016(3)-04 座席ベルト試験（協定規則第16号（リマインダ））

ク TRIAS 30-R041-03 二輪自動車の騒音試験（協定規則第41号）

ケ TRIAS 48-R157-01 自動車線維持システム試験（協定規則第157号）

II. 関係する省令等

- ・ 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和3年9月30日国土交通省令第59号）[2.(1)①ア]
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和3年9月30日国土交通省告示第1294号）[1.(1)、2.(1)②ア～カ、ク、ケ]
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和2年12月25日国土交通省告示第1577号）[2.(1)②キ]

III. 施行日

令和3年9月30日

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
7-23 燃料装置 7-23-1 性能要件 7-23-1-1 視認等による審査 (1) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車の燃料装置は、燃料への引火等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第15条第1項関係、細目告示第18条第1項関係、細目告示第96条第1項関係) ① 燃料タンク及び配管は、堅ろうで、振動、衝撃等により損傷を生じないように取付けられていること。 この場合において、次に掲げる燃料タンク及び配管はこの基準に適合しないものとする。 ア 配管（配管を保護するため、配管に保護部材を巻きつける等の対策を施してある場合の保護部材を除く。）が、走行中に他の部分と接触した痕跡があるもの又は接触するおそれがあるもの イ 燃料タンク、配管又は接手部から燃料漏れがある又は他の部分との接触により燃料漏れが発生するおそれがあるもの ② 燃料タンクの注入口及びガス抜口は、次に掲げる基準に適合すること。 ア 通常の運行において燃料が容易に漏れない構造であること。 イ 露出した電気端子及び電気開閉器から 200mm 以上離れていること。 ウ 座席又は立席のある車室（隔壁により仕切られた運転者室を除く。）の内部に開口していないこと。 (2) 指定自動車等に備えられている燃料タンク及び配管と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第96条第2項関係) 7-23-1-2 書面等による審査 (1) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）に備えるプラスチック製燃料タンクは、強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 16「乗用車用プラスチック製燃料タンクの技術基準」3. に定める方法により試験を行った結果、同別添 4. の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第15条第1項関係、細目告示第18条第1項第2号関係、細目告示第96条第1項第2号関係) (2) 指定自動車等に備えられている燃料タンク及び配管と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第96条第2項関係) (3) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料タンク及び配	8-23 燃料装置 8-23-1 性能要件（視認等による審査） (1) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車の燃料装置は、燃料への引火等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第15条第1項関係、細目告示第174条第1項関係) ① 燃料タンク及び配管は、堅ろうで、振動、衝撃等により損傷を生じないように取付けられていること。 この場合において、次に掲げる燃料タンク及び配管はこの基準に適合しないものとする。 ア 配管（配管を保護するため、配管に保護部材を巻きつける等の対策を施してある場合の保護部材を除く。）が、走行中に他の部分と接触した痕跡があるもの又は接触するおそれがあるもの イ 燃料タンク、配管又は接手部から燃料漏れがある又は他の部分との接触により燃料漏れが発生するおそれがあるもの (2) 燃料タンク及び配管の機能を損なうおそれがある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第174条第2項関係) (3) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料タンク及び配

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
管は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ただし、燃料タンク及び配管が UN R34-03-S2 の 5. 及び 6. 又は 13. に適合するものであるときは、UN R34-03-S2 の 8. 1. 1. は適用しない。(保安基準第 15 条第 2 項関係、細目告示第 18 条第 2 項関係、細目告示第 96 条第 3 項関係) ① 自動車（次に掲げるものを除く。）は UN R137-02-S1 の 5. 2. 6. 及び 5. 2. 7. に適合すること。 ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車 イ 車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車 ウ ア又はイのいずれかの自動車の形状に類する自動車 エ 最高速度 20 km/h 未満の自動車 ② 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量 2.8t を超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するものを除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 2.8t を超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの並びに三輪自動車を除く。）は UN R34-03-S2 の 8. に適合すること。 ③ 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人未満の自動車（車両総重量 3.5t を超えるものを除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 3.5t を超えるものを除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車は UN R153-00-S1 の 5. 2. 1. (5. 2. 1. 3. から 5. 2. 1. 5. を除く。) に適合すること。 ④ 自動車（次に掲げるものを除く。）にあつては、UN R94-04 の 5. 2. 6. 及び 5. 2. 7. に適合すること。 ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車 イ 車両総重量 3.5t を超える専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車 ウ 車両総重量 2.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車 エ アからウまでのいずれかの自動車の形状に類する自動車 ⑤ 自動車（次に掲げるものを除く。）にあつては、UN R95-05-S1 の 5. 3. 6. に適合すること。 ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車 イ 車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車 ウ ア又はイのいずれかの自動車の形状に類する自動車 エ 三輪自動車 ⑥ 自動車（次に掲げる自動車を除く。）にあつては、UN R135-01-S2 の 5. 5. 1. に適合すること。 ア 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人以上のもの	管は、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ない構造でなければならない。 この場合において、燃料装置の機能を損なうおそれがある損傷のないものはこの基準に適合するものとする。(保安基準第 15 条第 2 項関係、細目告示第 174 条第 3 項関係)

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
イ 貨物の運送の用に供する自動車であつて、運転者席の着席基準点と前車軸中心線を含む平面と前車軸中心線を含む水平面とのなす角度が 22.0 度以上であり、かつ、運転者席の着席基準点から後車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離の運転者席の着席基準点から前車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離に対する比が 1.30 以上のもの ウ 車両総重量 3.5t を超える自動車 エ アからウの自動車の形状に類する自動車 オ 三輪自動車 (4) 次に掲げる燃料装置であつて、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(3) の基準に適合するものとする。(細目告示第 96 条第 3 項関係) ① 指定自動車等に備えられている燃料タンク及び配管と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置 ② 試験成績書(写しをもって代えることができる。)により(3)の基準に適合することが明らかな燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置 (5) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(3) の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。(細目告示第 96 条第 4 項関係) ① 次に掲げる全ての事項に該当する燃料タンク及び配管 ア 燃料タンク及び配管の最前端部から車両前端までの車両中心線に平行な水平距離が 420mm 以上であり、かつ、燃料タンク及び配管の最後端部から車両後端までの車両中心線に平行な水平距離が 65mm 以上であるもの 燃料タンク 燃料配管 原動機 燃料配管から車両前端までの距離 燃料タンクから車両後端までの距離 イ 燃料タンク及び配管(ホイールベース間に備えられたものを除く。)が、自動車の下面を除き、車外に露出していないもの ウ 燃料タンク及び配管の附近に、衝突時等において損傷を与えるおそれのある鋭利な突起物がないもの ② UN R34 の 5. 及び 6. 又は 13. に適合する燃料装置 7-23-2 欠番 7-23-3 欠番 7-23-4 適用関係の整理 (1) 昭和 50 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、7-23-5(従前規定の適用①)の規定を適用する。(適用関係告示第 12 条第 2 項関係) (2) 昭和 62 年 8 月 31 日(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車であつて輸入自動車以外の自動車にあつては、昭和 62 年 2 月 28 日、輸入自動車にあつては昭和 63 年 3 月 31 日)以前に製作された自動車については、7-23-6(従前規定の	8-23-2 欠番 8-23-3 欠番 8-23-4 適用関係の整理 7-23-4 の規定を適用する。

第 7 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

7-25 高圧ガスの燃料装置

7-25-1 性能要件

7-25-1-1 視認等による審査

(1) 高圧ガスを燃料とする自動車（(3)、(4) 及び (5) に掲げる自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 1 項関係、細目告示第 98 条第 1 項関係）

① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。

(ア) 容器保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 50 号）第 7 条及び第 17 条に規定する構造及び機能を有するもの。

(イ) 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第 45 条又は第 49 条の 25（同法第 49 条の 33 第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する刻印又は標章の掲示が当該容器になされているもの。

なお、当該刻印又は標章において示された充填可能期限（表示があるものに限る。）及び容器検査に合格した年月の前月の末日（年月日の表示があるものは、年月日の前日）から起算して次表の区分に応じた容器再検査までの期間を加えた日は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

容器の種類		容器検査 合格後の 経過年数	容器再検査 までの 期間
圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器		4 年以下	4 年
液化天然ガス自動車燃料装置用容器		4 年超	2 年 2 月
自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填する液化石油ガス自動車燃料装置用容器（溶接容器に限る。）		20 年未満	6 年 ※1
		20 年以上	2 年
平成元 年 3 月 31 日 以前に 容器検査に合格した 容器	容量が 50L 以上 120L 未満の 容器	8 年未満	4 年
		8 年以上 20 年未満	3 年
		20 年以上	1 年
	容量が 50L 未満の 容器	10 年未満	5 年
		10 年以上 20 年未満	3 年
		20 年以上	1 年
その他の容器		容器保安規則第 24 条 第 1 項による	

※1 自動車検査証の有効期間が 1 年の自動車が最初に受ける容器再検査につ

第 8 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

8-25 高圧ガスの燃料装置

8-25-1 性能要件

8-25-1-1 視認等による審査

(1) 高圧ガスを燃料とする自動車（(2)、(5) 及び (6) に掲げる自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 1 項関係）

① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。

(ア) 容器保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 50 号）第 7 条及び第 17 条に規定する構造及び機能を有するもの。

(イ) 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第 45 条又は第 49 条の 25（同法第 49 条の 33 第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する刻印又は標章の掲示が当該容器になされているもの。

なお、当該刻印又は標章において示された充填可能期限（表示があるものに限る。）及び容器検査に合格した年月の前月の末日（年月日の表示があるものは、年月日の前日）から起算して次表の区分に応じた容器再検査までの期間を加えた日は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

容器の種類		容器検査 合格後の 経過年数	容器再検査 までの 期間
圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器		4 年以下	4 年
液化天然ガス自動車燃料装置用容器		4 年超	2 年 2 月
自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填する液化石油ガス自動車燃料装置用容器（溶接容器に限る。）		20 年未満	6 年 ※1
		20 年以上	2 年
平成元 年 3 月 31 日 以前に 容器検査に合格した 容器	容量が 50L 以上 120L 未満の 容器	8 年未満	4 年
		8 年以上 20 年未満	3 年
		20 年以上	1 年
	容量が 50L 未満の 容器	10 年未満	5 年
		10 年以上 20 年未満	3 年
		20 年以上	1 年
その他の容器		容器保安規則第 24 条 第 1 項による	

※1 自動車検査証の有効期間が 1 年の自動車が最初に受ける容器再検査につ

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

いては、刻印又は標章において示された容器検査に合格した年月の前月の末日から起算して、6年を経過して最初に受ける継続検査まででもよい。

(ウ) 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器であって、容器則細目告示第1条第2項第3号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。

なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

(参考)

〔(ウ) における表示〕

容器則細目告示様式第3

車載容器総括証票	
充填すべきガスの名称	
搭載容器本数	
充填可能期限	年 月 日
検査有効期限	年 月 日
最高充填圧力	
車 台 番 号	

イ 容器再検査を受けたことがあるガス容器は、次のいずれかに該当すること。

(ア) 容器保安規則第26条及び第29条に規定する構造及び機能を有するもの。

(イ) 高圧ガス保安法第49条に規定する刻印又は標章の掲示が当該容器になされているもの。

なお、当該刻印又は標章において示された容器再検査に合格した年月の前月の末日（年月日の表示があるものは、年月日の前日）から起算してア（イ）の表の区分に応じた容器再検査までの期間を加えた日は、審査当日以降の日付であること。

(ウ) 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器であって、容器則細目告示第32条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。

なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

(参考)

〔(ウ) における表示〕

容器則細目告示様式第4

容器再検査合格証票		検査実施者の名称の符号
再検査有効期限	年 月 日	
再 検 査 日	年 月 日	

② 液化石油ガスのガス容器及び導管は、大型特殊自動車の車体外に取付ける場合を除き、取外してガスの充填を行なうものでないこと。

③ ガス容器は、車体外に取付けるものを除き、座席又

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

いては、刻印又は標章において示された容器検査に合格した年月の前月の末日から起算して、6年を経過して最初に受ける継続検査まででもよい。

(ウ) 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器であって、容器則細目告示第1条第2項第3号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。

なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

(参考)

〔(ウ) における表示〕

容器則細目告示様式第3

車載容器総括証票	
充填すべきガスの名称	
搭載容器本数	
充填可能期限	年 月 日
検査有効期限	年 月 日
最高充填圧力	
車 台 番 号	

イ 容器再検査を受けたことがあるガス容器は、次のいずれかに該当すること。

(ア) 容器保安規則第26条及び第29条に規定する構造及び機能を有するもの。

(イ) 高圧ガス保安法第49条に規定する刻印又は標章の掲示が当該容器になされているもの。

なお、当該刻印又は標章において示された容器再検査に合格した年月の前月の末日（年月日の表示があるものは、年月日の前日）から起算してア（イ）の表の区分に応じた容器再検査までの期間を加えた日は、審査当日以降の日付であること。

(ウ) 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器であって、容器則細目告示第32条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。

なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

(参考)

〔(ウ) における表示〕

容器則細目告示様式第4

容器再検査合格証票		検査実施者の名称の符号
再検査有効期限	年 月 日	
再 検 査 日	年 月 日	

② ガス容器は、車体外に取付けるものを除き、座席又は立席のある車室と気密な隔壁で仕切られ、車体外と

第 7 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第 8 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
は立席のある車室と気密な隔壁で仕切られ、車体外と通気が十分な場所に取付けられていること。 この場合において、液化石油ガス又は圧縮天然ガスを燃料とする自動車に関し、次のア又はイにより検査を行い、その結果、ウに該当するものは、この基準に適合しないものとする。 ただし、次のエのいずれかに該当するものにあつては、この基準に適合しているものとする。 ア ガス容器又はガス容器バルブ及び安全弁等が固定されたコンテナケースに収納のうえトランクルーム等に装着されている自動車 (ア) 炭酸ガスによる方法 コンテナケースの換気孔の一つにノズル径 4mm φ (又は 6mm φ) の炭酸ガス導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、コンテナケース内に 9.8kPa の圧縮炭酸ガスを 30 秒間送入し、そのままの状態ですべてコンテナケースからのガス漏れの有無を炭酸ガス検知器で検査する。 (イ) 発煙剤による方法 コンテナケースの換気孔の一つにノズル径 4mm φ (又は 6mm φ) の空気導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、コンテナケース内に発煙剤により発生させた煙を混入した 9.8kPa の圧縮空気を 30 秒間送入し、そのままの状態ですべてコンテナケースからの煙の漏れの有無を目視により検査する。 イ ガス容器又はガス容器バルブ及び安全弁等がア以外の方法でトランクルーム等に装着されている自動車 (ア) 炭酸ガスによる方法 ガス容器格納室の換気孔の一つにノズル径 4mm φ (又は 6mm φ) の炭酸ガス導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、ガス容器格納室に 490kPa (ノズル径が 6mm φ の場合は、294kPa) の圧縮炭酸ガスを 30 秒間送入し、そのままの状態ですべて車室へのガス漏れの有無を炭酸ガス検知器で検査する。 (イ) 発煙剤による方法 ガス容器格納室の換気孔の一つにノズル径 4mm φ (又は 6mm φ) の空気導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、ガス容器格納室内に発煙剤により発生させた煙を混入した 490kPa (ノズル径が 6mm φ の場合は 294kPa) の圧縮空気を 30 秒間送入し、そのままの状態ですべて車室への煙の漏れの有無を目視により検査する。 ウ 気密検査結果の判定 (ア) 炭酸ガスによる方法で、炭酸ガス検知器によって測定されるガス濃度が 0.05% を超えるもの (イ) 発煙剤による方法で、車室に煙が漏洩しているもの エ 気密検査の省略	通気が十分な場所に取付けられていること。 この場合において、液化石油ガス又は圧縮天然ガスを燃料とする自動車に関し、次のア又はイにより検査を行い、その結果、ウに該当するものは、この基準に適合しないものとする。 ただし、次のエのいずれかに該当するものにあつては、この基準に適合しているものとする。 ア ガス容器又はガス容器バルブ及び安全弁等が固定されたコンテナケースに収納のうえトランクルーム等に装着されている自動車 (ア) 炭酸ガスによる方法 コンテナケースの換気孔の一つにノズル径 4mm φ (又は 6mm φ) の炭酸ガス導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、コンテナケース内に 9.8kPa の圧縮炭酸ガスを 30 秒間送入し、そのままの状態ですべてコンテナケースからのガス漏れの有無を炭酸ガス検知器で検査する。 (イ) 発煙剤による方法 コンテナケースの換気孔の一つにノズル径 4mm φ (又は 6mm φ) の空気導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、コンテナケース内に発煙剤により発生させた煙を混入した 9.8kPa の圧縮空気を 30 秒間送入し、そのままの状態ですべてコンテナケースからの煙の漏れの有無を目視により検査する。 イ ガス容器又はガス容器バルブ及び安全弁等がア以外の方法でトランクルーム等に装着されている自動車 (ア) 炭酸ガスによる方法 ガス容器格納室の換気孔の一つにノズル径 4mm φ (又は 6mm φ) の炭酸ガス導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、ガス容器格納室に 490kPa (ノズル径が 6mm φ の場合は、294kPa) の圧縮炭酸ガスを 30 秒間送入し、そのままの状態ですべて車室へのガス漏れの有無を炭酸ガス検知器で検査する。 (イ) 発煙剤による方法 ガス容器格納室の換気孔の一つにノズル径 4mm φ (又は 6mm φ) の空気導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、ガス容器格納室内に発煙剤により発生させた煙を混入した 490kPa (ノズル径が 6mm φ の場合は 294kPa) の圧縮空気を 30 秒間送入し、そのままの状態ですべて車室への煙の漏れの有無を目視により検査する。 ウ 気密検査結果の判定 (ア) 炭酸ガスによる方法で、炭酸ガス検知器によって測定されるガス濃度が 0.05% を超えるもの (イ) 発煙剤による方法で、車室に煙が漏洩しているもの エ 気密検査の省略 (ア) ガス容器バルブ、安全弁等がガス容器取

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
(ア) ガス容器バルブ、安全弁等がガス容器取付施工時と同じコンテナケースに確実に格納されており、当該コンテナケースに気密機能を損なうおそれのある損傷のないもの（燃料の種類を液化石油ガス又は圧縮天然ガスに変更した自動車に備えるものを除く。）。 (イ) その他の方法により確実に気密機能を有していることが認められるもの。 ④ ガス容器及び導管は、移動及び損傷を生じないように確実に取付けられ、かつ、損傷を受けるおそれのある部分が適当な覆いで保護されており、溶解アセチレン・ガス容器にあつては、ガス開閉装置を上方とし、容器内の多孔物質の原状を変化させないように取付けられていること。 この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。 ア ガス容器の取付部及び導管の取付部に緩み又は損傷があるもの イ 導管（導管を保護するため、導管に保護部材を巻きつける等の対策を施している場合の保護部材は除く。）であつて、走行中に他の部分と接触した痕跡があるもの又は接触するおそれがあるもの ⑤ 排気管、消音器等によって著しく熱の影響を受けるおそれのあるガス容器及び導管には、適当な防熱装置が施されていること。 この場合において、直射日光をうけるものには、覆いその他の適当な日よけを設けること。 ⑥ 導管は、繊維補強樹脂管又は焼鈍した鋼管若しくは銅管（アセチレン・ガスを含有する高圧ガスに係るものにあつては、繊維補強樹脂管又は焼鈍した鋼管）であること。 ただし、低圧部に用いるもの及び液化石油ガスに係るものにあつては、耐油性ゴム管を使用することができる。 ⑦ 両端が固定された導管（耐油性ゴム管を除く。）は、中間の適当な部分が湾曲しているものであり、かつ、1m 以内の長さごとに支持されていること。 ⑧ アセチレン・ガスを含有する高圧ガスを使用するものにあつては、燃料装置中のガスと接触する部分に銅製品を使用していないこと。 ⑨ ガス容器から最初の減圧弁までの配管は、ガス容器のガス充填圧力の 1.5 倍の圧力に耐えること。 この場合において、この基準に適合しないおそれがあるときは、次のアからウまでに掲げる方法により気密検査を行うものとし、気密検査の結果エに掲げる基準に適合する液化石油ガス又は圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器から最初の減圧弁までの配管は、この基準に適合するものとする。 ア 検知液による方法 ガス容器の液取出しバルブを全開にした状態で、配管及び各継手部に検知液（石けん水等）を塗布し、発泡によりガス漏れを検査する。 イ ガス測定器による方法 ガス容器の液取出しバルブを全開にした状態で	付施工時と同じコンテナケースに確実に格納されており、当該コンテナケースに気密機能を損なうおそれのある損傷のないもの（燃料の種類を液化石油ガス又は圧縮天然ガスに変更した自動車に備えるものを除く。）。 (イ) その他の方法により確実に気密機能を有していることが認められるもの。 ③ ガス容器及び導管は、移動及び損傷を生じないように確実に取付けられ、かつ、損傷を受けるおそれのある部分が適当な覆いで保護されており、溶解アセチレン・ガス容器にあつては、ガス開閉装置を上方とし、容器内の多孔物質の原状を変化させないように取付けられていること。 この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。 ア ガス容器の取付部及び導管の取付部に緩み又は損傷があるもの イ 導管（導管を保護するため、導管に保護部材を巻きつける等の対策を施している場合の保護部材は除く。）であつて、走行中に他の部分と接触した痕跡があるもの又は接触するおそれがあるもの

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
で、配管及び各継手部にガス測定器の検出部を当てガス漏れを検査する。 ウ 圧力計による方法 配管に圧力計を設置し、配管内に液化石油ガス又は圧縮天然ガスの常用圧力の不燃性ガスを1分間封入し、配管に設置した圧力計により圧力の低下状況を検査する。 エ アからウにより気密検査を行った結果、発泡等によりガス漏れが認められない又は圧力の低下が認められないものであること。 ⑩ 主止弁を運転者の操作しやすい箇所に、ガス充填弁をガス充填口の近くに備えること。 ⑪ 液化石油ガス以外の高圧ガスを燃料とする燃料装置には、最初の減圧弁の入口圧力を指示する圧力計を備えること。 ⑫ 圧縮天然ガスを燃料とする燃料装置には、低圧側の圧力の著しい上昇を有効に防止することができる安全装置を備えること。 ただし、最終の減圧弁の低圧側が大気に開放されているものにあつては、この限りでない。 ⑬ 安全装置は、車室内にガスを噴出しないように取付けられたものであること。 ⑭ アセチレン・ガスを含有する高圧ガスを燃料とする燃料装置には、逆火防止装置を最終の減圧弁と原動機の吸入管との間に備えること。 (2) 液化石油ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発、燃料への引火等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(1)の基準及び次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(保安基準第17条第2項関係、細目告示第20条第2項関係、細目告示第98条第2項関係) ① ガス容器の充填口は、露出した電気端子及び電気開閉器から200mm以上離れていること。 ② ガス容器の充填口は、座席又は立席のある車室(隔壁により仕切られた運転者室を除く。)の内部に開口していないこと。 (3) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第17条第1項関係、細目告示第20条第3項関係、細目告示第98条第3項関係) ① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。 ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。 (ア) 容器保安規則第7条及び第17条に規定する構造及び機能を有するもの。 (イ) 高圧ガス保安法第45条又は第49条の25(同法第49条の33第2項において準用する場合を含む。)に規定する刻印又は標章の掲示が当該容器になされているもの。 なお、当該刻印又は標章において示された充填可能期限及び容器検査に合格した年月の前月の末日(年月日の表示があるものは、年月日の前日)から起算して次表の	(2) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第17条第1項関係、細目告示第176条第3項関係) ① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。 ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。 (ア) 容器保安規則第7条及び第17条に規定する構造及び機能を有するもの。 (イ) 高圧ガス保安法第45条又は第49条の25(同法第49条の33第2項において準用する場合を含む。)に規定する刻印又は標章の掲示が当該容器になされているもの。 なお、当該刻印又は標章において示された充填可能期限及び容器検査に合格した年月の前月の末日(年月日の表示があるものは、年月日の前日)から起算して次表の

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

区分に応じた容器再検査までの期間を加えた日は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

容器の種類	容器検査合格後の経過年数	容器再検査までの期間
圧縮水素自動車燃料装置用容器	4年以下	4年
	4年超	2年2月
国際圧縮水素自動車燃料装置用容器	4年1月以下	4年1月
	4年1月超	2年3月

(ウ) 容器則細目告示第1条第2項第3号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。

なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

(参考)

〔(ウ) における表示〕

1. 圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第3）

車載容器総括証票	
充填すべきガスの名称	
搭載容器本数	
充填可能期限	年 月 日
検査有効期限	年 月 日
最高充填圧力	
車 台 番 号	

2. 低充填サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第3の2）

車載容器総括証票 (低充填サイクル車両専用)	
充填すべきガスの名称	
搭載容器本数	
充填可能期限	年 月 日
検査有効期限	年 月 日
最高充填圧力	
車 台 番 号	

3. 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第3の3）

車載容器総括証票	
充填すべきガスの名称	
搭載容器本数	
充填可能期限	年 月 日
検査有効期限	年 月 日
最高充填圧力	
車 台 番 号	

4. 低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器(容器則細目告示様式第3の4)

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

区分に応じた容器再検査までの期間を加えた日は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

容器の種類	容器検査合格後の経過年数	容器再検査までの期間
圧縮水素自動車燃料装置用容器	4年以下	4年
	4年超	2年2月
国際圧縮水素自動車燃料装置用容器	4年1月以下	4年1月
	4年1月超	2年3月

(ウ) 容器則細目告示第1条第2項第3号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。

なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

(参考)

〔(ウ) における表示〕

1. 圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第3）

車載容器総括証票	
充填すべきガスの名称	
搭載容器本数	
充填可能期限	年 月 日
検査有効期限	年 月 日
最高充填圧力	
車 台 番 号	

2. 低充填サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第3の2）

車載容器総括証票 (低充填サイクル車両専用)	
充填すべきガスの名称	
搭載容器本数	
充填可能期限	年 月 日
検査有効期限	年 月 日
最高充填圧力	
車 台 番 号	

3. 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第3の3）

車載容器総括証票	
充填すべきガスの名称	
搭載容器本数	
充填可能期限	年 月 日
検査有効期限	年 月 日
最高充填圧力	
車 台 番 号	

4. 低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器(容器則細目告示様式第3の4)

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)																																																				
<table border="1" data-bbox="336 219 783 524"> <tr><th colspan="2">車載容器総括証票 (低充填サイクル車両専用)</th></tr> <tr><td>充填すべきガスの名称</td><td></td></tr> <tr><td>搭載容器本数</td><td></td></tr> <tr><td>充填可能期限</td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>検査有効期限</td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>最高充填圧力</td><td></td></tr> <tr><td>車台番号</td><td></td></tr> </table> (エ) 国際相互承認に係る容器保安規則（平成28年経済産業省令第82号）第5条及び第11条に規定する構造及び機能を有するものであって、UN R134-01の7.1.1.2.又はUN R146-00の7.1.1.2.に適合するもの。 なお、国際相互承認容器則細目告示第26条に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されている場合にあっては、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。 (参考) 〔(エ)における表示〕 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第3） <table border="1" data-bbox="336 1025 783 1339"> <tr><th colspan="2">車載容器総括証票</th></tr> <tr><td>充填すべきガスの名称</td><td></td></tr> <tr><td>充填可能期限</td><td>年 月</td></tr> <tr><td>最高充填圧力 (MFP)</td><td></td></tr> <tr><td>公称使用圧力 (NWP)</td><td></td></tr> <tr><td>検査有効期限</td><td>年 月</td></tr> </table> イ 容器再検査を受けたことがあるガス容器は、次のいずれかに該当すること。 (ア) 容器保安規則第26条及び第29条に規定する構造及び機能を有するもの。 (イ) 高圧ガス保安法第49条に規定する刻印又は標章の掲示が当該容器になされているもの。 なお、当該刻印又は標章において示された容器再検査に合格した年月の前月の末日（年月日の表示があるものは、年月日の前日）から起算してア（イ）の表の区分に応じた容器再検査までの期間を加えた日は、審査当日以降の日付であること。 (ウ) 容器則細目告示第32条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。 なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。 (参考) 〔(ウ)における表示〕	車載容器総括証票 (低充填サイクル車両専用)		充填すべきガスの名称		搭載容器本数		充填可能期限	年 月 日	検査有効期限	年 月 日	最高充填圧力		車台番号		車載容器総括証票		充填すべきガスの名称		充填可能期限	年 月	最高充填圧力 (MFP)		公称使用圧力 (NWP)		検査有効期限	年 月	<table border="1" data-bbox="1018 219 1465 524"> <tr><th colspan="2">車載容器総括証票 (低充填サイクル車両専用)</th></tr> <tr><td>充填すべきガスの名称</td><td></td></tr> <tr><td>搭載容器本数</td><td></td></tr> <tr><td>充填可能期限</td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>検査有効期限</td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>最高充填圧力</td><td></td></tr> <tr><td>車台番号</td><td></td></tr> </table> (エ) 国際相互承認に係る容器保安規則（平成28年経済産業省令第82号）第5条及び第11条に規定する構造及び機能を有するものであって、UN R134-01の7.1.1.2.又はUN R146-00の7.1.1.2.に適合するもの。 (オ) 国際相互承認容器則細目告示第26条第3号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。 なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。 (参考) 〔(オ)における表示〕 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第3） <table border="1" data-bbox="1018 1025 1465 1339"> <tr><th colspan="2">車載容器総括証票</th></tr> <tr><td>充填すべきガスの名称</td><td></td></tr> <tr><td>充填可能期限</td><td>年 月</td></tr> <tr><td>最高充填圧力 (MFP)</td><td></td></tr> <tr><td>公称使用圧力 (NWP)</td><td></td></tr> <tr><td>検査有効期限</td><td>年 月</td></tr> </table> イ 容器再検査を受けたことがあるガス容器は、次のいずれかに該当すること。 (ア) 容器保安規則第26条及び第29条に規定する構造及び機能を有するもの。 (イ) 高圧ガス保安法第49条に規定する刻印又は標章の掲示が当該容器になされているもの。 なお、当該刻印又は標章において示された容器再検査に合格した年月の前月の末日（年月日の表示があるものは、年月日の前日）から起算してア（イ）の表の区分に応じた容器再検査までの期間を加えた日は、審査当日以降の日付であること。 (ウ) 容器則細目告示第32条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。 なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。 (参考) 〔(ウ)における表示〕	車載容器総括証票 (低充填サイクル車両専用)		充填すべきガスの名称		搭載容器本数		充填可能期限	年 月 日	検査有効期限	年 月 日	最高充填圧力		車台番号		車載容器総括証票		充填すべきガスの名称		充填可能期限	年 月	最高充填圧力 (MFP)		公称使用圧力 (NWP)		検査有効期限	年 月
車載容器総括証票 (低充填サイクル車両専用)																																																					
充填すべきガスの名称																																																					
搭載容器本数																																																					
充填可能期限	年 月 日																																																				
検査有効期限	年 月 日																																																				
最高充填圧力																																																					
車台番号																																																					
車載容器総括証票																																																					
充填すべきガスの名称																																																					
充填可能期限	年 月																																																				
最高充填圧力 (MFP)																																																					
公称使用圧力 (NWP)																																																					
検査有効期限	年 月																																																				
車載容器総括証票 (低充填サイクル車両専用)																																																					
充填すべきガスの名称																																																					
搭載容器本数																																																					
充填可能期限	年 月 日																																																				
検査有効期限	年 月 日																																																				
最高充填圧力																																																					
車台番号																																																					
車載容器総括証票																																																					
充填すべきガスの名称																																																					
充填可能期限	年 月																																																				
最高充填圧力 (MFP)																																																					
公称使用圧力 (NWP)																																																					
検査有効期限	年 月																																																				

第 7 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第 8 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)																																																																																										
1. 圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第 4） <table><tr><td colspan="2">容器再検査合格証票</td><td>検査実施者の名称の符号</td></tr><tr><td>再検査有効期限</td><td>年 月 日</td><td></td></tr><tr><td>再 検 査 日</td><td>年 月 日</td><td></td></tr></table> 2. 低充填サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第 4 の 2） <table><tr><td colspan="2">容器再検査合格証票 (低充填サイクル車両専用)</td><td>検査実施者の名称の符号</td></tr><tr><td>再検査有効期限</td><td>年 月 日</td><td></td></tr><tr><td>再 検 査 日</td><td>年 月 日</td><td></td></tr></table> 3. 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第 4 の 3） <table><tr><td colspan="2">容器再検査合格証票</td><td>検査実施者の名称の符号</td></tr><tr><td>再検査有効期限</td><td>年 月 日</td><td></td></tr><tr><td>再 検 査 月</td><td>年 月 日</td><td></td></tr></table> 4. 低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器(容器則細目告示様式第 4 の 4) <table><tr><td colspan="2">容器再検査合格証票 (低充填サイクル車両専用)</td><td>検査実施者の名称の符号</td></tr><tr><td>再検査有効期限</td><td>年 月 日</td><td></td></tr><tr><td>再 検 査 月</td><td>年 月 日</td><td></td></tr></table> (エ) 国際相互承認容器則細目告示第 57 条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。 なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。 (参考) 〔エ〕における表示〕 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第 5） <table><tr><td colspan="2">容器再検査合格証票</td><td>検査実施者の名称の符号</td></tr><tr><td>再検査有効期限</td><td>年 月</td><td></td></tr><tr><td>再 検 査 月</td><td>年 月</td><td></td></tr></table>	容器再検査合格証票		検査実施者の名称の符号	再検査有効期限	年 月 日		再 検 査 日	年 月 日		容器再検査合格証票 (低充填サイクル車両専用)		検査実施者の名称の符号	再検査有効期限	年 月 日		再 検 査 日	年 月 日		容器再検査合格証票		検査実施者の名称の符号	再検査有効期限	年 月 日		再 検 査 月	年 月 日		容器再検査合格証票 (低充填サイクル車両専用)		検査実施者の名称の符号	再検査有効期限	年 月 日		再 検 査 月	年 月 日		容器再検査合格証票		検査実施者の名称の符号	再検査有効期限	年 月		再 検 査 月	年 月		1. 圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第 4） <table><tr><td colspan="2">容器再検査合格証票</td><td>検査実施者の名称の符号</td></tr><tr><td>再検査有効期限</td><td>年 月 日</td><td></td></tr><tr><td>再 検 査 日</td><td>年 月 日</td><td></td></tr></table> 2. 低充填サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第 4 の 2） <table><tr><td colspan="2">容器再検査合格証票 (低充填サイクル車両専用)</td><td>検査実施者の名称の符号</td></tr><tr><td>再検査有効期限</td><td>年 月 日</td><td></td></tr><tr><td>再 検 査 日</td><td>年 月 日</td><td></td></tr></table> 3. 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第 4 の 3） <table><tr><td colspan="2">容器再検査合格証票</td><td>検査実施者の名称の符号</td></tr><tr><td>再検査有効期限</td><td>年 月 日</td><td></td></tr><tr><td>再 検 査 月</td><td>年 月 日</td><td></td></tr></table> 4. 低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器(容器則細目告示様式第 4 の 4) <table><tr><td colspan="2">容器再検査合格証票 (低充填サイクル車両専用)</td><td>検査実施者の名称の符号</td></tr><tr><td>再検査有効期限</td><td>年 月 日</td><td></td></tr><tr><td>再 検 査 月</td><td>年 月 日</td><td></td></tr></table> (エ) 国際相互承認容器則細目告示第 57 条第 25 条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。 なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。 (参考) 〔エ〕における表示〕 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第 5） <table><tr><td colspan="2">容器再検査合格証票</td><td>検査実施者の名称の符号</td></tr><tr><td>再検査有効期限</td><td>年 月</td><td></td></tr><tr><td>再 検 査 月</td><td>年 月</td><td></td></tr></table> ② ガス容器及び配管等（水素ガスの流路の構成部品であって、燃料電池スタック、原動機、ガス容器及び容器附属品を除く部分をいう。以下③から⑤において同じ。）の取付部に緩み及び損傷がないこと。 ③ ガス容器及び配管等は、損傷を受けるおそれのある部分が適当な覆いで保護されており、かつ、その覆いに機能を損なう損傷及び故障がないこと。 ④ ガス容器及び配管等の防熱措置又は覆いその他の適当な日よけにその機能を損なう損傷がないこと。 ⑤ 配管等は、通常使用される圧力の中で最も高い圧力において、外部に対して気密性を有するものでなければ	容器再検査合格証票		検査実施者の名称の符号	再検査有効期限	年 月 日		再 検 査 日	年 月 日		容器再検査合格証票 (低充填サイクル車両専用)		検査実施者の名称の符号	再検査有効期限	年 月 日		再 検 査 日	年 月 日		容器再検査合格証票		検査実施者の名称の符号	再検査有効期限	年 月 日		再 検 査 月	年 月 日		容器再検査合格証票 (低充填サイクル車両専用)		検査実施者の名称の符号	再検査有効期限	年 月 日		再 検 査 月	年 月 日		容器再検査合格証票		検査実施者の名称の符号	再検査有効期限	年 月		再 検 査 月	年 月	
容器再検査合格証票		検査実施者の名称の符号																																																																																									
再検査有効期限	年 月 日																																																																																										
再 検 査 日	年 月 日																																																																																										
容器再検査合格証票 (低充填サイクル車両専用)		検査実施者の名称の符号																																																																																									
再検査有効期限	年 月 日																																																																																										
再 検 査 日	年 月 日																																																																																										
容器再検査合格証票		検査実施者の名称の符号																																																																																									
再検査有効期限	年 月 日																																																																																										
再 検 査 月	年 月 日																																																																																										
容器再検査合格証票 (低充填サイクル車両専用)		検査実施者の名称の符号																																																																																									
再検査有効期限	年 月 日																																																																																										
再 検 査 月	年 月 日																																																																																										
容器再検査合格証票		検査実施者の名称の符号																																																																																									
再検査有効期限	年 月																																																																																										
再 検 査 月	年 月																																																																																										
容器再検査合格証票		検査実施者の名称の符号																																																																																									
再検査有効期限	年 月 日																																																																																										
再 検 査 日	年 月 日																																																																																										
容器再検査合格証票 (低充填サイクル車両専用)		検査実施者の名称の符号																																																																																									
再検査有効期限	年 月 日																																																																																										
再 検 査 日	年 月 日																																																																																										
容器再検査合格証票		検査実施者の名称の符号																																																																																									
再検査有効期限	年 月 日																																																																																										
再 検 査 月	年 月 日																																																																																										
容器再検査合格証票 (低充填サイクル車両専用)		検査実施者の名称の符号																																																																																									
再検査有効期限	年 月 日																																																																																										
再 検 査 月	年 月 日																																																																																										
容器再検査合格証票		検査実施者の名称の符号																																																																																									
再検査有効期限	年 月																																																																																										
再 検 査 月	年 月																																																																																										

第 7 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第 8 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
	ばならない。 この場合において、配管等に圧力がかかった状態で、高压部から燃料電池スタック（燃料電池自動車以外の自動車にあっては原動機）に至るまでの配管等の確認可能な箇所においてガス検知器又は検知液（石けん水等）を用いて水素ガス漏れの検知を行い、検知されないものは、この基準に適合するものとする。 ⑥ 自動車に備えられた水素ガス漏れ検知器が正常に作動すること。 この場合において、次に掲げる（ア）又は（イ）のいずれかに適合するものは、この基準に適合するものとする。 （ア）水素ガス漏れ検知器の取付部に緩み、がた等がなく、かつ、水素ガス漏れ検知器に損傷等がないこと。 （イ）水素ガス漏れ検知器の異常を表示する装置が備えられている場合にあって、当該装置が正常に作動すること。 この場合において、水素ガス漏れ検知器が正常に作動することを確認できるものとして、水素ガス漏れ検知器の作動を確認できるランプが装備されているものにあっては、自動車製作者等の定めた方法により当該装置が正常に作動していることが確認できるもの。 ⑦ 燃料電池システムの制御によりバージ（燃料電池システム内の水素を含むガスを外部に排出することをいう。）されたガスは、その排出部に確実に導かれるものであること。 なお、そのガスを導くための管の取付けが確実にないもの又はその管に損傷のあるものは、この基準に適合しないものとする。 ⑧ 水素ガス漏れ検知器により水素ガス漏れが検知されていないこと。 ⑨ 圧力計又は残量計が正常に作動しているものであること。 ⑩ 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。 ア 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のものにあっては、自動車の前面、運転者席並びに助手席それぞれのドア外側付近（運転者席又は助手席のドアを有しない自動車のうち、ドアを有しない側面にあっては、自動車の前端から当該自動車の長さの 3 分の 1 以内）及び後面に次の表示を備えること。 イ 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるものにあっては、自動車の前面及び運転者席並びに助手席それぞれのドア外側付近（運転者席又は助手席のドアを有しない自動車のうち、ドアを有しない側面にあっては、自動車の前端から当該自動車の長さの 3 分の 1 以内）に次の表示を備えること。 〔表示〕

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

- (4) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない（保安基準第17条第1項関係、細目告示第20条第5項関係、細目告示第98条第6項関係）

- ① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第26条第3号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。

なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。

（参考）

国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第3）

車載容器総括証票	
充填すべきガスの名称	
充填可能期限	年 月
最高充填圧力 (MFP)	
公称使用圧力 (NWP)	
検査有効期限	年 月

- イ 容器再検査を受けたことのあるガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第57条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）



備考

- (1) 色彩は、枠線、文字及び記号を白色、かつ、反射するものとし、地を明るい青色とする。
- (2) 寸法は、幅は110mm以上、高さは80mm以上とする。
- (3) 燃料装置の機能を損なうおそれがある損傷のないものは8-25-1-1(2)③、④、⑦及び⑨に適合するものとする。
- (4) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）のガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある部品又は装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものでなければならない。
- この場合において、燃料装置の機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。（保安基準第17条第3項関係、細目告示第176条第4項関係）
- (5) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない（保安基準第17条第1項関係、細目告示第176条第5項関係）

- ① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第26条第3号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。

なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。

（参考）

国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第3）

車載容器総括証票	
充填すべきガスの名称	
充填可能期限	年 月
最高充填圧力 (MFP)	
公称使用圧力 (NWP)	
検査有効期限	年 月

- イ 容器再検査を受けたことのあるガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第57条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。

(参考)

国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第5）

容器再検査合格証票		検査実施者の名称の符号
再検査有効期限	年 月	
再 検 査 月	年 月	

(5) 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）

なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。

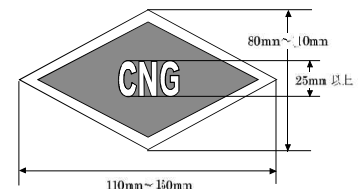
(参考)

国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第5）

容器再検査合格証票		検査実施者の名称の符号
再検査有効期限	年 月	
再 検 査 月	年 月	

- ② ガス容器及び配管等（ガスの流路の構成部品であって、原動機、ガス容器、容器附属品を除く。以下、③から⑥において同じ。）の取付部に緩み及び損傷がないこと。
- ③ 配管等は、ガス容器のガス充填圧力の1.5倍の圧力に耐えるものであること。
この場合において、この基準に適合しないおそれがあるときは、配管等に圧力がかかった状態において、高圧部から原動機に至るまでの配管等の確認可能な箇所においてガス検知器又は検知液（石けん水等）を用いてガス漏れの検知を行いガス漏れが検知されないものは、この基準に適合するものとみなす。
- ④ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車にあっては、自動車の前面、後面及び左側（左ハンドルにあっては右側）のドアの外側に次の表示を備えること。

〔表示〕



備考

- (1) 色彩は、縁及び文字を白又は白く反射する色とし、地を緑色とする。
- (2) 寸法は、上記及び縁の幅は4mmから6mm、文字の幅は4mm以上とする。
- (3) 文字は中央に配置するものとする。
- ⑤ ガス容器及び配管等は損傷を受けるおそれのある部分が適当な覆いで保護されており、かつ、その覆いに機能を損なう損傷又は故障がないこと。
- ⑥ ガス容器及び配管等の防熱装置又は覆いその他の適当な日よけにその機能を損なう損傷がないこと。
- ⑦ 燃料装置の機能を損なうおそれがある損傷のないものは②、⑤及び⑥に定める基準に適合するものとする。
- (6) 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法に関し、

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない（保安基準第17条第1項関係、細目告示第20条第6項関係、細目告示第98条第7項関係）

- ① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第26条第4号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。

なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。

（参考）

国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第4）

車載容器総括証票	
充填すべきガスの名称	
内容積	
充填可能期限	
供給圧力（SP）	
公称使用圧力（NWP）	
検査有効期限	

イ 容器再検査を受けたことのあるガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第57条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。

なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。

（参考）

国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第5）

容器再検査合格証票		検査実施者の名称の符号
再検査有効期限	年 月	
再 検 査 月	年 月	

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）

視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない（保安基準第17条第1項関係、細目告示第176条第6項関係）

- ① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第26条第4項に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。

なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。

（参考）

国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第4）

車載容器総括証票	
充填すべきガスの名称	
内容積	
充填可能期限	
供給圧力（SP）	
公称使用圧力（NWP）	
検査有効期限	

イ 容器再検査を受けたことのあるガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第57条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。

なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。

（参考）

国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第5）

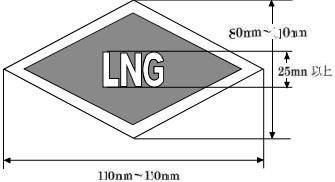
容器再検査合格証票		検査実施者の名称の符号
再検査有効期限	年 月	
再 検 査 月	年 月	

- ② ガス容器及び配管等（ガスの流路の構成部品であつて、原動機、ガス容器、容器附属品を除く。以下、③から⑥において同じ。）の取付部に緩み及び損傷がないこと。

- ③ 配管等は、ガス容器のガス充填圧力の1.5倍の圧力に耐えるものであること。

この場合において、この基準に適合しないおそれがあるときは、配管等に圧力がかかった状態において、高圧部から原動機に至るまでの配管等の確認可能な箇所においてガス検知器又は検知液（石けん水等）を用いてガス漏れの検知を行いガス漏れが検知されないものは、この基準に適合するものとみなす。

- ④ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車にあつては、自動車の前面、後面及び左側（左ハンド

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
7-25-1-2 書面等による審査 (1) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは①及び②の基準に適合するものとする。(保安基準第17条第1項関係、細目告示第20条第3項関係、細目告示第98条第3項関係) ① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)に備える燃料装置にあっては、次に掲げる基準に適合すること。 ただし、7-25-1-1 (3) ①ア (エ) 又は7-25-1-1 (3) ①イ (エ) のガス容器を備える自動車にあっては、イに掲げるものを除く。 ア UN R134-01 (7.1.1.1.、7.1.1.3. から 7.1.6.に限る。)に定める基準に適合すること。 イ 容器附属品は、各ガス容器に直接取付けられていること。 ② 圧縮水素ガスを燃料とする自動車(大型特殊自動車及び被牽引自動車に限る。)にあっては、燃料装置が細目告示別添100「圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の技術基準」に定める基準に適合すること。 ③ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車(乗車定員11人	ルにあっては右側)のドアの外側に次の表示を備えること。 〔表示〕  備考 (1) 色彩は、縁及び文字を白又は白く反射する色とし、地を緑色とする。 (2) 寸法は、上記及び縁の幅は4mmから6mm、文字の幅は4mm以上とする。 (3) 文字は中央に配置するものとする。 ⑤ ガス容器及び配管等は損傷を受けるおそれのある部分が適当な覆いで保護されており、かつ、その覆いに機能を損なう損傷又は故障がないこと。 ⑥ ガス容器及び配管等の防熱装置又は覆いその他の適当な日よけにその機能を損なう損傷がないこと。 ⑦ 燃料装置の機能を損なうおそれがある損傷のないものは②、⑤及び⑥に定める基準に適合するものとする。 8-25-1-2 書面等による審査 圧縮水素ガスを燃料とする自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、公的試験機関等が実施した試験等の結果を記載した書面により、次の①から③までの基準に適合することが明らかであるものは、8-25-1-1 (2) ⑤及び⑥の規定に適合するものとする。(保安基準第17条第1項関係、細目告示第176条第3項関係) ① 細目告示別添100「圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の技術基準」の3.5.2.の格納室を有する自動車にあっては、格納室に気密を損なうおそれのある損傷がないこと、又は細目告示別添100「圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の技術基準」の別紙1「気密・換気試験」の1.に定める方法により格納室の気密試験を行ったときにガス漏れがないこと。 ② 配管等(水素ガスの流路の構成部品であって、燃料電池スタック、原動機、ガス容器及び容器附属品を除く部分をいう。)は、通常使用される圧力の中で最も高い圧力において、外部に対して気密性を有する耐久性のある堅ろうなものであり、かつ、細目告示別添100「圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の技術基準」の別紙1「気密・換気試験」の3.に定める方法により配管等の気密試験を行ったときにガス漏れがないものであること。 ③ 水素ガス漏れ検知器、警報装置及び水素ガスの供給を遮断する装置は、細目告示別添100「圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の技術基準」の別紙3「水素ガス漏れ検知器等の試験」に定める方法により試験を行ったときに、水素ガスを検知し、警報装置が作動し、及び水素ガスの供給を遮断するものでなければならない。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
以上の自動車及び車両総重量が 2.8t を超える自動車に限る。) にあつては、ガス容器及び容器附属品は、その最後部から車両最後部までの車両中心線に平行な水平距離が 300mm 以上である位置に取付けられていること。 ④ ガス容器について、国際相互承認に係る容器保安規則第3条第1号に定める基準に適合することが確認できる書面の提示があったときは、7-25-1-1 (3) ①ア(エ)の「国際相互承認に係る容器保安規則第5条及び第11条に規定する構造及び機能を有するもの」に適合するものとする。 ⑤ 圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあつては、燃料装置が UN R146-00 (7.1.1.1.、7.1.1.3.から7.2.2.3.までに限る。)に定める基準に適合すること。 ⑥ 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が 3.5 t を超えるものにあつては、UN R134-01 の 7.1.7. に定める基準に適合すること。 (2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書(写しをもって代えることができる。)により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であつて、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第17条第3項関係、細目告示第20条第4項関係、第98条第4項関係) ① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車(次に掲げるものを除く。)にあつては、UN R137-02-S1 (附則3に限る。)に定める方法及び細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.1.2.4. 及び 3.1.2.6. から 3.1.2.8. に定める方法により試験を行った結果、UN R134-01 (7.2.1. から 7.2.3. までに限る。)に適合すること。 ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車 イ 車両総重量 3.5 t を超える貨物の運送の用に供する自動車 ウ ア又はイのいずれかの自動車の形状に類する自動車 エ 最高速度 20 km/h 未満の自動車 ② 圧縮水素ガスを燃料とする自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人未満の自動車(車両総重量 3.5t を超えるものを除く。)及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車(車両総重量 3.5t を超えるものを除く。)に限る。)にあつては、UN R153-00-S1 の 5.2.1. (5.2.1.1. 及び 5.2.1.2. を除く。)に適合すること。 ③ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被	なお、複数の水素システムを備えている自動車にあつては、水素ガス漏れが生じている水素システムの水素ガスの供給を遮断するものでよい。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
牽引自動車を除く。)にあっては、UN R134-01 (7.2.に限る。)に適合すること。 ④ 圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する三輪自動車(乗車定員10人以上のもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの並びに車両総重量3.5tを超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するものを除く。)にあっては、UN R94-04(附則3の1.、3.及び4.に限る。)に定める方法及びUN R134-01(附則5に限る。)に定める方法により試験を行った結果、UN R134-01 (7.2.1.から7.2.3.までに限る。)に適合すること。 ⑤ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車(次の(a)から(i)までに掲げるものを除く。)にあっては、UN R135-01-S2 (5.5.2.に限る。)に適合すること。 (a) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの (b) 貨物の運送の用に供する自動車であって次のいずれにも該当しないもの ・前車軸中心と運転者席の着席基準点と前車軸中心線を含む平面と前車軸中心線を含む水平面とのなす角度が22°より小さいもの ・運転者席の着席基準点から後車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離と運転者席の着席基準点から前車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離の比が1.30未満のもの (c) 車両総重量3.5tを超える自動車 (d) (a) から(c) の自動車の形状に類する自動車 (e) 二輪自動車 (f) 側車付二輪自動車 (g) 三輪自動車 (h) 大型特殊自動車 (i) 被牽引自動車 ただし、次に掲げる自動車にあっては、UN R135-00-S1 に適合するものであればよい。(適用関係告示第13条第12項関係) ア 令和5年1月19日以前に製作された自動車 イ 令和5年1月20日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの (ア) 令和5年1月19日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車 (イ) 令和5年1月20日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、令和5年1月19日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と運転者室及び客室を取囲む部分(乗員保護装置を含む。)のポールとの側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの (3) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であつて、その機能を損なうおそれがある損傷のないものはこの基準に適合するものとする。(保安基準第17条第1項関係、細目告示第20条第5項関係、細目告示第98条第6項関係) ① UN R110-04-S2 の 18. (18.1.8.2.、18.1.8.4.、18.3.4. から 18.3.6. まで、18.6.、18.7.1.1.、18.7.2.1.、18.7.9.、18.9.2.、18.12. 及び 18.13. を除く。) に定める基準に適合するものであること。 ただし、UN R110-04-S2 の 6.1. (配管に係る規定に限る。) 並びに 8.1. 及び 8.3. から 8.11. まで (ガス容器、附属品及び附属品と構造上一体となっているものに係る規定を除く。) に適合するものであるときは、UN R110-04-S2 の 18.1.2. は適用しない。 (4) 液化天然ガスを燃料とする自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。) の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であつて、その機能を損なうおそれがある損傷のないものはこの基準に適合するものとする。(保安基準第17条第1項関係、細目告示第20条第6項関係、細目告示第98条第7項関係) ① UN R110-04-S2 の 18. (18.1.8.1.、18.1.8.4.、18.3.1. から 18.3.3. まで、18.5.、18.7.1. (18.7.1.1. を除く。)、18.7.2. (18.7.2.1. を除く。)、18.8.3.、18.8.7.1.、18.9.1.、18.10.3. 及び 18.10.4. を除く。) に定める基準に適合するものであること。 ただし、UN R110-04-S2 の 6.1. (配管に係る規定に限る。) 並びに 8.1. 及び 8.13. から 8.22. まで (ガス容器、附属品及び附属品と構造上一体となっているものに係る規定を除く。) に適合するものであるときは、UN R110-04-S2 の 18.1.2. は適用しない。 (5) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(2) の基準にかかわらず次に掲げるものであればよい。(細目告示第98条第5項関係) ① ガス容器及び容器附属品は、その最前端部から車両前端部までの車両中心線に平行な水平距離が 420mm 以上であり、かつ、その最後端部から車両後端部までの車両中心線に平行な水平距離が 300mm 以上である位置に取付けられていること。 ② ガス容器の取付部は、通常使用される圧力の中で最も高い圧力でガス容器を充填した状態において、走行方向の $\pm 196\text{m/s}^2$ の加速度により、破断しないものであること。 この場合において、加速度に係る要件への適合性は、計算による方法により又は自動車製作者により証明されるものであること。 7-25-2 欠番 7-25-3 欠番	8-25-2 欠番 8-25-3 欠番 8-25-4 適用関係の整理 7-25-4 の規定を適用する。

3. 審査事務規程の第42次改正概要

令和4年1月31日

独立行政法人自動車技術総合機構

審査事務規程の一部改正について（第42次改正）

1. 改正概要

（1）自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正
 - 自動車には後退時車両直後確認装置を備えなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[6-108、7-108、8-108]
 - 圧縮水素ガスを燃料とする自動車には、協定規則に適合するラベルを車体の指定された箇所に貼付しなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[7-25、8-25]
 - 自動車のかじ取装置には、運転者の異常時に自動で停止することができる装置を備えることができることとします。[6-13、7-13]
- ② 受検車両と書面の同一性確認の明確化について
 - ラベルにより標示された原動機（電動機に限る。）の型式の確認方法及び取扱いを明確化します。[4-9]
- ③ 新規検査等提出書面審査要領について [別添2]
 - 小型特殊自動車の構造装置を変更し、大型特殊自動車として新規検査等を受けるものについて、事前提出書面審査の対象とします。
- ④ 並行輸入自動車審査要領について [別添3]
 - 届出様式に後退時車両直後確認装置に係る項目を追加します。
- ⑤ 改造自動車審査要領について [別添4]
 - 届出様式の記載事項について明確化します。
- ⑥ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

（2）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

2. 関係する省令等

- ・道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和3年6月9日国土交通省令第40号）
- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和3年6月9日国土交通省告示第521号、令和3年9月30日国土交通省告示第1294号、令和4年1月7日国土交通省告示第10号）

3. 施行日

令和4年1月31日

（ただし、1.（1）③、④及び⑤については令和4年3月31日まで従前規定とする経過措置を規定）

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
7-108 後退時車両直後確認装置 7-108-1 装備要件 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）には、後退時に運転者が運転者席において当該自動車の直後の状況を確認できるものとして、運転者の視野等に係る性能に関し、7-108-2の基準に適合する後退時車両直後確認装置を備えなければならない。 ただし、次に掲げる自動車にあってはこの限りでない。（保安基準第44条の2関係、細目告示第68条の2第2項、第3項関係、細目告示第146条の2第3項、第4項関係、適用関係告示第52条の2関係） ① 車両後部に特殊な装備を有する道路維持作業用自動車 ② 車両後部に特殊な装備を有する緊急自動車 ③ レッカー車 ④ 運転者の直接視界により 7-108-2 の基準に適合する自動車（UN R158-00 の 15.2.1.7. を満たす場合に限る。） 7-108-2 性能要件 後退時車両直後確認装置は、運転者の視野等に係る性能に関し、7-108-2-1 又は 7-108-2-2 に掲げるいずれかの基準に適合するものでなければならない。（細目告示第146条の2第1項第1号、第2号関係） 7-108-2-1 視認等による審査 (1) 後退時車両直後確認装置は、視認等その他適切な方法により審査したときに、運転者が運転者席において、後退時に鏡若しくはカメラ及び画像表示装置又はこれらの組み合わせにより、次の①及び②に掲げる部分を確認できるものでなければならない。（細目告示第146条の2第1項第2号関係） ① 当該自動車の最後端（連結装置及び手荷物積載用部品を除く。）から 0.5m 後方及び 1.35m 後方の車両中心線に直交する鉛直面と地面との交線のうち、当該自動車の左右の最外側面に接する車両中心線と平行な鉛直面に挟まれた部分 ② 当該自動車の最後端（連結装置及び手荷物積載用部品を除く。）から 3.5m 後方の車両中心線に直交する鉛直面と、当該自動車の左右の最外側面に接する車両中心線と平行な鉛直面に内接するよう設置された左右2つの高さ 80cm 直径 30cm の円柱の全体 (2) 次に掲げる状態の自動車の運転者席において、座席ベルトを装着し、かつ、かじ取ハンドルを握った標準的な運転姿勢をとった状態で (1) ①及び②に掲げる部分が確認できない場合は、(1) の基準に適合しないものとする。（細目告示第146条の2第1項第2号関係） ① 自動車は、平坦な面上に置き、直進状態かつ審査時車両状態とする。 ② 自動車のタイヤの空気圧は、規定された値とする。 ③ 車高調整装置が装着されている自動車にあっては、標準（中立）の位置とする。 ただし、車高を任意の位置に保持することができる車高調整装置にあっては、車高が最低となる位置と車高が最高となる位置の中間の位置とする。 ④ 運転者席の座席は、次のとおりに調節した位置とする。	8-108 後退時車両直後確認装置 8-108-1 装備要件 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）には、後退時に運転者が運転者席において当該自動車の直後の状況を確認できるものとして、運転者の視野等に係る性能に関し、8-108-2の基準に適合する後退時車両直後確認装置を備えなければならない。 ただし、次に掲げる自動車にあってはこの限りでない。（保安基準第44条の2関係、細目告示第224条の2第3項、第4項関係、適用関係告示第52条の2関係） ① 車両後部に特殊な装備を有する道路維持作業用自動車 ② 車両後部に特殊な装備を有する緊急自動車 ③ レッカー車 ④ 運転者の直接視界により 7-108-2 の基準に適合する自動車（UN R158-00 の 15.2.1.7. を満たす場合に限る。） 8-108-2 性能要件（視認等による審査） (1) 後退時車両直後確認装置は、運転者の視野等に係る性能に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（細目告示第224条の2第1項第1号関係） ① 後退時車両直後確認装置の作動中、確実に機能するものであること。 この場合において、後退時車両直後確認装置の機能を損なうおそれのある改造、損傷等のあるものは、この基準に適合しないものとする。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
ア 前後に調節できる場合には、中間位置とする。 ただし、中間位置に調節できない場合には、中間位置より後方であってこれに最も近い調節可能な位置とする。 イ 上下に調節できる場合には、中間位置とする。 ただし、中間位置に調節できない場合には、中間位置より下方であってこれに最も近い調節可能な位置とする。 ウ 座席の背もたれの角度が調節できる場合には、鉛直面から後方に 25° の位置とする。 ただし、鉛直面から後方に 25° の位置に調節できない場合には、鉛直面から後方に 25° の位置より後方であってこれに最も近い調節可能な位置とする。 ⑤ 運転者席の座席に座布団又はクッション等を備えている場合には、取除いた状態とする。 ⑥ 原動機の操作装置が始動の位置にあり、かつ、変速装置を後退の位置に操作している状態とする。 ただし、カメラ及び画像表示装置を用いない場合にあってはこの限りでない。 (3) 指定自動車等に備えられた後退時車両直後確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後退時車両直後確認装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 146 条の 2 第 2 項関係) 7-108-2-2 書面等による審査 (1) 後退時車両直後確認装置は、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R158-00 の 15.2.1. (15.2.1.1.を除く。)及び 15.2.2. から 15.2.4. まで、又は 15.3. に適合するものでなければならない。 この場合において、UN R158-00 の 2.1.5. に規定する検知装置を備えた後退時車両直後確認装置にあっては、UN R158-00 の附則 10 の 1.4. に規定する検知装置の作動を確認する点のうち、次の①及び②に掲げる点を検知できるものであればよい。(細目告示第 146 条の 2 第 1 項第 1 号関係) ① 当該自動車の左右の最外側面に接する車両中心線と平行な鉛直面に最も近い 4 つの確認点 ② 当該自動車の車両中心線上にある 2 つの確認点 (2) 指定自動車等に備えられた後退時車両直後確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後退時車両直後確認装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 146 条の 2 第 2 項関係) 7-108-3 取付要件 (視認等による審査) (1) 後退時車両直後確認装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(細目告示第 146 条の 2 第 1 項第 3 号関係) ① 走行中の振動により著しくその機能を損なわないよう取付けられたものであること。 ② 画像表示装置は、座席ベルトを装着し、かつ、かじ取ハンドルを握った標準的な運転姿勢をとった状態の運転者が直視できる範囲内にあり、7-108-2 に規定する視界に係る要件を容易に確認できる位置に備え	(2) 指定自動車等に備えられた後退時車両直後確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後退時車両直後確認装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 224 条の 2 第 2 項関係) 8-108-3 取付要件 (視認等による審査) (1) 後退時車両直後確認装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(細目告示第 224 条の 2 第 1 項第 2 号関係) ① 走行中の振動により著しくその機能を損なわないよう取付けられたものであること。 ② 画像表示装置は、座席ベルトを装着し、かつ、かじ取ハンドルを握った標準的な運転姿勢をとった状態の運転者が直視できる範囲内に備えられたものであること。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
られたものであること。 (2) 取付けが不確実な鏡若しくはカメラ及び鏡面に著しいひずみ、曇り若しくはひび割れのある鏡又はレンズ面に著しいひずみ、曇り若しくはひび割れのあるカメラは、(1)の基準に適合しないものとする。 この場合において、検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、次に掲げる例によるもの及びこれらに類するものは、「取付けが不確実」に該当するものとする。 (細目告示第146条の2第1項第3号関係) ① 取付部が吸盤形状であることが外観上明らかなもの ② 貼付けられたシート等の上に接着固定等されているもの ③ 手指で揺する、取付部が浮き上がらないかどうかめくろうとする等により確認した結果、取付部の一部が車体から離脱するもの、緩み又はがたがあるもの ④ 当該装置を取付けた状態のままで、自動車登録番号標又は車両番号標の取付取外しができないもの (3) 指定自動車等に備えられた後退時車両直後確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後退時車両直後確認装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第146条の2第2項関係)	(2) 取付けが不確実な鏡若しくはカメラ及び鏡面に著しいひずみ、曇り若しくはひび割れのある鏡又はレンズ面に著しいひずみ、曇り若しくはひび割れのあるカメラは、(1)の基準に適合しないものとする。 この場合において、検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、次に掲げる例によるもの及びこれらに類するものは、「取付けが不確実」に該当するものとする。 (細目告示第224条の2第1項第2号関係) ① 取付部が吸盤形状であることが外観上明らかなもの ② 貼付けられたシート等の上に接着固定等されているもの ③ 手指で揺する、取付部が浮き上がらないかどうかめくろうとする等により確認した結果、取付部の一部が車体から離脱するもの、緩み又はがたがあるもの ④ 当該装置を取付けた状態のままで、自動車登録番号標又は車両番号標の取付取外しができないもの (3) 指定自動車等に備えられた後退時車両直後確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後退時車両直後確認装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第224条の2第2項関係) 8-108-4 適用関係の整理 7-108-4の規定を適用する。
7-108-4 適用関係の整理 (1) 次に掲げる自動車については、7-108-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。(適用関係告示第52条の2関係) ① 令和4年4月30日以前に製作された自動車 ② 令和4年5月1日から令和6年4月30日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの - ア 令和4年4月30日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（後退時車両直後確認装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。） - イ 令和4年5月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（後退時車両直後確認装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、令和4年4月30日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（後退時車両直後確認装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）と後退時車両直後確認装置に係る性能が同一であるもの - ウ 指定自動車等以外の自動車 ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が令和6年4月30日以前のもの ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和6年4月30日以前のもの 7-108-5 従前規定の適用① 次に掲げる自動車については、後退時車両直後確認装置に係る規定は適用しない。(適用関係告示第52条の2関係) ① 令和4年4月30日以前に製作された自動車 ② 令和4年5月1日から令和6年4月30日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの - ア 令和4年4月30日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（後退時車両直後確認装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。） - イ 令和4年5月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（後退時車両直後確認装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、令和4年4月30日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（後退時車両直後確認装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）と後退時車両直後確認装置に係る性能が同一であるもの - ウ 指定自動車等以外の自動車 ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が令和6年4月30日以前のもの ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和6年4月30日以前のもの	

第 7 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第 8 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
7-13 かじ取装置 7-13-1 性能要件 7-13-1-1 テスタ等による審査 9-2 の規定による。(保安基準第 11 条第 1 項関係、細目告示第 13 条第 3 項第 1 号リ関係、細目告示第 91 条第 3 項第 1 号ル関係) 7-13-1-2 視認等による審査 自動車のかじ取装置は、堅ろうで、安全な運行を確保できるものとして強度、操作性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 11 条第 1 項関係、細目告示第 13 条第 3 項関係、細目告示第 91 条第 3 項関係) ① 自動車のかじ取装置は、堅ろうで安全な運行を確保できるものであること。 この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。(細目告示第 13 条第 3 項第 1 号関係、細目告示第 91 条第 3 項第 1 号関係) ア ナックル・アーム、タイロッド、ドラッグ・リンク又はセクタ・アーム等のかじ取リンクに損傷があるもの(細目告示第 13 条第 3 項第 1 号イ関係、細目告示第 91 条第 3 項第 1 号イ) イ アの各部の取付部に、著しいがた又は割ピンの脱落があるもの(細目告示第 13 条第 3 項第 1 号ロ、細目告示第 91 条第 3 項第 1 号ロ関係) ウ かじ取ハンドルに著しいがたがあるもの又は取付部に緩みがあるもの(細目告示第 13 条第 3 項第 1 号ハ、細目告示第 91 条第 3 項第 1 号ハ) エ 給油を必要とする箇所に所要の給油がなされていないもの(細目告示第 91 条第 3 項第 1 号ニ) オ かじ取フォークに損傷があるもの(細目告示第 13 条第 3 項第 1 号ニ、細目告示第 91 条第 3 項第 1 号ホ) カ ギヤ・ボックスに著しい油漏れがあるもの又は取付部に緩みがあるもの(細目告示第 13 条第 3 項第 1 号ホ関係、細目告示第 91 条第 3 項第 1 号ヘ) キ かじ取装置のダスト・ブーツに損傷があるもの(細目告示第 13 条第 3 項第 1 号ヘ関係、細目告示第 91 条第 3 項第 1 号ト) ク パワ・ステアリング装置に著しい油漏れがあるもの又は取付部に緩みがあるもの(細目告示第 13 条第 3 項第 1 号ト関係、細目告示第 91 条第 3 項第 1 号チ) ケ パワ・ステアリング装置のベルトに著しい緩み又は損傷があるもの(細目告示第 13 条第 3 項第 1 号チ関係、細目告示第 91 条第 3 項第 1 号リ) コ 溶接、肉盛又は加熱加工等の修理を行った部品を使用しているもの(細目告示第 91 条第 3 項第 1 号ヌ) ② かじ取装置は、運転者が定位置において容易に、かつ、確実に操作できるものであること。 この場合において、パワ・ステアリングを装着していない自動車(最高速度が 20km/h 未満の自動車を除	8-13 かじ取装置 8-13-1 性能要件 8-13-1-1 テスタ等による審査 9-2 の規定による。(保安基準第 11 条第 1 項関係、細目告示第 169 条第 1 項第 1 号ル関係) 8-13-1-2 視認等による審査 (1) 自動車のかじ取装置は、堅ろうで、安全な運行を確保できるものとして強度、操作性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 11 条第 1 項関係、細目告示第 169 条第 1 項関係) ① 自動車のかじ取装置は、堅ろうで安全な運行を確保できるものであること。 この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。(細目告示第 169 条第 1 項第 1 号関係) ア ナックル・アーム、タイロッド、ドラッグ・リンク又はセクタ・アーム等のかじ取リンクに損傷があるもの(細目告示第 169 条第 1 項第 1 号イ) イ アの各部の取付部に、著しいがた又は割ピンの脱落があるもの(細目告示第 169 条第 1 項第 1 号ロ関係) ウ かじ取ハンドルに著しいがたがあるもの又は取付部に緩みがあるもの(細目告示第 169 条第 1 項第 1 号ハ) エ 給油を必要とする箇所に所要の給油がなされていないもの(細目告示第 169 条第 1 項第 1 号ニ) オ かじ取フォークに損傷があるもの(細目告示第 169 条第 1 項第 1 号ホ) カ ギヤ・ボックスに著しい油漏れがあるもの又は取付部に緩みがあるもの(細目告示第 169 条第 1 項第 1 号ヘ) キ かじ取装置のダスト・ブーツに損傷があるもの(細目告示第 169 条第 1 項第 1 号ト) ク パワ・ステアリング装置に著しい油漏れがあるもの又は取付部に緩みがあるもの(細目告示第 169 条第 1 項第 1 号チ) ケ パワ・ステアリング装置のベルトに著しい緩み又は損傷があるもの(細目告示第 169 条第 1 項第 1 号リ) コ 溶接、肉盛又は加熱加工等の修理を行った部品を使用しているもの(細目告示第 169 条第 1 項第 1 号ヌ) サ UN R79 に定める自動命令型操舵機能を備える自動車にあっては、当該機能を損なうおそれのある損傷等のあるもの

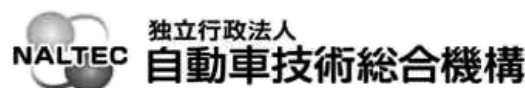
第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
く。)であって、かじ取車輪の輪荷重の総和が4,700kg以上であるものはこの基準に適合しないものとする。 (細目告示第13条第3項第2号、細目告示第91条第3項第2号) ③ かじ取装置は、かじ取時に車わく、フェンダ等自動車の他の部分と接触しないこと。(細目告示第13条第3項第3号、細目告示第91条第3項第3号) ④ かじ取ハンドルの回転角度とかじ取車輪のかじ取角度との関係は、左右について著しい相異がないこと。(細目告示第13条第3項第4号、細目告示第91条第3項第4号) ⑤ かじ取ハンドルの操だ力は、左右について著しい相異がないこと。(細目告示第13条第3項第5号、細目告示第91条第3項第5号) 7-13-1-3 書面等による審査 (1) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)のかじ取装置は、UN R79-04の5.及び6.に適合するものでなければならない。 ただし、UN R79-04に定める2.3.4.1.3.、2.3.4.1.5.及び2.3.4.1.6.の自動命令型操舵機能であって運転者異常時対応システム(2.3.4.5.に定める機能を有するものであって、5.1.6.3.1.(a)に適合するものに限る。)を備えるものについては、5.6.の規定は適用しない。 この場合において、次に掲げるかじ取装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、UN R79-04の5.及び6.に適合するものとみなす。(細目告示第13条第2項関係、細目告示第91条第2項関係) ① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたかじ取装置 ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられているかじ取装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているかじ取装置又はこれに準ずる性能を有するかじ取装置 ③ 法第75条の3第1項の規定に基づきかじ取装置について型式指定を受けた自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたかじ取装置又はこれに準ずる性能を有するかじ取装置 (2) 7-13-1-1により審査した際に適合するかじ取装置は、自動命令型操舵機能及び補正操舵機能に係る部分を除き(1)③に定める「これに準ずる性能を有するかじ取装置」とする。 (3) 自動車(次に掲げるものを除く。)のかじ取装置は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者に傷害を与えるおそれの少ないものとして、運転者の保護に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R12-04-S5の5.(5.5.を除く。)及び6.に適合するものでなければならない。 ただし、専ら乗用の用に供する乗車定員10人の自動車及びその形状が専ら乗用の用に供する乗車定員10人の自動車の形状に類する自動車について、UN R12-04-S5の5.1.及び5.3.の規定は適用しないものとする。(保安基準第11条第2項関係、細目告示第13条第2項関係、細目告示第91条第2項関係) ① 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員11人以上のもの	② かじ取装置は、かじ取時に車わく、フェンダ等自動車の他の部分と接触しないこと。(細目告示第169条第1項第3号) (2) 自動車(次に掲げるものを除く。)のかじ取装置は、視認その他適切な方法により審査したときに、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において運転者に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造でなければならない。(保安基準第11条第2項関係、細目告示第169条第2項関係) ① 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員11人以上のもの

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
② ①の自動車の形状に類する自動車 ③ 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 1.5t 以上のもの ④ ③の自動車の形状に類する自動車 ⑤ 二輪自動車 ⑥ 側車付二輪自動車 ⑦ 大型特殊自動車 ⑧ 被牽引自動車 (4) 次に掲げるかじ取装置は、(3) の基準に適合するものとする。 ただし、7-12-1-2 (1) が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。(細目告示第 91 条第 2 項関係) ① 指定自動車等に備えられているかじ取装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたかじ取装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないもの ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられているかじ取装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているかじ取装置又はこれに準ずる性能を有するものであって、その機能を損なうおそれがある損傷のないもの ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けたかじ取装置と同一の構造を有するもの又はこれに準ずる性能を有するものであって、その機能を損なうおそれがある損傷のないもの ④ 試験成績書（写しをもって代えることができる。）により (3) の基準に適合することが明らかなかじ取装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたかじ取装置 (5) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認めるかじ取装置は、(3) の規定にかかわらず、次のいずれかに掲げるものであればよい。(細目告示第 91 条第 3 項関係) ① かじ取装置に係る次に掲げる全ての要件に該当するもの ア かじ取装置に係る運転者の座席の前縁から車両前端までの車両中心線に平行な水平距離が 750mm 以上であるもの。 この場合において、当該座席が前後に調整できる場合は、中間位置とする。 (参考図) イ かじ取ハンドルの表面のうち、運転者側に面し	② ①の自動車の形状に類する自動車 ③ 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 1.5t 以上のもの ④ ③の自動車の形状に類する自動車 ⑤ 二輪自動車 ⑥ 側車付二輪自動車 ⑦ 大型特殊自動車 ⑧ 被牽引自動車 (3) かじ取装置の機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(2) の基準に適合するものとする。 ただし、7-12-1-2 (1) が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。(細目告示第 169 条第 2 項関係)

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
て直径 165mm の球が接触できる部分に曲率半径 2.5mm 未満の凹凸や鋭い突起を有していないこと ② UN R94 に適合するかじ取装置 ③ FMVSS 203 に適合するかじ取装置 ④ FMVSS 208 に適合するかじ取装置 7-13-2 欠番 7-13-3 欠番 7-13-4 適用関係の整理 (1) 昭和 48 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、7-13-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第 7 条第 1 項関係） (2) 昭和 48 年 10 月 1 日から平成 21 年 8 月 31 日までに製作された専ら乗用の用に供する自動車（次に掲げるものを除く。）については、7-13-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第 7 条第 2 項関係） ① 乗車定員 11 人以上の自動車 ② 二輪自動車 ③ 側車付二輪自動車 ④ 最高速度 50km/h 未満の自動車 ⑤ かじ取ハンドル軸の中心線と当該中心線を通り車両中心線に平行な直線とのなす角度が 35° を超える構造のかじ取装置を備えた自動車 ⑥ 平成 19 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車（平成 19 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車とかじ取装置における運転者の保護に係る性能が同一であるもの及びかじ取装置に係る改造を行ったものを除く。） (3) 次の自動車については、7-13-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第 7 条第 3 項関係） ① 昭和 48 年 10 月 1 日から平成 21 年 8 月 31 日までに製作された専ら乗用の用に供する自動車であって次に掲げるもの ア 最高速度 50km/h 未満の自動車 イ かじ取ハンドル軸の中心線と当該中心線を通り車両中心線に平行な直線とのなす角度が 35° を超える構造のかじ取装置を備えた自動車 ② 次に掲げる貨物の運送の用に供する自動車 ア 平成 23 年 3 月 31 日以前に製作された自動車 イ 平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに製作された自動車（平成 23 年 4 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。） ウ 平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに製作された自動車であって平成 23 年 4 月 1 日以降の型式指定自動車（平成 23 年 3 月 31 日以前の型式指定自動車とかじ取装置における運転者の保護に係る性能が同一であるもの及びかじ取装置に係る改造を行ったものに限る。） (4) 平成 21 年 9 月 1 日から平成 24 年 6 月 30 日までに製作された自動車（(3) において 7-13-7 の規定が適用される自動車を除く。）については、7-13-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。（適用関係告示第 7 条第 4 項関係） (5) 次の自動車については、7-13-9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。（適用関係告示第 7 条第 5 項、第 6 項関係） ① 電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車（平成 25 年 6 月 23 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除	8-13-2 欠番 8-13-3 欠番 8-13-4 適用関係の整理 (1) 昭和 48 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、8-13-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第 7 条第 1 項関係） (2) 昭和 48 年 10 月 1 日から平成 21 年 8 月 31 日までに製作された専ら乗用の用に供する自動車（次に掲げるものを除く。）については、8-13-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第 7 条第 2 項関係） ① 乗車定員 11 人以上の自動車 ② 二輪自動車 ③ 側車付二輪自動車 ④ 最高速度 50km/h 未満の自動車 ⑤ かじ取ハンドル軸の中心線と当該中心線を通り車両中心線に平行な直線とのなす角度が 35° を超える構造のかじ取装置を備えた自動車 ⑥ 平成 19 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車（平成 19 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車とかじ取装置における運転者の保護に係る性能が同一であるもの及びかじ取装置に係る改造を行ったものを除く。） (3) 次の自動車については、8-13-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第 7 条第 3 項関係） ① 昭和 48 年 10 月 1 日から平成 21 年 8 月 31 日までに製作された専ら乗用の用に供する自動車であって次に掲げるもの ア 最高速度 50km/h 未満の自動車 イ かじ取ハンドル軸の中心線と当該中心線を通り車両中心線に平行な直線とのなす角度が 35° を超える構造のかじ取装置を備えた自動車 ② 次に掲げる貨物の運送の用に供する自動車 ア 平成 23 年 3 月 31 日以前に製作された自動車 イ 平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに製作された自動車（平成 23 年 4 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。） ウ 平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに製作された自動車であって平成 23 年 4 月 1 日以降の型式指定自動車（平成 23 年 3 月 31 日以前の型式指定自動車とかじ取装置における運転者の保護に係る性能が同一であるもの及びかじ取装置に係る改造を行ったものに限る。） (4) 平成 21 年 9 月 1 日から平成 24 年 6 月 30 日までに製作された自動車（(3) において 7-13-7 の規定が適用される自動車を除く。）については、8-13-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。（適用関係告示第 7 条第 4 項関係） (5) 次の自動車については、8-13-9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。（適用関係告示第 7 条第 5 項、第 6 項関係） ① 電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車（平成 25 年 6 月 23 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除

4. OBD 検査の導入に向けた事前準備について

OBD検査の導入に向けた事前準備について

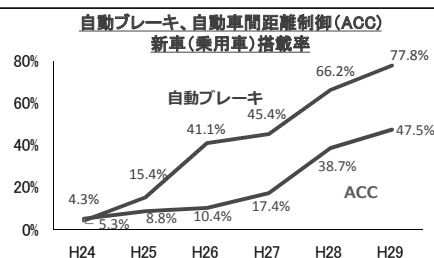


Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

1. OBD検査の概要

車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方について(平成31年3月13日)より

- 近年、自動ブレーキなど自動運転技術の進化・普及が急速に進展しているが、故障した場合には、誤作動による重大事故等につながるおそれがあることから、自動車の検査等を通じた機能確認が必要。
- 現在の自動車の検査(車検)は、外観や測定器を使用した機能確認により行われているが、自動運転技術等に用いられる電子装置の機能確認には対応していない。



- 電子装置の不具合事例
- ACCを使用して高速道路を走行中、突然、機能が停止し、強い回生ブレーキが作動。
⇒ 前方監視用のカメラが偏心していた
 - 上り坂を走行中、自動でブレーキが誤作動し、急減速した。
⇒ 自動ブレーキのレーダセンサの取付角度が設計値より下向きになっていた
- ⇒ 現在の車検では検出できない不具合

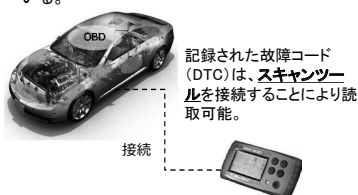
諸外国の状況

- EU
- 加盟国に対して電子装置を含めた検査実施を推奨(EU指令 2014/45EU)。
 - ドイツでは2015年よりOBDを用いた検査を開始、段階的に拡大中。
- 米国
- 33の州・地区においてOBDを活用した排出ガス検査を実施中。

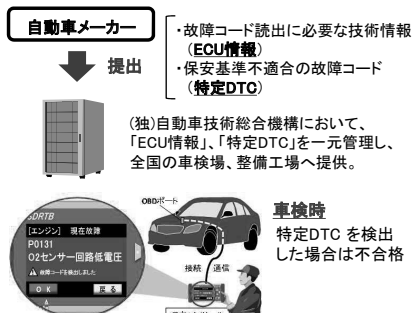
車載式故障診断装置(OBD)を活用した自動車検査手法

車載式故障診断装置(OBD)とは

最近の自動車には、電子装置の状態を監視し、故障を記録する「車載式故障診断装置(OBD: On-Board Diagnostics)」が搭載されている。



OBDを活用した自動車検査手法



対象車両・装置及び検査開始時期

対象

2021年10月以降の新型の乗用車、バス、トラック※1

①運転支援装置※2

アンチロックブレーキシステム(ABS)、横滑り防止装置(ESC)、ブレーキアシスト、自動ブレーキ、車両接近通報

②自動運転機能※2

自動車線維持、自動駐車、自動車線変更など

③排ガス関係装置

検査開始時期

2024年10月※3

※1 型式指定自動車・多仕様自動車に限る。輸入車は2022年以降の新型車

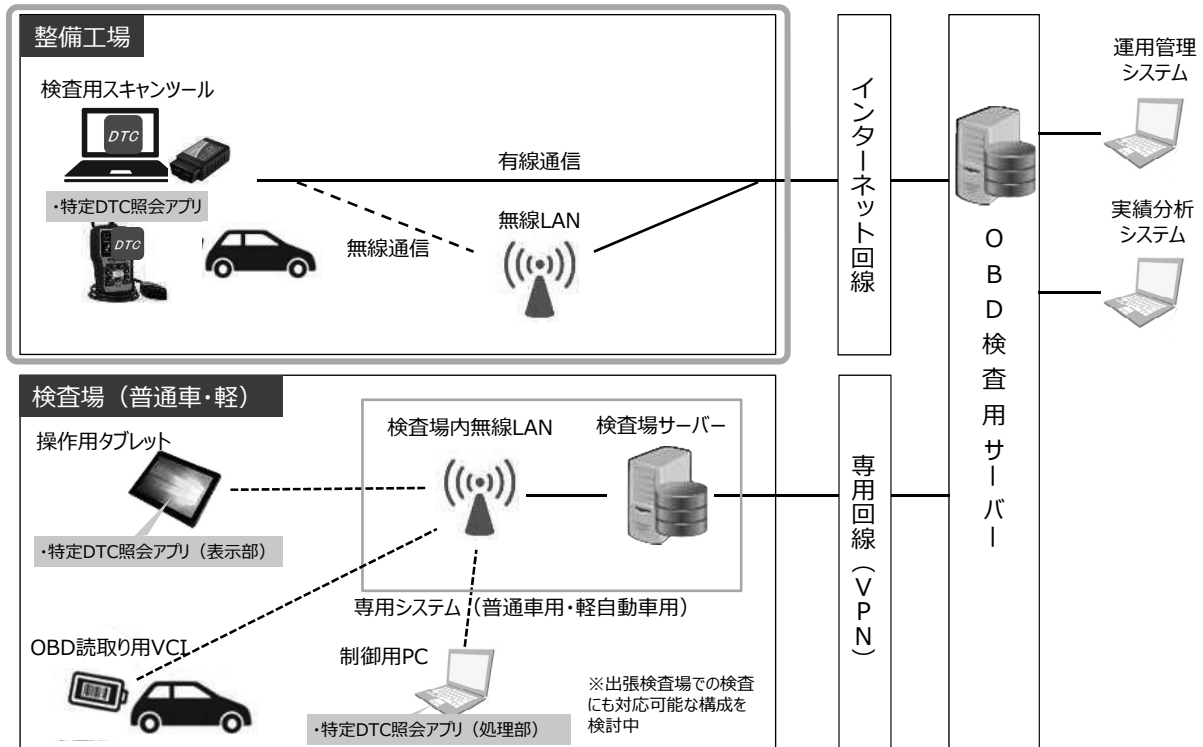
※2 保安基準に規定があるものに限る。

※3 輸入車は2025年10月

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

1. OBD検査の概要

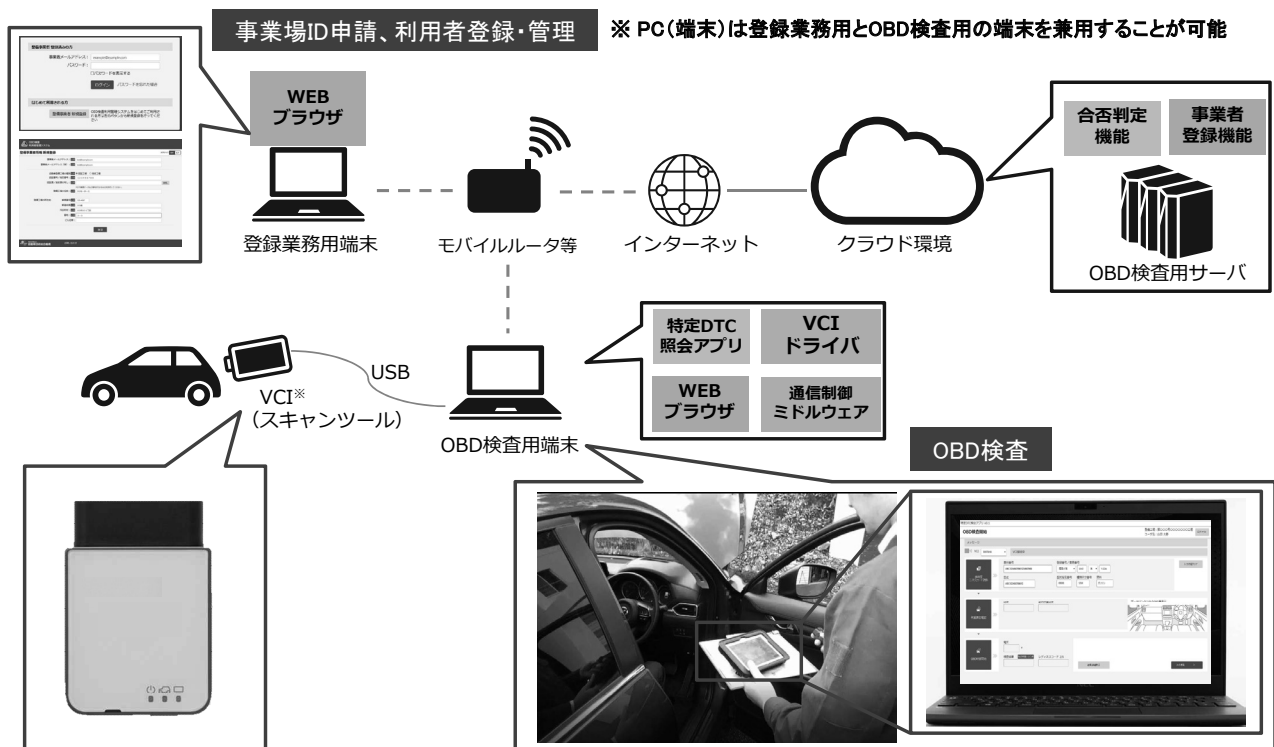
＜OBD検査システムの全体構成＞



Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

2

2. OBD検査のシステム構成



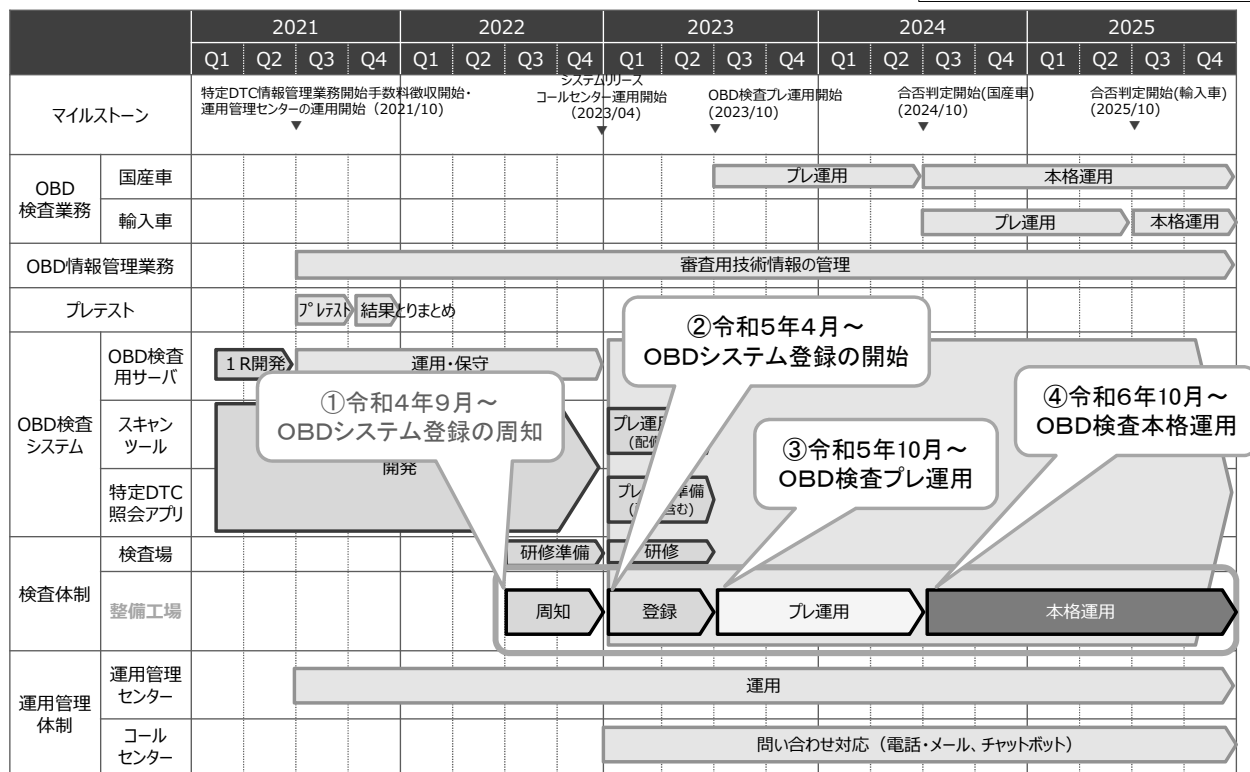
※ パソコンと車両の間の通信を中継する装置。スキャンツールの一部。

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

3

3. OBD検査の導入スケジュール

【凡例】  : OBD検査に向けた準備業務
 : OBD検査の運用にかかる業務



Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

4

3. OBD検査の導入スケジュール

【OBDシステム登録の開始(令和5年4月～)】

OBD検査に必要な機器等の準備

インターネット環境

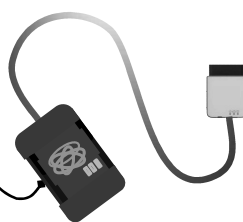
PC・タブレット

検査用スキャンツール

必要に応じて



※Windows10
 ※特定DTC照会アプリ



※車検証読取用。手入力可。



▲ICタグリーダー



▲QRコードリーダー

【参考】検査用スキャンツールの準備状況

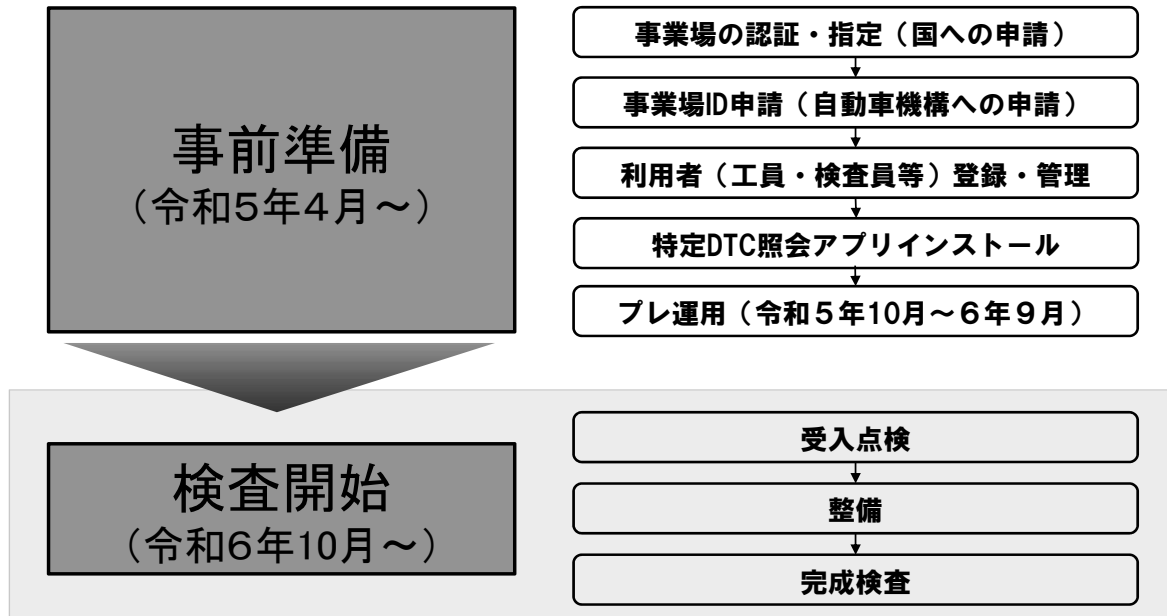
- 令和3年10月、「指定自動車整備事業規則」等が改正され、指定自動車整備事業者等に、新たに電子的な検査を行うための機器(検査用スキャンツール)を備えなければならないことが義務化されました。
- また、同月に「自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準」が改正され、指定自動車整備事業者等に備えるべき検査用スキャンツールの技術基準を定められました。
- 令和4年6月、「自動車検査用機械器具の基準適合性試験要領(通達)」が改正され、当該通達に基づいて認定を受けた検査用スキャンツールが、OBD検査に使用できることが定められました。
- 今後、スキャンツールメーカーから、検査用スキャンツールの開発や基準適合性の要件確認が行われ、検査用スキャンツールとして認定される予定となっております。

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

5

3. OBD検査の導入スケジュール 【OBDシステム登録の開始(令和5年4月～)】

検査用スキャンツールでOBD検査・確認を実施するためには、国による認証を受けている事業場であることを前提に、事前準備としてOBD検査システムの利用のために認証番号(指定事業者の場合は指定番号)等を入力して利用申請したうえで、OBD検査に用いるアプリ(特定DTC照会アプリ)を使用する工員や検査員の登録をする必要があります。



3. OBD検査の導入スケジュール 【OBDシステム登録の開始(令和5年4月～)】

- 指定・認証工場は、OBD検査システムを利用するために、令和5年4月以降に、専用ポータルサイトからメールアドレス等を登録して事業場ID登録の申請受付を開始します。



4. OBD検査の導入に向けて

整備事業者の皆さまにご確認いただきたい点

1. 令和5年4月からOBD検査システムがリリース※されます。
※ リリースが近くなりましたら、改めて正式なご案内をいたします。
2. OBD検査システムには利用者登録等の準備が必要です。
3. 利用者登録はインターネットからの申請が必要です。
4. 令和5年10月（予定）からOBD検査のプレ運用が可能です。
5. 令和6年10月からOBD検査の本格運用が開始されます。

以上、ご理解ご協力の程、よろしくお願いいたします。

IV Q & A

1. 指定関係

(1) 設備・管理組織等

Q 1. 事業場管理責任者を工員の数に含めてもよいか。

A 1.

工員としての要件「常時、点検及び整備作業に直接従事している者」に該当すれば5名または、4名に含めても構いません。

Q 2. 指定工場の工員数で、フロント（整備士有資格者含む）を工員数に含めてもよいか。

A 2.

当該事業場の職務規程等において、フロントマンが受入点検、日常点検等を実施することが定められており、かつ、実際に同業務を行うことが明らかな場合には、工員と認めて差し支えないが、直接自動車の整備作業に従事しない専従フロントは工員とみなされません。

Q 3. 自動車検査員は何名でも選任できるか。

A 3.

何名でも選任することができます。

ただし、選任されている自動車検査員は検査員研修を受講しなければなりません。

Q 4. 同一敷地内に完成検査場を設置することができない場合は、他の場所に設置することはできるか。

A 4.

作業場は、原則として整備中の自動車が、道路上を移動することがないように配置されていることが求められています。

ただし、完成検査場及び車両置場については、やむをえない場合に限り「検査設備の維持管理及び使用状況の確認が可能な距離にあれば差し支えない」と規定されています。

なお、有効期間が満了している車両は、市町村の臨時運行許可番号標等の使用により移動することとなります。

Q 5. 保安基準適合証を自動車整備振興会から購入した際に持参する保安基準適合証の授受出納簿の取扱印（工場）は誰の印か。

また、使用が終わった際の印は誰が押印するのか。

A 5.

保安基準適合証の管理は、事業場管理責任者ですので必ず事業場管理責任者が購入後直ちに確認し、押印して保管しておいて下さい。

また、使用終了時においても交付枚数、書損枚数、残冊数等を確認した上で事業場管理責任者が押印して下さい。

Q 6. 自動車検査用機械器具の校正において、不合格となった場合はどのようにすればよいか。

A 6.

完成検査業務はできません。

また、運輸支局に速やかに電話等により連絡するとともに次の書類を提出して下さい。

- ① 自動車検査用機械器具校正不適合報告書
- ② 自動車検査用機械器具校正結果通知書（薄いピンク色の用紙）

※再校正の結果適合した場合

- ① 自動車検査用機械器具校正適合報告書
- ② 自動車検査用機械器具校正結果通知書（写し）

Q 7. 既存の指定工場で、対象とする自動車が普通（大）の工場の場合、工員を5人以上から4人にしたいが可能か。

A 7.

対象とする自動車について、「普（大）」から「普（中）」への変更手続が必要となる。

※ 変更に必要な書類

- ① 申請書（第1号様式（指定））
- ② 旧指定書（正本）紛失した場合は顛末書

なお、「普（中）」で「大型特殊」も指定整備の対象としている場合には、車両総重量8トン、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の大型特殊自動車の指定整備は実施できません。超えるものは、検査場に持ち込んで検査を受けることとなります。

Q 8. 既存の指定工場で、対象とする自動車が「大型特殊」及び「普（中）」の工場の場合、工員を5人から4人にしたいが可能か。

A 8.

可能である。

ただし、工員が4人の場合は、車両総重量8トン、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の大型特殊自動車の指定整備は実施できません。超えるものは、持ち込み検査を受けることとなります。

Q 9. 騒音計の検定日を、他の自動車検査用機械器具の校正時にできるか。

A 9.

騒音計の規定は、計量法により検定の期間は5年となっており、指定検査機関も異なりますのでできません。

なお、音量計は指定自動車整備事業規則第12条の規定にある自動車検査用機械器具のため1年毎に校正が必要となります。

（2）完成検査関係

Q 1. 二輪自動車で前照灯を2個有する場合（両方とも走行用前照灯が点灯するものに限る）、指定整備記録簿にはどのように記載すればよいか。

A 1.

左右それぞれ（１灯づつ）記載して下さい。

なお、測定光度について、左右それぞれ１５，０００cd以上必要です。

Q 2. 制動力の総和は保安基準では、前輪のみタイヤがロックすれば適合とあるが、サイド・ブレーキがロックして基準に満たない場合はどうすればよいか。

A 2.

サイド・ブレーキは検査時車両状態の２０％（１．９６N/kg）以上の制動力が必要であり、ロックでは合格となりません。

Q 3. LPG車の気密試験について、気密試験合格前に保安基準適合証は交付できるか。

A 3.

気密試験合格証により保安基準第１７条の適合判定を行う場合は、気密試験合格後でなければ、保安基準適合証への証明はできません。

Q 4. 黒煙の測定は全車、検査機器を使用する必要があるか。

A 4.

規制値が２５％以下（型式KEー、KFー、KGー等）については、目視による判断が難しいことから全車テスターを用いての測定をしてください。その記録用紙はいずれの場合も指定整備記録簿に貼付しておいて下さい。

また、規制値が５０％及び４０％以下の車両については、従来どおり目視による検査でも可能ですが目視により判断が出来ない場合は検査機器を用いての判定をして下さい。

なお、オパシ認定車については、すべてオパシメータを用いての測定をしてください。（Q 9 及び別紙フローチャート等を参照してください。）

Q 5. 特定期日を超えた特定地域のNOx・PM法不適合車について、継続検査と管轄変更入りを同時に行う場合、関係書類が完備していれば先に保安基準適合証を交付することはできるか。

A 5.

完成検査を実施する際に、管轄変更前であれば保安基準不適合の状態なので保安基準適合証の交付はできません。

先に管轄変更入りの手続きをするか、若しくは持ち込み検査を受検して下さい。

Q 6. 同一の自動車を複数の自動車検査員で完成検査を実施する場合の取扱いはどのようにしたらよいか。

A 6.

分担して行う作業を適正に実施し、かつ、実施後に個々の自動車検査員の担当した項目が明確にできるよう、予め社内規程（業務処理規程）等に点検・検査作業を行う際の作業区分を定めておくことが必要です。

指定整備記録簿への記載は、実施した自動車検査員の氏名、作業区分及び実施日を記載します。保安基準適合証への証明は、検査の実務に携わった全ての自動車検査員が証明します。

この場合において検査が複数日に渡る場合は、最終的に検査の実務を行った年月日を記載します。

また、証明欄に全ての自動車検査員が記名できない場合は、最終的に検査の実務を行った自動車検査員の署名及び押印に続き外何名と記載し、外の自動車検査員については余白部に署名及び押印をします。

Q 7. 登録識別情報等通知書（旧：抹消登録証明書）を紛失した場合は登録部門の不審案件の決裁文書により処理されるが、これをもって保安基準適合証扱いとできるか。

A 7.

登録識別情報等通知書（旧：抹消登録証明書）でないと保安基準適合証扱いはできません。不審案件処理のため、必ず現車の持ち込み検査が必要になります。

Q 8. 車軸昇降装置付きトレーラのブレーキの完成検査判定及び指定整備記録簿の記載方法はどうすれば良いか。

A 8.

自動車検査証の軸重欄に車軸上昇時の重量、備考欄に車軸下降時の重量が記載されています。車軸を上昇させた状態、強制的に下降させた状態、共にブレーキ判定を行い、指定整備記録簿には軸重、測定制動力及び判定結果をそれぞれ、車軸を下降させた状態を記入欄に、車軸を上昇させた状態を走行テスト欄等に記入する。

Q 9. オパシメータを備えていないが、オパシ認定車の完成検査の際、排出ガス検査判定を黒煙測定器で検査して良いか。

A 9.

オパシメータでなければ排出ガス検査判定ができません。よって、オパシメータを備えていなければ持ち込み検査となります。

Q 10. 電気自動車（排気管を有しない自動車）の完成検査において、定常走行騒音の取扱い、指定整備記録簿の記載方法はどのようにすればよいか。

A 10.

定常走行騒音については、審査事務規程にあるとおり、排気管を有しない自動車については当分の間、定常走行騒音の基準に適合するものとして取扱います。

この場合、指定整備記録簿の該当項目の欄には、聴感を○で囲み「適」と記載してください。

電気自動車（排気管を有しない自動車）
指定整備記録簿の記載例

定常走行騒音	
聴感	テスト
適	
デシベル	
排気騒音	
聴感	テスト
デシベル	

（参考）

排気騒音については、審査事務規程にあるとおり、排気管を有しない自動車は除かれていますので、指定整備記録簿の該当項目の欄には、斜線「／」を記載してください。

（３）保安基準適合証等関係

Ｑ１．登録番号標を紛失し、かつ、自動車検査証の有効期間が満了している車両に保安基準適合証を交付する場合はどのようにすればよいか。

Ａ１．

支局等まで臨時運行許可番号標等で現車を持ち込むなどにより、新たに登録番号標の交付を受け封印を済ませたあと、事業場で保安基準適合証に証明を行い交付して下さい。

Ｑ２．保安基準適合証および保安基準適合標章を書損した場合はどのように処理すればよいか。

Ａ２．

記載面（標章は表裏とも）を朱抹し保安基準適合証綴りに保管し、保安基準適合証等交付台帳に書損理由を記載して下さい。

Ｑ３．ＯＡ機器の導入に伴い、保安基準適合証を作成するため綴りより切り離してよいか。

Ａ３．

電算処理を行う場合は保安基準適合証を切り離しても構いません。

保安基準適合証綴りの使用が終了した時点で、確実に編綴し５０枚あるか確認のうえ保存して下さい。

Ｑ４．保安基準適合証の有効期間前に自賠責保険の期間が終了するとき「最終の検査申請日」の記載がない保安基準適合証は交付できるか。

Ａ４．

自賠責保険の期間と保安基準適合証の有効期間の最終日に更新されるべき自動車検査証有効期間の全部と重複しないときは、保安基準適合証の交付はできません。

ただし、保安基準適合証の有効期間内であって自賠責保険期間の終了日を最終の検査申請日として、明りょうに記載することを条件に特例措置として保安基準適合証の交付が可能となります。

Q 5. 「最終の検査申請日」を経過した場合、保安基準適合証の有効期間内（検査を行った日から 15 日間）であれば継続検査申請はできるか。

A 5.

継続検査申請はできます。

ただし、このとき保険期間を 1 ヶ月分追加契約した自賠責保険証明書の原本を検査申請窓口に提示しなければなりません。

この場合、保安基準適合証及び保安基準適合標章の訂正は不要です。

Q 6. 保安基準適合証交付後、事故等で廃車することとなり、有効期間の更新手続きを行わなかった場合、どのように処理すればよいか。

A 6.

保安基準適合証は書損扱いとせずに「事故により有効期間切れ」等の処理をし、保安基準適合証綴りに編綴しておいて下さい。なお、保安基準適合証等交付台帳の備考欄等にその旨を記載しておいて下さい。

Q 7. 自動車検査証を紛失し、自動車検査証の写しがある場合には、この写しをもって保安基準適合証の交付ができるか。

A 7.

交付はできません。

同一性の確認は、必ず「自動車検査証」及び「登録識別情報等通知書」（旧：抹消登録証明書）「自動車検査証返納証明書」により行わなければならない、写しによる確認は厳禁です。

よって、必ず自動車検査証の再交付を受けてから同一性の確認を行い、保安基準適合証を交付して下さい。

（「登録識別情報等通知書」等については、「（2）完成検査関係」Q 7 を参照下さい。）

Q 8. 保安基準適合証綴（50 枚）を紛失（盗難等）した場合の処理はどのようにすればよいか。

A 8.

紛失（盗難等）の事実が判明した場合は、警察に届出（盗難届、紛失物届）後、運輸支局に連絡し、運輸支局に書面で報告して下さい。

なお、このような場合は不正使用を防止するため運輸局より全国に連絡をしています。

Q 9. 保安基準適合証等への車台番号記載（入力）要領について。（紙・電子ともに同じ。）

A 9.

自動車検査証のとおり記載して下さい。

従来、保安基準適合証等への車台番号の記載（入力）については、現車のとおり記載または入力するようお願いしておりましたが、車台番号が職権打刻の場合は、漢字を除いた数字部分のみ、また、－（ハイホン）の有り無しについては**自動車検査証のとおり**記載または入力していただくこととしました。

自動車検査証	福〔91〕1234福	適合証	911234
自動車検査証	国(01)561234	適合証	01561234
自動車検査証	AB-0001234	適合証	AB-0001234
自動車検査証	AB0561234	適合証	AB0561234

Q10. 保安基準適合証等の使用者欄の記載（入力）について。（紙・電子ともに同じ。）

A10.

自動車検査証のとおりに記載または入力して下さい。（使用者名、使用者住所ともに。）

使用者名については、(株)や(有)など**省略せず**、自動車検査証のとおり**株式会社**や**有限会社**と記載（入力）して下さい。

住所については、市、郡からではなく、自動車検査証のとおり**県名から全て**記載（入力）して下さい。

Q11. 市町村合併で住居表示が変更となり、自動車検査証の使用者の住所と異なる場合に保安基準適合証の住所記載はどのようにしたら良いか。

A11.

自動車検査証のとおりに記載（入力）して下さい。

Q12. 整備命令の交付を受けている車両について、車検整備後保安基準適合証の交付ができるか。

A12.

保安基準に適合すれば交付は可能ですが、整備命令書の整備すべき事項等の適合確認が完了しないと自動車検査証有効期間の更新はできません。現車提示が必要な場合もありますので、運輸支局整備部門へ問合せ下さい。

Q13. 官公庁などが使用する手数料が免除される車両に対しOSSにより保安基準適合証を交付するにはどのようにしたら良いか。

A13.

官職証明書もしくは職責証明書による電子署名が付与された電子委任状が必要となります。詳しくは自動車保有関係手続のワンストップサービスポータルサイトをご参照下さい。

＜<https://www.oss.mlit.go.jp/portal/tetsuduki/kouyousha/index.html>＞

この電子委任状が無いと手数料免除によるOSSでの手続きを行うことができません。

2. 研修関係

Q1. 自動車検査員研修の受講対象者は誰か。

A1.

選任自動車検査員及び自動車検査員有資格者で受講を希望する者です。

Q 2. 選任自動車検査員が研修を受講しなかった場合どうなるのか。

A 2.

正当な理由がなく欠席した場合は、行政処分の対象となります。

Q 3. 選任された自動車検査員で整備主任者としても選任されている場合、自動車検査員研修及び整備主任者研修の両方を受講しなければならないか。

A 3.

検査員研修は必ず受講して下さい。

整備主任者研修の法令研修は、自動車検査員研修を受講すれば整備主任者研修（法令）を受講したものとみなされますが、技術研修は受講して下さい。

技術研修については当該事業場において1名以上が受講していれば受講しなくてもよいこととなっています。この場合、事業場内教育を行うこととなります。

3. 整備関係

Q 1. 小型四輪の認証で小型四輪の貨物車であって最大積載量が3トンの車両の整備ができるか。

A 1.

小型貨物自動車（4ナンバー）であれば最大積載量が3,000kgであっても整備できます。（従来は「新型自動車の審査基準」により小型貨物自動車の最大積載量は2,000kg以下となっていました。）また、5ナンバーの12人乗りも可能です。

Q 2. 検査対象軽自動車について

- （1）軽貨物自動車運送事業の自動車の点検時期は「別表3」か「別表6」か。また、点検整備記録簿の様式はどれを使用すればよいか。
- （2）検査対象軽自動車のレンタカーは点検基準のどの表の適用となるのか。また、点検整備記録簿の様式はどれを使用すればよいか。
- （3）軽自動車の福祉タクシーの点検時期は「別表3」か「別表6」か。

A 2.

- （1）軽貨物自動車運送業の用に供する自動車は、道路運送車両法では自動車運送事業の用に供する自動車としては除かれています。従って点検時期等は「別表6」となり、点検整備記録簿の様式も自家用乗用等の点検整備記録簿となります。
- （2）「別表5」により行い、点検整備記録簿の様式は貨物用の点検整備記録簿を使用します。
- （3）軽自動車の福祉タクシーは「別表3」により行います。

Q 3. 登録番号「00」「99」「88」で有効期間が2年のもので点検が6ヶ月となっているのはなぜか。

A 3.

自動車点検基準第2条第1項第2号により大型特殊自動車（8トン未満）、特種用途自動車（8トン未満）は、別表第5（自家用貨物自動車等の点検基準）により実施するようになっており有効期間とは関係ありません。

Q 4. ブレーキ・ドラムを取り外して点検だけを行う行為は、自動車特定整備の定義に抵触しない
のではないかな。

A 4.

「点検」とは、自動車の構造又は、装置の機能が正常であるかどうかを確認することであり、「整備」とは、給油脂、調整、部品交換、修理、その他自動車の構造又は、装置の機能を正常に保ち、又は正常に復するための行為をいいます。

従って、ブレーキ・ドラムを取り外した後にドラムを再度「組み付ける」という作業は、機能回復又は機能を正常に保つという「分解整備」に該当することとなります。

Q 5. マイクロバスを改造したキャンピング車は、普通（小）の認証で整備ができるか。

A 5.

乗車定員が10人以下、車両総重量8トン未満であれば整備できます。

なお、その場合でも屋内作業場に入庫できリフトアップが可能な場合に限られます。

Q 6. 4トン車を改造し車両総重量が8トン以上の車両は、普通(中)の認証で整備ができるか。

A 6.

車両総重量が8トン以上、最大積載量が5トン以上、乗車定員が30人以上の車両は、普通（大）の認証が必要であり整備をすることはできません。

Q 7. ごく親しいユーザーや顧客に対しても概算見積書は必要か。

A 7.

必要です。

ただし、ユーザーが不要とした場合は当該見積書を工場に保存しておいて下さい。

Q 8. 概算見積書（工場控）の保存期間はどのくらいか。

A 8.

特に規定はありませんが、ユーザーとのトラブル防止の観点から次回の継続検査までは保存しておいた方がよいでしょう。

Q 9. 登録識別情報等通知書（旧：抹消登録証明書）と諸元に変更がある新規検査で不合格になった場合は、限定自動車検査証の交付が受けられますか。

A 9.

限定自動車検査証の交付は受けられませんので、最初から受けなおすこととなります。なお、限定自動車検査証の交付が受けられない車両は以下のとおりです。

- ・新車の新規検査及び予備検査
- ・登録識別情報通知書（旧：抹消登録証明書）の車両諸元に変更がある新規検査及び予備検査
- ・構造等変更検査

Q 10. 特定整備とは何ですか。分解整備とは何が違うのですか。

A 10.

特定整備とは、これまでの分解整備と、以下の「電子制御装置整備」を総称した自動車の整備又は改造をいいます。

○「電子制御装置整備」の内容

- ① 自動運行装置の取り外しや作動に影響を及ぼすおそれのある整備・改造
- ② 衝突被害軽減制動制御装置（いわゆる「衝突被害軽減ブレーキ」）、自動命令型操舵機能（いわゆる「レーンキープ」）に用いられる、前方をセンシングするためのカメラ等を取り外して行う整備・改造
- ③ 上記に係るカメラ、レーダー等が取り付けられている車体前部（バンパ、グリル）、窓ガラスの脱着【その後、カメラ等の機能調整が必要となるため】

その他、特定整備制度については、以下の国土交通省ホームページをご参照下さい。

（電子制御装置整備の対象車両の見分け方、整備用スキャンツールの情報、特定整備記録簿の書き方の例、など）

< https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_000016.html >

4. 検査申請（窓口）手続き関係

Q 1. 職権打刻された車台番号のOCRシートへの記載はどのようにすればよいか。

A 1.

（例） 自動車検査証 福〔91〕1234福 又は 国（01）561234

現 車 示1234示（打刻） 又は 国561234（プレートH21.7から）

OCRシートの車台番号欄への記載は、1234（数字のみ）を記載して下さい。

5. 検査関係

Q&A について

Q1：運転席と助手席の窓ガラス部にカーテンを取り付けたいのですが？

A：審査事務規程 7-55 窓ガラス貼付物 等

窓ガラス貼付物等の規程では、定められたもの以外のものが装着され、はり付けられ、塗装され、または刻印されてはならないとされています。

装着とは、窓ガラスに一部または全部が接触または密着している状態を含みます。

よってカーテンが窓ガラスに装着されていると判断された場合は、不適合となります。

Q2：テールレンズユニットを社外品に交換、方向指示器点灯時に光が制動灯器部分に漏れ、赤色に点滅してしまう

A：審査事務規程 7-81 尾灯、7-88 制動灯
7-90 後退灯、7-91 方向指示器 等

テールレンズに仕切りが無いものや灯火の光が他の灯火に光漏れするもので、灯色の基準に接触するものについては不適合となります。

また、平成18年1月1日以降製作車については、灯火器の視認要件が適用されるため、社外品のテールレンズユニットに変えてある場合、視認要件にも注意する必要があります。

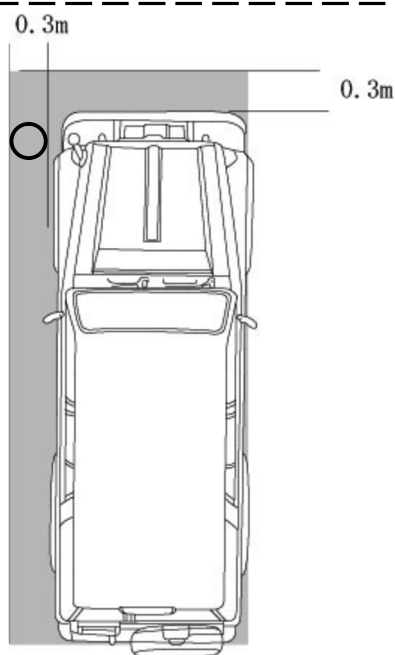
Q3：自動車の前方左側に備えている補助ミラーを取り外したのですが？

A：審査事務規程 7－107 直前及び側方の視界 等

自動車の前方左側に備えてある補助ミラーについては、従来大型貨物車及び乗車定員11人以上のバスに適用されていた基準でしたが、平成17年1月1日以降に指定を受けた型式指定自動車（新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱いを受けた自動車を含む）及び、平成19年1月1日以降に製作された小型自動車、軽自動車及び普通自動車にも適用範囲が広げられることになりました。

よって基準が適用される自動車については、直前及び側方の視界の基準を満足する必要があります。

例えば小型自動車の場合、高さ1m直径30cmの円柱を、当該自動車の前面から0.3m前方にある鉛直面及び当該自動車の左側面から0.3mの距離にある鉛直面との間に設置し、かつ当該自動車に接している状態において、運転者が直接または後写鏡等により円柱の一部が目視確認出来なくてはならないとされており、直前直左鏡等を取り外した結果、円柱の一部が目視確認出来ない場合には不適合となります。



Q4：二輪車のマフラーを社外品に交換しているのですが？

A：審査事務規程 7－56 騒音防止装置、7－57 排出ガス等発散防止装置、
7－58 排気管からの排出ガス発散防止性能、
7－59 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持 等

平成11年排出ガス規制等の排出ガス規制が適用される二輪自動車には、排出ガス発散防止装置が消音器内に内蔵されているものがあり、その場合は排出ガス試験成績表の提示が必要となります。

また平成22年4月以降の製作車については、加速騒音規制対象車両になりますので、加速騒音規制対応のプレート又は騒音試験成績表がないもの等については、審査保留又は不適合となる場合があります。

Q5：車検対応と表示されたフォグランプを取り付けたいのですが？

A：審査事務規程 7－70 前部霧灯 等

フォグランプは点灯している場合に番号灯が消灯できない構造である他、光度や取付位置なども基準に適合させる必要があります。

また、車両の製作年によっては点灯操作状況を運転者に表示する装置を備えることが必要となります。

「車検対応」と表示されてあるものが見受けられますが、あくまで車両に取り付けた状態での判断になりますので注意が必要です。

Q6：トラックの荷台を補強するため、荷台を鉄板で溶接張付したのですが？

A：審査事務規程 4－19 記載事項変更等に係る保安基準適合性の審査、
7－4 車両総重量 等

トラックの荷台補強の目的で、荷台に鉄板を取付してある車両については、車検証と現車の重量の差が小型車の場合50キロを超えるもの、普通車の場合100キロを超えるものについては、車検証の記載変更手続きが必要となります。その場合重量等を測定し、新たに最大積載量の算定を行うこととなりますが、その際に最大積載量に変更がある場合には、構造等変更検査となります。

記載変更、構造等変更検査については、ナンバーを管轄する事務所での手続きとなりますのでご注意ください。

Q7：社外のヘッドライトに交換したのですが？

A：審査事務規程 7－65 走行用前照灯、
7－66 すれ違い用前照灯 等

ヘッドライトを交換した場合、光軸、光量の基準に適合している他、ヘッドライトの色及び配光にも注意する必要があります。

車検対応として販売されているものであっても、ライトの色や配光で不適合になるケースが多く発生していますので注意が必要です。

あくまでも車両に装着した状態での判断となります。

V 参考資料

1. 自動車検査の法定手数料変更のお知らせ

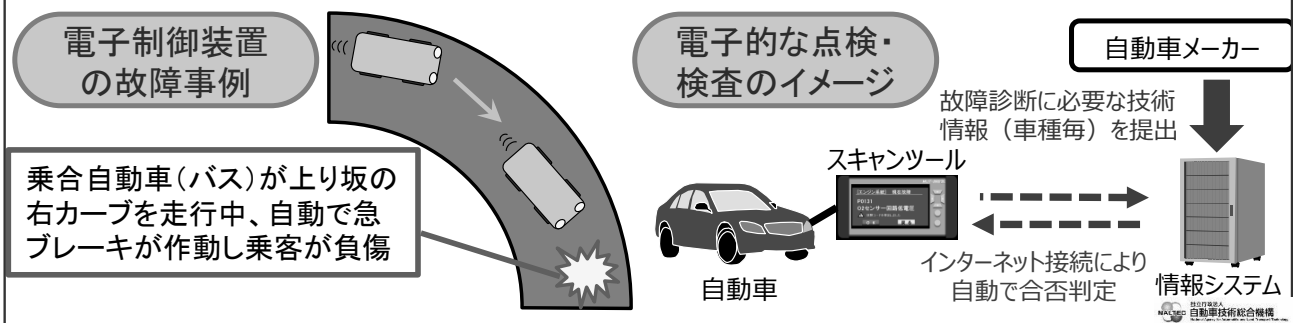
令和3年10月1日より

概要

- 令和3年10月1日より、自動車の検査の際に支払う法定手数料として、（独）自動車技術総合機構の技術情報管理手数料が追加（1台あたり一律400円）されます。
- 技術情報管理手数料の納付は、既存の手数料と併せて行うこととなります。

何のための手数料ですか？

- 近年急速に普及しはじめている、衝突被害軽減ブレーキ等の電子制御がなされている先進安全装置について、従来の点検や検査では検知できない故障による事故が発生しています。
- このため、点検や検査（車検）のタイミングで、車載式故障診断装置（OBD）を活用して電子的に故障診断をするように、制度が変わります。
- 手数料は、この制度の実施に必要となる、自動車メーカーが提供する故障診断に必要な情報管理、全国の検査場（車検場）や整備工場が利用する情報システムを運用していくための費用として納付いただくものです。



よくあるご質問

- Q. 電子的な検査の対象車両ではありません。なぜ手数料を払う必要があるのですか。
- A. 先進安全装置の機能維持は、事故低減効果によりクルマ社会全体の安全性向上に資するため、既存の手数料同様に、電子的な検査対象車両でなくても負担をいただくこととしております。また、リコール情報の提供等、自動車を安全にお使いいただくためのサービスも提供していきます。
- Q. 自動車技術総合機構に持ち込まない指定整備工場（民間車検）や軽自動車検査協会を受検する車両について、なぜ技術情報管理手数料を払う必要があるのですか。
- A. 自動車メーカーが提供する故障診断に必要な情報の管理、指定整備工場や軽自動車検査協会が利用する情報システムの運用を、自動車技術総合機構が行うためです。

お問い合わせは、お近くの自動車技術総合機構又は運輸支局等まで



令和3年10月1日以降の手数料額 新旧表

継続検査		納付先・金額(現行)			納付先・金額(令和3年10月1日以降)		
手続きの種類		国/軽検協	機構	合計額	国/軽検協	機構	合計額
持込検査	普通自動車	400 円	1,400 円	1,800 円	変更なし	1,800 円	2,200円
	小型自動車		1,300 円	1,700 円		1,700 円	2,100円
	小型自動車(二輪)		1,300 円	1,700 円		変更なし	
	大型特殊自動車		1,400 円	1,800 円		変更なし	
	軽自動車	1,400 円	－	1,400 円		400 円	1,800 円
指定整備	普通自動車	1,200 円	－	1,200 円	変更なし	400 円	1,600 円
	小型自動車	(oss) 1,000円	－	(oss) 1,000円			(oss) 1,400円
	小型自動車(二輪)	1,100 円	－	1,100 円		変更なし	
	大型特殊自動車	1,200 円	－	1,200 円		変更なし	
	軽自動車	(oss) 1,000円	－	(oss) 1,000円		変更なし	
		1,100 円	－	1,100 円		400 円	1,500 円

新規検査・予備検査		納付先・金額(現行)			納付先・金額(令和3年10月1日以降)			
手続きの種類		国/軽検協	機構	合計額	国/軽検協	機構	合計額	
持込検査	普通自動車	400 円	1,700 円	2,100 円	変更なし	2,100 円	2,500円	
	小型自動車		1,600 円	2,000 円		2,000 円	2,400円	
	小型自動車(二輪)		1,600 円	2,000 円		変更なし		
	大型特殊自動車		1,700 円	2,100 円		変更なし		
	軽自動車	1,400 円	－	1,400 円		400 円	1,800 円	
完検証の提出	普通自動車	1,200 円	－	1,200 円	変更なし	400 円	1,600 円	
	小型自動車	(OSS) 1,000円	－	(OSS) 1,000円			(OSS) 1,400円	
	小型自動車(二輪)	1,100 円	－	1,100 円		変更なし		
	大型特殊自動車	1,200 円	－	1,200 円		変更なし		
	軽自動車	(OSS) 1,000円	－	(OSS) 1,000円		変更なし		
		1,100 円	－	1,100 円		400 円	1,500 円	
指定整備	普通自動車	1,100 円	－	1,100 円	変更なし	400 円	1,500 円	
	小型自動車		－				変更なし	
	小型自動車(二輪)		－			変更なし		
	大型特殊自動車		－			変更なし		
	軽自動車		－			400 円	1,500 円	

構造変更検査		納付先・金額(現行)			納付先・金額(令和3年10月1日以降)		
手続きの種類		国/軽検協	機構	合計額	国/軽検協	機構	合計額
持込検査	普通自動車	400 円	1,700 円	2,100 円	変更なし	2,100 円	2,500円
	小型自動車		1,600 円	2,000 円		2,000 円	2,400円
	小型自動車(二輪)		1,600 円	2,000 円		変更なし	
	大型特殊自動車		1,700 円	2,100 円		変更なし	
	軽自動車	1,400 円	－	1,400 円		400 円	1,800 円

令和3年10月1日以降の手数料額 新旧表

【限定自動車検査証の提出がある場合】

【限定】継続検査		納付先・金額(現行)			納付先・金額(令和3年10月1日以降)		
手続きの種類		国/軽検協	機構	合計額	国/軽検協	機構	合計額
持込検査	普通自動車	400 円	900 円	1,300 円	変更なし	1,300 円	1,700円
	小型自動車					変更なし	
	小型自動車(二輪)					変更なし	
	大型特殊自動車					変更なし	
	軽自動車	1,200 円	－	1,200 円		400 円	1,600 円
指定整備	普通自動車	1,100 円	－	1,100 円	変更なし	400 円	1,500 円
	小型自動車		－			変更なし	
	小型自動車(二輪)		－			変更なし	
	大型特殊自動車		－			変更なし	
	軽自動車		－			400 円	1,500 円

【限定】新規検査・予備検査		納付先・金額(現行)			納付先・金額(令和3年10月1日以降)		
手続きの種類		国/軽検協	機構	合計額	国/軽検協	機構	合計額
持込検査	普通自動車	400 円	900 円	1,300 円	変更なし	1,300 円	1,700円
	小型自動車					変更なし	
	小型自動車(二輪)					変更なし	
	大型特殊自動車					変更なし	
	軽自動車	1,200 円	－	1,200 円		400 円	1,600 円
指定整備	普通自動車	1,100 円	－	1,100 円	変更なし	400 円	1,500 円
	小型自動車		－			変更なし	
	小型自動車(二輪)		－			変更なし	
	大型特殊自動車		－			変更なし	
	軽自動車		－			400 円	1,500 円

2. 自動車検査証の有効期間及び定期点検時期早見表

点検区分等 対象車種			定期点検の間隔							検査証の有効期間		備考（主な車種等）
			3ヶ月 （別表3）	3ヶ月 （別表4）	6ヶ月 （別表5）	6ヶ月 （別表5の2）	1年 （別表6）	1年 （別表7）	初回	2回目以降		
運送事業用	旅客	普通・小型	○						1年	←	バス、タクシー、ハイヤー	
		軽	○						2年	←	福祉タクシー	
	貨物	GVW8トン以上	○						1年	←	貨物運送事業者のトラック（三輪を含む）	
		GVW8トン以上トレーラ		○					1年	←		
		GVW8トン未満	○						2年	1年		
		GVW8トン未満トレーラ		○					2年	1年		
		軽自動車					●		2年	←		
		二輪						●	3年	2年		
	霊柩	通常タイプ	○						2年	←	霊柩	
		定員11名以上	○						1年	←	霊柩車バス形状	
軽自動車						●		2年	←	霊柩		
レンタカー	貨物	GVW8トン以上	○						1年	←	トラック（三輪を含む）	
		GVW8トン以上トレーラ		○					1年	←		
		GVW8トン未満	○						2年	1年		
		GVW8トン未満トレーラ		○					2年	1年		
		軽自動車			○				2年	←		
	定員11名以上		○						1年	←	マイクロバス	
	幼児専用車		○						1年	←	園児送迎車	
	乗用	普通・小型			○				2年	1年	マイカー型	
		軽自動車			○				2年	←		
		三輪	○						2年	1年		
	二輪	小型				○			2年	1年	250ccを超えるバイク（三輪バイクを含む）	
		検査対象外軽自動車				○			無	←	126cc以上250cc以下のバイク（三輪バイクを含む）	
	特種	普通・小型	普通・小型	○						2年	1年	キャンピング車
			GVW8トン以上	○						1年	←	タンク車、冷蔵冷凍車
		GVW8トン以上トレーラ		○					1年	←		
		GVW8トン未満	○						2年	1年		
		GVW8トン未満トレーラ		○					2年	1年		
		軽自動車			○				2年	←		
	大特	GVW8トン以上		○						2年	1年	ホイール・クレーン
		GVW8トン未満		○						2年	1年	フォーク・リフト
		貨物	GVW8トン以上	○						1年	←	ストラドル・キャリア、ポール・トレーラ
			GVW8トン以上トレーラ		○					1年	←	
	GVW8トン未満		○						2年	1年		
	GVW8トン未満トレーラ			○					2年	1年		
	自家用自動車	検査対象外軽自動車		○						無	←	そり付き、カタビラ付軽自動車
貨物		GVW8トン以上	○						1年	←	トラック（三輪を含む）	
		GVW8トン以上トレーラ		○					1年	←		
		GVW8トン未満			○				2年	1年		
		GVW8トン未満トレーラ			○				2年	1年		
		軽自動車					●		2年	←		
定員11名以上		○						1年	←	マイクロバス		
幼児専用車				○				1年	←	園児送迎車		
乗用		普通・小型					●		3年	2年	一般の乗用車（マイカー）	
		軽自動車					●		3年	2年		
		三輪			○				2年	←		
二輪		小型						●	3年	2年	250ccを超えるバイク（三輪バイクを含む）	
		検査対象外軽自動車						●	無	←	126cc以上250cc以下のバイク（三輪バイクを含む）	
特種※☆		普通・小型		○8t以上		○8t未満				2年	←	キャンピング車、教習車（乗用）、消防車
		貨物	GVW8トン以上	○						1年	←	タンク車、散水車、現金輸送車、ポート・トレーラ、コンクリート・ミキサー車、冷蔵冷凍車、活魚運搬車、給水車
			GVW8トン以上トレーラ		○					1年	←	
			GVW8トン未満			○				2年	1年	
			GVW8トン未満トレーラ			○				2年	1年	
		軽自動車					●		2年	←		
大特※		GVW8トン以上		○						2年	←	ホイール・クレーン
		GVW8トン未満				○				2年	←	フォーク・リフト
		貨物	GVW8トン以上	○						1年	←	ストラドル・キャリア、ポール・トレーラ
			GVW8トン以上トレーラ		○					1年	←	
			GVW8トン未満			○				2年	1年	
			GVW8トン未満トレーラ			○				2年	1年	
検査対象外軽自動車				○				無	←	そり付き、カタビラ付軽自動車		

（注）1. 点検整備記録簿の保存期間は ●印：2年 ○印：1年

2. GVW：車両総重量

※印 積載量が指定されていて物を運搬することが目的とされる為に、これまで貨物車として取り扱われ、有効期間が1年であったものにおいては、車両総重量8トン未満について初回のみ2年となる。

☆印 ただし、次の形状の特種自動車は最大積載量が500kg以下でも2回目の有効期間は1年となる。（用途区分通達4-1-3(1)の自動車）
・タンク自動車、ポートトレーラ、冷蔵冷凍車、現金輸送車、販売車等特殊な物品を運搬するための特殊な物品積載装置を有する自動車

3. 定期点検項目数・走行距離項目数一覧

別 表	車 種	点検 時期	点検 項目数	走行距離 加味項目数	加味走行距離数
別表3	①事業用 (貨物、乗合、乗用、特種)	3か月	50	16	直近3か月間で2,000km以下
	②自家用 (車両総重量8t以上の貨物及び特種、大型特殊、乗合)	12か月	99	16	
	③レンタカー(貨物、乗合、特種、大型特殊)				
別表4	被牽引自動車(トレーラ)	3か月	23	6	直近3か月間で2,000km以下
		12か月	36	6	
別表5	①自家用 (車両総重量8t未満の貨物及び特種、大型特殊) ②レンタカー(軽貨物、乗用、軽乗用)	6か月	22	5	直近6か月間で4,000km以下
		12か月	81	7	
別表 5の2	レンタカー(二輪)	6か月	33	11	直近6か月間で1,500km以下
		12か月	51	11	
別表6	①事業用(軽貨物)	1年	26	11	直近12か月間で5,000km以下
	②自家用(軽貨物、乗用、軽乗用)	2年	56	18	
別表7	二輪自動車	1年	33	11	直近12か月間で1,500km以下
		2年	51	11	

対 象 車 種			新車として登録した日から定期点検の間隔及び検査証の有効期間														
事業用 自動車	旅客自動車		③	③	③	12 検	③	③	③	12 検	③	③	③	12 検	③	③	
	貨物自動車	車両総重量8t以上	③	③	③	12 検	③	③	③	12 検	③	③	③	12 検	③	③	
		車両総重量8t未満	③	③	③	12	③	③	③	12 検	③	③	③	12 検	③	③	
	軽 自 動 車		12					24 検					12				
	二 輪 車(250cc超)		12					12					24 検				
自家用 自動車	定員 11 名 以 上		③	③	③	12 検	③	③	③	12 検	③	③	③	12 検	③	③	
	乗用自動車	普通自動車、小型自動車、軽自動車	12					12					24 検				
		貨物自動車	車両総重量8t以上	③	③	③	12 検	③	③	③	12 検	③	③	③	12 検	③	③
		車両総重量8t未満	6			12			6			12 検			6		
		軽自動車	12					24 検					12				
	二 輪 車(250cc超)		12					12					24 検				
レンタ カー	乗用車・二輪車		6			12			6			12 検			6		
	貨物(車両総重量8t未満)		③	③	③	12	③	③	③	12 検	③	③	③	12 検	③	③	
二 輪 車(250cc以下)			12					24					12				

③ ⑥ 12 24 : 3 カ月点検、6 カ月点検、12 カ月点検 (検) : 検査

4. 保安基準適合証の余白に記載する保険会社名の略称表

令和2年4月1日 施行

保険会社名	略称	保険会社名	略称
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	A D 損保	全国共済農業協同組合連合会	J A 全共連
アクサ損害保険株式会社	アクサ	同上〇〇(都道府県名)本部 (〇〇(都道府県名)共済農業協同組合連合会)	J A 〇〇 (都道府県名)
アシキュラチオニ・ゼネラル・エス・ピー・エイ	ゼネラル		
アドリック損害保険株式会社	アドリック	〇〇〇農業協同組合	J A 〇〇〇
アメリカンホーム医療・損害保険株式会社	A ホーム	日本再共済生活協同組合連合会	日本再共済連
イーデザイン損害保険株式会社	イーデザイン	全国労働者共済生活協同組合連合会	全労済
AIG損害保険株式会社	A I G	全国トラック交通共済協同組合連合会	交協連
旧 AIU損害保険株式会社	A I U	北海道トラック交通共済協同組合	北ト交共
旧 富士火災海上保険株式会社	富士	東北交通共済協同組合	東北交通共済
SBI損害保険株式会社	S B I	新潟地方交通共済協同組合	新交協
共栄火災海上保険株式会社	共栄	長野県トラック交通共済協同組合	長交協
ザ・ニュー・インディア・アシュランス・カンパニー・リミテッド	インディア	関東交通共済協同組合	関交協
ジェイアイ傷害火災保険株式会社	ジェイアイ	神奈川県自動車交通共済協同組合	神交共
スミセイ損害保険株式会社	スミセイ	中部交通共済協同組合	中交協
セコム損害保険株式会社	セコム	三重県交通共済協同組合	三交協
セゾン自動車・火災保険株式会社	セゾン	近畿交通共済協同組合	近畿共済
旧 そんぼ24損害保険株式会社	そんぼ24	兵庫県交通共済協同組合	兵交協
ソニー損害保険株式会社	ソニー	岡山県トラック交通共済協同組合	岡ト共
損害保険契約者保護機構	保護機構	中国トラック交通共済協同組合	中ト交共
損害保険ジャパン株式会社	損保ジャパン	四国交通共済協同組合	四交協
旧 損害保険ジャパン日本興亜株式会社	S J N K	九州トラック交通共済協同組合	九ト協
大同火災海上保険株式会社	大同	南九州交通共済協同組合	南九共済
Chubb損害保険株式会社	C h u b b	全国自動車共済協同組合連合会	全自共
旧 エース損害保険株式会社	エース	北海道自動車共済協同組合	北自共
チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー	チューリヒ	東北自動車共済協同組合	東北自共
東京海上日動火災保険株式会社	東海日動	関東自動車共済協同組合	関自共
日新火災海上保険株式会社	日新	中部自動車共済協同組合	中部自共
三井住友海上火災保険株式会社	三井住友	近畿自動車共済協同組合	近畿自共
三井ダイレクト損害保険株式会社	三井ダイレクト	西日本自動車共済協同組合	西自共
明治安田損害保険株式会社	明治安田損保		
楽天損害保険株式会社	楽天		
旧 朝日火災海上保険株式会社	朝日		

5. ディーゼル自動車の排出ガス測定について

オパシメータ測定車・ディーゼル黒煙測定車[継続検査等]

ディーゼル自動車のうち、オパシメータにより測定しなければならない車(排出ガスの光吸収係数規制対象車)については、各研修会において周知を図っているところではありますが、自動車検査証の見方等について、多数の質問が寄せられていることから、改めて確認方法をお知らせいたします。

九州運輸局

1. オパシメータによる測定対象車

・軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって、次のいずれかに該当するもの

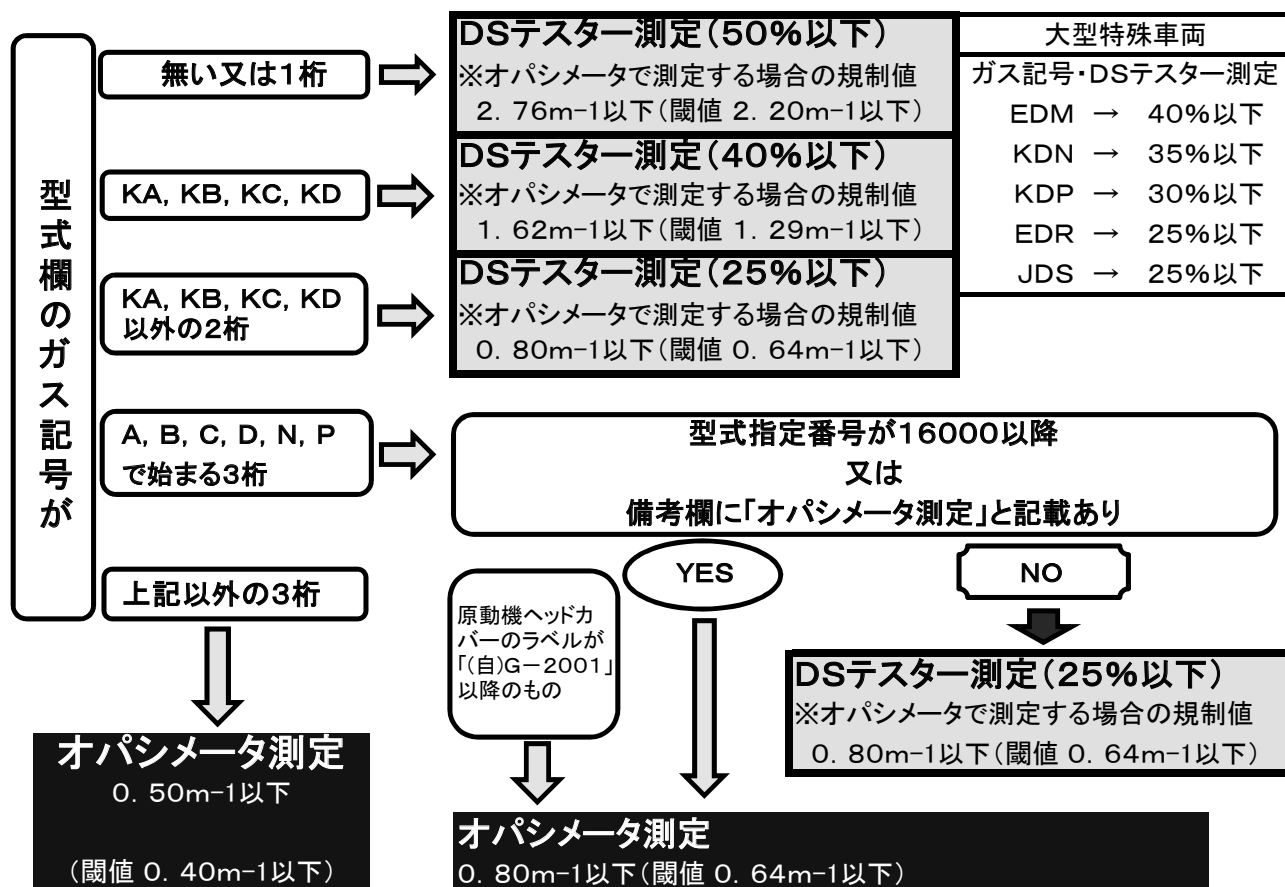
- ①車検証に記載されている型式指定番号が「16000」以降の自動車
- ②車検証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載された自動車
- ③原動機のヘッドカバーに装置型式指定番号「(自)G-2001」以降のラベルが貼付けされている自動車
- ④平成21年以降の排ガス規制が適用される自動車
(車検証の排出ガス記号が(LOO・FOO・MOO・ROO・QOO・SOO・TOO・2~700・YOO)の自動車)
※排出ガス記号は令和4年4月現在のもので、今後さらに追加されますので注意してください。

2. ディーゼル黒煙測定器(DSテスター)による測定対象車

・上記1. 以外の軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車

ただし、DSテスターで測定する前にオパシメータで測定した値が適用する光吸収係数(規制値)を超えないものはDSテスターによる測定を省略することができます。

自動車検査証の確認方法と測定方法



自動車検査証の記載例

1. 車検証に記載されている型式指定番号が「16000」以降の自動車

1700cc	1875cc
前軸重	後軸重
1040kg	660kg
型式指定番号	類別区分番号
16151	0034

※構造変更等を行った場合
型式指定番号が備考欄に記載されている
場合がありますので、注意してください。

2. 車検証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載された自動車

有効期間の満了する日	25年 7月 21日
備考	
[品川]、継続検査 自動車重量税 免税 [21年度税制] 平成22年7月22日 平成17年度燃費基準15%向上達成車 平成27年度燃費基準達成車 使用車種規制 (NOx・PM) 適合。この x・PM対策地域内です。 平成10年騒音規制車、近接排気騒音規制 マフラー加速騒音規制適用車 オパシメータ測定 以下空白	

※平成17年規制適用のディーゼル車のう
ち、オパシメータ測定対象車の備考欄に記
載されますので、注意してください。

(注)
備考欄への「オパシメータ測定」の記載
は、平成17年規制車のうち、オパシメータ
測定対象車に記載されます。
記載が無い場合は、必ず、型式の頭に付
く排気ガス記号や、型式指定番号等を確
認して判断してください。

3. 平成21年以降の排ガス規制が適用される自動車

(車検証の排出ガス記号が(LOO・FOO・MOO・ROO・QOO・SOO・TOO・2~700・YOO)の自動車)

ニッサン	車 台 番
DNT31-	車 式
LDA-DNT31	
所有者の氏名又は名称	様式
所有者の住所	日 2
使用者の氏名又は名称	***
使用者の住所	***
使用の本拠の位置	

※型式の頭に付く、3桁のガス記号

3桁の頭の文字を確認してください

平成21年以降の規制車について
は、車検証の備考欄に「オパシメータ
測定」の記載がない場合があります。
記載がない場合は、必ず、型式の
頭に付く排気ガス記号や型式指定
番号等を確認して判断してくださ
い。

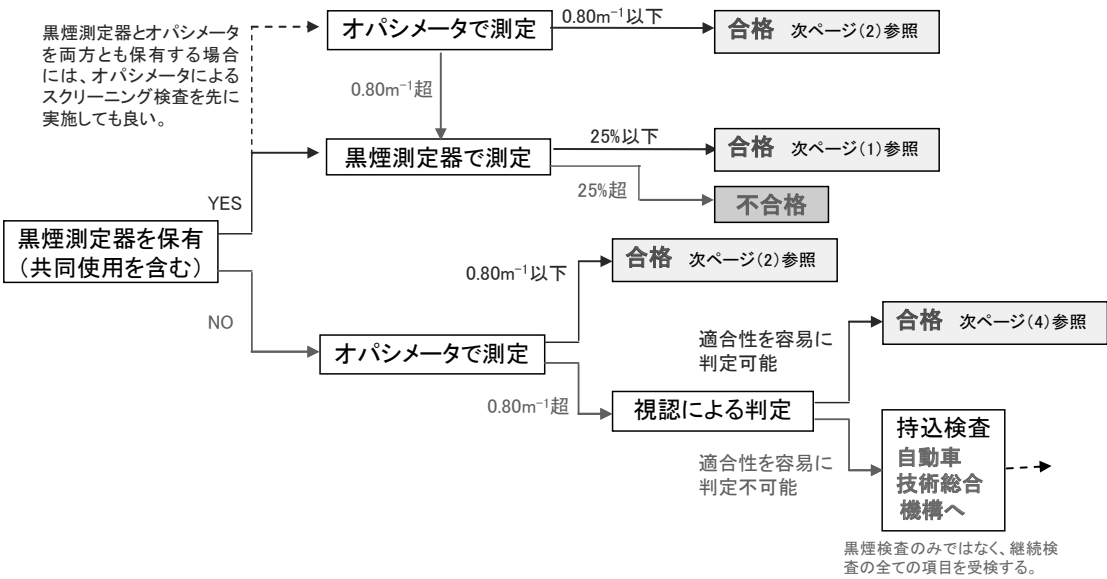
検査の方法（黒煙測定車の検査の方法・・・黒煙測定器のほか、オパシメータによる検査も可能です。）

黒煙測定車の検査のフローチャート

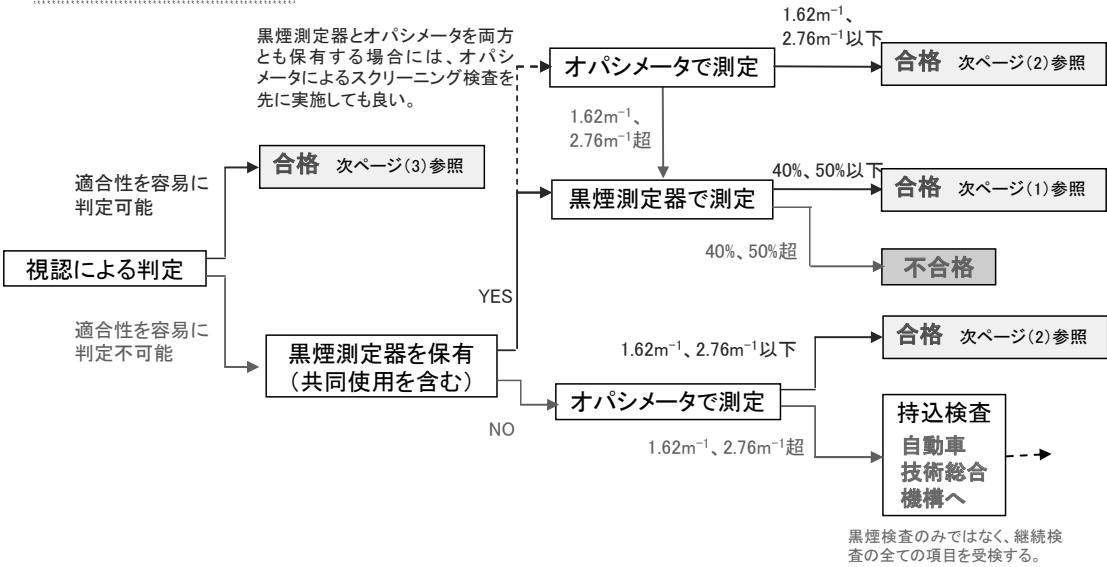
黒煙測定車は、これまでどおり黒煙測定器により検査しますが、オパシメータにより検査することも認められています（スクリーニング検査※）。規制値に応じ、それぞれ以下のフローチャートをご参照ください。また、それぞれの場合における指定整備記録簿の記載例は、次ページをご覧ください。

黒煙25%規制車

- 黒煙25%規制車については、これまで原則として、視認ではなく、黒煙測定器による測定を求めてきました。
- このため、機器の使用を基本としつつ、適切な整備を前提として、視認による合格判定を可能とします。



黒煙40%、50%規制車



※ スクリーニング検査：黒煙測定車をオパシメータを使用して検査すること。その際の判定値を「スクリーニング値」といいます。スクリーニング値は、黒煙の規制値に応じ下表の通りです。（例えば、黒煙25%規制車は光吸収係数が0.80m⁻¹以下であれば基準適合となります。）

黒煙規制値		スクリーニング値
黒煙 25%	⇒	光吸収係数 0.80m ⁻¹
黒煙 30%（特殊自動車に限る）	⇒	光吸収係数 1.01 m ⁻¹
黒煙 35%（特殊自動車に限る）	⇒	光吸収係数 1.27 m ⁻¹
黒煙 40%	⇒	光吸収係数 1.62 m ⁻¹
黒煙 50%	⇒	光吸収係数 2.76 m ⁻¹

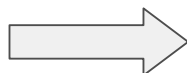
検査の方法 （指定整備記録簿への記載・・・使用した機器により記載方法が異なります。）

指定整備記録簿の記載例

自動車の種類、使用した検査機器により、指定整備記録簿の記載の方法が異なります。

◆ 黒煙測定車の検査について

(1) 黒煙測定器を用いて判断した場合



黒煙・粒子状物質
視認・ <u>テスト</u>
20 $\frac{\%}{m^{-1}}$

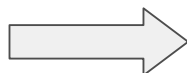
(2) オパシメータを用いて判断した場合



黒煙・粒子状物質
視認・ <u>テスト</u>
0.75 $\frac{\%}{m^{-1}}$

(3) 最初から視認により判断した場合

(40%、50%規制車に限る。)



黒煙・粒子状物質
<u>視認</u> ・テスト
適 $\frac{\%}{m^{-1}}$

(4) オパシメータを用いた測定において
スクリーニング値を超え、視認により
判断した場合 (25%規制車に限る。)



別途、備考欄にオパシメータによる
測定値[m⁻¹]を明確に記載する。

黒煙・粒子状物質
<u>視認</u> ・テスト
適 $\frac{\%}{m^{-1}}$

◆ オパシメータ測定車の検査について

(5) オパシメータを用いて判断した場合



黒煙・粒子状物質
視認・ <u>テスト</u>
0.75 $\frac{\%}{m^{-1}}$

6. 指定整備記録簿の「目視等による検査」欄と保安基準の対照表

No	構 造	保 安 基 準		参 考
①	最低地上高	第 3 条	最低地上高	・「最低地上高 9 cm 以上」等
②	最大安定 傾斜角度	第 5 条	安定性	・規定角度傾斜で転覆しないこと
③	最小回転半径	第 6 条	最小回転半径	・最外側のわだちについて 1 2 m 以下

No	装 置	保 安 基 準		参 考
①	原動機及び 動力伝達装置	第 8 条	原動機及び 動力伝達装置	・エンジンオイル、冷却水、クラッチ等 ・速度抑制装置
②	走行装置	第 9 条	走行装置等	・タイヤ、ホイールベアリング、アクスル等
③	操縦装置	第 10 条 第 11 条 第 11 条の 2	操縦装置 かじ取装置 施錠装置	・各種操縦装置の位置及び識別表示等 ・ハンドル、パワーステアリング等 ・ステアリングロックの機能等
④	制動装置	第 12 条 第 13 条	制動装置 けん引自動車の制 動装置等	・ブレーキホース、レバー、慣性ブレーキ等 ・けん引自動車のブレーキ等
⑤	緩衝装置	第 14 条	緩衝装置	・バネ、スタビライザ、ショックアブソーバ等
⑥	燃料装置及び 電気装置	第 15 条 第 16 条 第 17 条 第 17 条の 2	燃料装置 ガス発生炉等 高圧ガスの燃料装 置等 電気装置	・燃料タンク、配管等 ・ガス発生炉、配管等 ・高圧ガスタンク、配管等 ・電気配線等
⑦	車枠及び車体	第 18 条 第 18 条の 2	車わく及び車体巻 込防止装置等	・タイヤの突出、リヤオーバハング、車体表示等 ・貨物車の巻込防止装置、突入防止装置等
⑧	連結装置	第 19 条	連結装置	・けん引自動車及び被けん引自動車の連結装置等

No	装 置	保 安 基 準		参 考
⑨	乗車装置及び 物品積載装置	第 20 条 第 21 条 第 22 条 第 22 条の 2 第 22 条の 3 第 22 条の 4 第 22 条の 5 第 23 条 第 24 条 第 25 条 第 26 条 第 27 条 第 28 条	乗車装置 運転者席 座席 補助座席等 座席ベルト等 頭部後傾抑止装置 等 年少者用補助乗車 装置 通路 立席 乗降口 非常口 物品積載装置 高圧ガス運送装置	・車室、荷室、インストルメントパネル等 ・視野の確保、バスの運転者席仕切棒等 ・座席の大きさ、間げき、強度等 ・補助座席の定員数等 ・ベルトの取付等 ・ヘッドレストの取付等 ・幼児用シートの取付等 ・バスの通路幅等 ・バスの立席等 ・乗降口の安全の確保等 ・貨物車の荷台構造寸法、ダンプ車のベッセル比等 ・高圧ガスを運送する自動車のガス運送装置等
⑩	前面ガラスその 他の窓ガラス	第 29 条	窓ガラス	・安全ガラスの透過率、損傷等 (可視光線透過率 70%以上)
⑪	騒音防止装置	第 30 条	騒音防止装置	・マフラーの取付、騒音等
⑫	ばい煙等の発 散防止装置	第 31 条	ばい煙、悪臭のあるガ ス、有害なガス等の発 散防止装置	・触媒、ブローバイガス還元装置、排気管の開口 方向等
⑬	灯火装置及び 反射器	第 32 条 第 33 条 第 33 条の 2 第 34 条 第 34 条の 2 第 35 条 第 35 条の 2 第 36 条 第 37 条 第 37 条の 2 第 37 条の 3 第 37 条の 4 第 38 条 第 38 条の 2 第 39 条 第 39 条の 2 第 40 条 第 42 条	前照灯 前部霧灯 側方照射灯 車幅灯 前部上側端灯 前部反射器 側方灯及び側方反 射器 番号灯 尾灯 後部霧灯 駐車灯 後部上側端灯 後部反射器 大型後部反射器 制動灯 補助制動灯 後退灯 灯色の色等の制限	・作動状況、個数、色、光度、取付位置等 ・作動状況、個数、色、光度、取付位置等 ・作動状況、色、光度、取付位置等 ・作動状況、色、光度、取付位置等 ・作動状況、色、光度、取付位置等 ・被けん引自動車の反射器の形、色、反射部面積、 取付位置等 ・作動状況、色、光度、反射器の形、色、反射部 面積、取付位置等 ・作動状況、色等 ・作動状況、色、光度、取付位置等 ・作動状況、個数、色、光度、取付位置等 ・作動状況、色、光度、取付位置等 ・作動状況、色、光度、取付位置等 ・形、色、反射部面積、取付位置等 ・個数、色、反射部及び蛍光部面積、取付位置等 ・作動状況、色、光度、取付位置等 ・作動状況、個数、色、光度、取付位置等 ・作動状況、個数、色、光度、取付位置等 ・各種灯火の色等
⑭	警報装置	第 43 条 第 43 条の 2 第 43 条の 3 第 43 条の 4	警音器 非常信号用具 警告反射板 停止表示器材	・音の大きさ、音色等 ・取付、有効期限等 ・備付等 ・備付等
⑮	指示装置	第 41 条 第 41 条の 2 第 41 条の 3	方向指示器 補助方向指示器 非常点滅表示灯	・作動状況、色、光度、取付位置等 ・作動状況、色、光度、取付位置等 ・作動状況、色、光度、取付位置等
⑯	視野を確保す る装置	第 44 条 第 45 条	後写鏡等 窓拭器等	・傷、取付位置 ・ブレードの機能、サンバイザー状態等
⑰	走行距離計そ の他の計器	第 46 条	速度計等	・作動状況、取付位置等
⑱	防火装置	第 47 条	消火器	・消火器の性能、取付位置等
⑲	内圧容器及び その附属装置	第 48 条	内圧容器及びその 附属装置	・容器及び附属装置の状態等 (空気ブレーキ・自動ドア等に使用する圧縮ガスの容器)
⑳	その他	第 48 条の 2 第 48 条の 3	運行記録計 速度表示装置	・記録計の性能等 ・表示装置の機能、取付位置等

7. 保安基準適合証の交付の可否等について

検査の種類					適合証の 交付	標章の 交付	限定適合証 の交付 ※5	適合証による現 車提示の省略		
					(可否)	(可否)	(可否)	(可否)		
新規・予備検査	新車				×	×	×	×		
	中古車	構造等が同一 ※1	下 （変更無し） 外	乗用・二輪・軽自動車		○	×	○	○	
				貨物	小型で最大積載量1000kg以下かつ車体形状「バン」又は「三輪バン」のもの、又は軽自動車	○	×	○	○	
				特種	軽自動車のみ	○	×	○	○	
				上記以外		○	×	○	×	
			自家用 ↑↓ 事業用	乗車定員11人以上（乗合等）		×	×	×	×	
				乗車定員 11人未満 （上記以外）	乗用・二輪・軽自動車		○	×	○	○
					貨物	小型で最大積載量1000kg以下かつ車体形状「バン」又は「三輪バン」のもの、又は軽自動車	○	×	○	○
					特種	軽自動車のみ	○	×	○	○
			上記以外		○	×	○	×		
			貸渡 ↑↓ 自家用 事業用	乗用・二輪・軽自動車		○	×	○	○	
				貨物	小型で最大積載量1000kg以下かつ車体形状「バン」又は「三輪バン」のもの、又は軽自動車	○	×	○	○	
				特種	軽自動車のみ	○	×	○	○	
				乗合のみ	貸渡←→自家用のみ		×	×	○	×
					貸渡←→事業用のみ		×	×	×	×
			上記以外		×	×	○	×		
	構造等に変更 ※2				×	×	×	×		
継続検査 ※4					○	○	○	○		
構造等変更検査 ※4					×	×	×	×		
臨時検査					×	×	×	×		

※3

※1 道路運送車両法施行規則第43条の2に規定する長さ、幅、高さ等について登録識別情報等通知書等に記載されている事項と現車が同一(自家用、事業用、貸渡の変更を除き)であること。なお、軽自動車にあっては、自動車検査証返納証明書により確認のこと。

※2 構造等が変更されている場合は、自動車検査員は、道路運送車両法第94条の5第5項の規定により、当該車両が保安基準に適合する旨の証明をおこなうことはできない。

※3 中古新規検査、予備検査の適合証による現車提示の省略については、道路運送車両法第7条第3項第3号、道路運送車両法施行規則第2条の3の規定により、「乗用車(二輪含む)」、「軽自動車」、「小型貨物で最大積載量1トン以下かつバン型又は三輪バン」については現車提示の省略ができるが、「乗合等(乗車定員11人以上)」、「幼児専用車」、「三輪の小型自動車」、「特種用途の普通自動車・小型自動車」、「大型特殊」は、現車提示の省略はできない。

※4 使用過程車への指定部品取り付けによる長さ、幅及び高さ等の変更については、「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて」(平成7年11月・依命通達)により取り扱う。

※5 限定適合証の交付については、道路運送車両法第94条の5の2の規定により、有効な限定自動車検査証の交付を受けている自動車について、保安基準に適合しない部分を整備し、検査員が保安基準に適合すると証明した時に交付できる。

8.【整備工場コード】お知らせ

持ち込みにより継続検査を受ける認証工場の皆様へ

平成30年4月より、自動車(予備)検査証に認証番号が記載されますので、申請書の「整備工場コード」欄に認証番号の記載をお願いします。

また、平成30年6月からは認証番号の記載が必須となります。

■ 継続検査申請書 専用3号様式

①業務種別 ②手数料 ③有効期間 ④出張 ⑤処理 ⑥例外 ⑦制限解除 ⑧NCX-PM ⑨証明書指示

⑩自動車登録番号 ⑪車台番号 (自動車検査証記載の車台番号の下2桁に数字等を記入) ⑫整備工場コード

⑬走行距離計表示値

運輸支局長 殿

対象手続き
①新規検査(中古)
②予備検査(中古)
③継続検査

運輸支局コード 認証番号

(注1) 実際に受検した認証工場の認証番号を記載してください。
(注2) 指定工場の方が持ち込み車検を受けた場合は指定番号でなく、認証番号を記載してください。



国土交通省

※指定工場で車検を実施した場合は、従来どおり「指定番号」での記載になります。

持ち込みにより新規・予備検査を受ける認証工場の皆様へ

平成30年4月より、自動車(予備)検査証に認証番号が記載されますので、申請書の「整備工場コード」欄に認証番号の記載をお願いします。

また、平成30年6月からは認証番号の記載が必須となります。

■ 新規検査 変更登録 更正登録 予備検査 自動車予備検査証記入 所有者変更記録 申請書 第1号様式

①新規検査 ②手数料 ③補助シート ④番号指示 ⑤出張 ⑥備考欄 ⑦有効期間 ⑧出張 ⑨備考欄 ⑩自動車登録番号交付 ⑪自動車検査証交付

⑫自動車型式指定・類別区分番号 ⑬製作年月日 ⑭走行距離計表示値 ⑮整備工場コード

⑯定期点検 ⑰受検形態 ⑱装置名コード

対象手続き
①新規検査(中古)
②予備検査(中古)
③継続検査

運輸支局コード 認証番号

(注1) 実際に受検した認証工場の認証番号を記載してください。
(注2) 指定工場の方が持ち込み車検を受けた場合は指定番号でなく、認証番号を記載してください。



国土交通省

※指定工場で車検を実施した場合は、従来どおり「指定番号」での記載になります。

9. 重量税額照会システムのお知らせ

次回車検の重量税額がインターネットで分かるようになりました。

～平成30年4月2日より、次回自動車重量税額照会サービスを開始しました。～

google、yahoo、等で次回自動車重量税額照会サービスと検索
又は、URL「 <https://www.nextmvtt.mlit.go.jp/> 」にアクセス。

国土交通省

次回自動車重量税額照会サービス

1 初めの方

よくあるご質問

利用規約

ご利用上の注意

プライバシーポリシー

セキュリティ

お問い合わせ先

> ホーム

次回自動車重量税額照会サービス

次回の車検（継続検査等）を受ける時の自動車重量税の税額が照会できるサービスです。
車台番号、検査予定日を入力することで、検査予定日時点の自動車重量税額の照会が行えます。

■ お知らせ

2021/03/19 令和3年度税制改正対応時期について

【重要】2020/08/12 9月16日（水）メンテナンス作業のお知らせ

【重要】2019/07/18 9月30日（月）メンテナンス作業のお知らせ

2019/04/01 平成31年度税制改正対応のお知らせ

■ 次回自動車重量税額照会

次回自動車重量税額照会を行う場合は、
「照会画面へ」ボタンをクリックしてください。
（ご利用可能時間 9:00～21:00）

2

照会画面へ

国土交通省

次回自動車重量税額照会サービス

初めの方

> ホーム

> 次回

3 車台番号を入力します。（アルファベットは大文字で入力をお願いいたします）
4 「検査予定日」を入力します。カレンダーから入力もできます。
5 「照会」をクリック。

下記の項目に入力後、照会ボタンを押してください。

1. 車台番号（必須）

※自動車検査証等に記載されている車台番号の全桁を入力してください。

3

● 車台番号が英数字のみの場合

（半角英大文字、半角数字、半角ハイフンまたは半角ピリオド）

○ 車台番号に漢字が含まれる場合

[]

（選択）

（半角数字）

2. 検査予定日（運輸支局等で継続検査等の手続きを行う予定日）（任意）

4

yyyy/mm/dd

カレンダー

5

照会

> ホーム > 次回自動車重量税額照会入力 > 次回自動車重量税額照会結果

自動車重量税額の照会結果を示します。

車台番号（全桁）	⑥	ABC-12345
検査予定日	⑦	2021/06/30
有効期間年数		2年

- ・車台番号は、自動車検査証等の車台番号と一致していることをご確認ください。
- ・検査予定日は、運輸支局等での登録・検査申請受付可能日であることをご確認ください。
- ・検査予定日に未入力と記載された場合は、車検証の有効期間満了日または照会日を検査予定日として算出しています。

自動車重量税額（円）	⑧	15,000
------------	---	--------

- ⑥車台番号は、自動車検査証等の車台番号と一致していることをご確認ください。
- ⑦検査予定日は、運輸支局等での登録・検査申請受付可能日であることをご確認ください。
- ⑧重量税額が表示されます。

戻る

ご利用について

- ・軽自動車の自動車重量税額の照会はできません。
- ・土日祝日を含め、9:00～21:00の時間帯でご利用可能です。（年末年始、メンテナンス時除く）
- ・当サービスは、Windowsのみの対応となっております。その他のOSからの照会の動作保障はしていません。
- ・当サイトに記載されている情報の正確さについては万全を期していますが、国土交通省は、利用者が当サイトの情報を用いて行う一切の行為について、何ら責任を負うものではありません。



国土交通省
九州運輸局

10. 自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて

1. 自動車検査証の記載事項の変更の取扱い

車両法第67条第1項に規定する「自動車検査証の記載事項について変更があったとき」に該当するかどうかの判断及び指定規則第7条第2項に規定する「当該自動車に係る自動車検査証に記載された道路運送車両法施行規則第35条の3各号（第3号から第5号まで、第16号、第20号、第21号を除く。）に掲げる事項について事実と相違がある」との判断のうち、施行規則第35条の3第8号（長さ、幅及び高さ）、第14号の2（けん引自動車にあっては、けん引重量）、第17号（最大積載量に限る。）、第18号（車両重量及び車両総重量）及び第19号（空車状態における軸重）に係るものについては、以下により行うものとする。

（1）用語

1. に用いる用語の定義は次によるものとする。

- ① 「簡易な取付方法」とは、手で容易に着脱できる取付け方法のものをいう。
- ② 「固定的取付方法」とは、簡易な取付方法又は恒久的取付方法以外の取付方法をいう。
- ③ 「恒久的取付方法」とは、溶接又はリベットで装着される取付方法をいう。
- ④ 「指定部品」とは、ユーザーの嗜好により追加、変更等する蓋然性が高く、安全の確保、公害の防止上支障が少ないエア・スポイラ、ルーフ・ラック、ショック・アブソーバ、トレーラ・ヒッチ等別途定める自動車部品（以下「指定部品」という。）をいう。
- ⑤ 「指定外部品」とは、指定部品以外の自動車部品をいう。

主な指定部品の例

機能的部品	アクセサリ部品
身体障害者用操作装置	ルーフ・ラック、キャリア
エア・バッグ	エア・スポイラ、エア・ダム
けん引用トレーラーヒッチ	グリル・ガード、ドア・プロテクタ
ショックアブソーバ	オーディオ類、ナビゲーションシステム
マフラー、排気管	アンテナ、ラダー、トウバー 等
タイヤ、タイヤ・ホイール 等	

(2) 次の各号の一に該当する場合には、車両法第67条第1項の適用については施行規則第35条の3第1項第8号に係る自動車検査証の記載事項について変更があったときに該当しないこととし、指定規則第7条第2項の適用については事実と相違があるときに該当しないものとする。

ただし、施行規則第35条の3第1項第8号に係る自動車検査証の記載事項以外に変更があり、構造等変更検査を命ずる場合には、この限りでない。

- ① 簡易な取付方法により自動車部品を装着した場合
- ② 指定部品を固定的取付方法により装着した場合
- ③ 指定部品を恒久的取付方法により装着した状態、又は、指定外部部品を固定的取付方法若しくは恒久的取付方法により装着した状態において、当該自動車の長さ、幅又は高さが自動車検査証に記載されている値に対して次表の範囲内に含まれる場合

項 目	範 囲
長さ	± 3 c m
幅	± 2 c m
高さ	± 4 c m

(3) 次の各号の一に該当する場合には、車両法第67条第1項の適用については施行規則第35条の3第1項第14号の2、第17号（最大積載量に限る。）、第18号及び第19号に係る自動車検査証の記載事項について変更があったときに該当しないこととし、指定規則第7条第2項の適用については事実と相違があるときに該当しないものとする。

ただし、施行規則第35条の3第1項第14号の2、第17号（最大積載量に限る。）、第18号及び第19号に係る自動車検査証の記載事項以外に変更があり、構造等変更検査を命ずる場合には、この限りでない。

- ① 簡易な取付方法により自動車部品を装着した場合
- ② 指定部品を固定的取付方法により装着した場合
- ③ 指定部品を恒久的取付方法により装着した状態、又は、指定外部部品を固定的取付方法若しくは恒久的取付方法により装着した状態において、当該自動車の車両重量が自動車検査証に記載されている値に対して次表の範囲内に含まれる場合

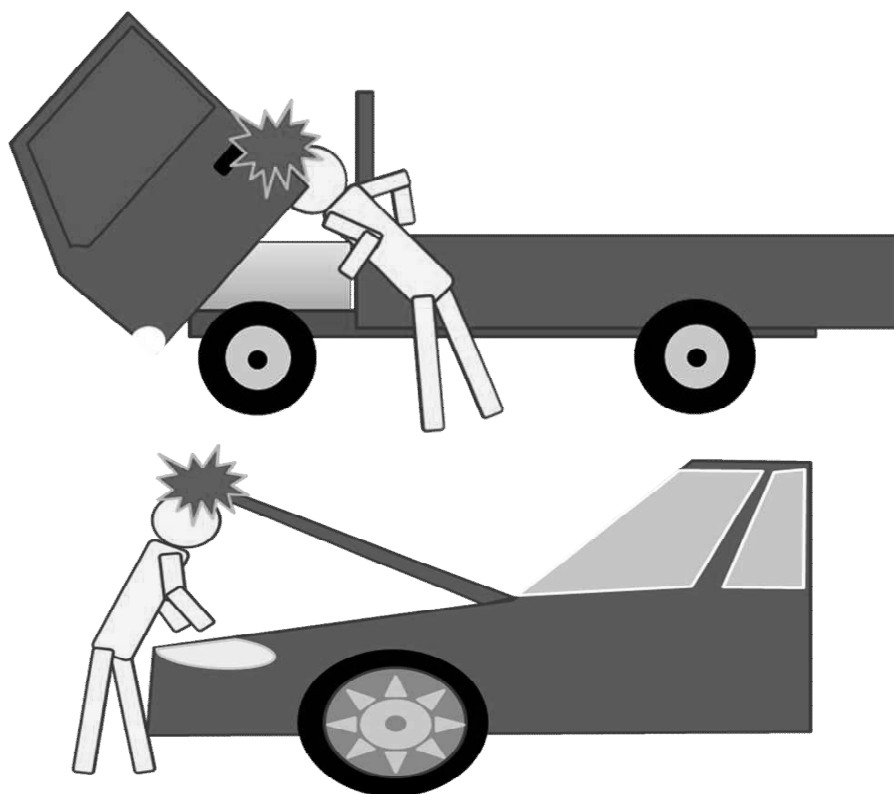
種 別	範 囲
検査対象外軽自動車、小型自動車	± 5 0 k g
普通自動車、大型特殊自動車	± 1 0 0 k g

受検者の皆様へ

トラックのキャビンの落下による事故が発生しています！

【事故事例】

外観検査時、キャビンの固定が不十分なまま原動機型式等を確認しようとした為、頭部にキャビンが落下してきた。



【注意徹底をお願いします】

☞ 原動機型式等の確認時には
キャビンやボンネットの確実な固定！

